_
\circ
核
○核原料物質の使用に関する規則(
料
17
彻
筫
\mathcal{O}
使
用
17
(C
渕
9
る
規
月il
尺1
(昭和四十三
昭
和
几
+
<u> </u>
<u></u>
午
総
理
府
会
绺
邪
<u> </u>
+
二年総理府令第四十六号)
묽
J
~
(第六条関係)
六
条
閗
区区

(傍線部分は改正部分)

(届出書類の提出部数)	する。 2 前項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通と第六条 (略)	各一通とする。 2 前項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し第四条 (略)(解散等の届出)	各一通とする。 2 前項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し第三条の四 (略) (使用の廃止の届出)	一〜五 (略)	改正案
(届出書類の提出部数)	とする。 2 前項の報告書の提出部数は、正本一通及び副本二通第六条 (略) (報告の徴収)	副本二通とする。 2 前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び第四条 (略) (解散等の届出)	副本二通とする。 2 前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び第三条の四 (略)	一~五 (略)	現

つては第 59 条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安	つては第 59 条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安
いては原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあ	いては原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあ
同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者につ	同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者につ
、第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、	、第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、
の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者	の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者
力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第3項各号に掲げる原子力事業者等	力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第3項各号に掲げる原子力事業者等
第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子	第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)
(裏 面)	(裏 面)
(解各)	(解各)
(F &	でよめ
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第6項の規定	
(表 面)	(表 面)
様式第2(第10条関係)	様式第2(第10条関係)
書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。十二年政令第三百二十四号)第四十五条の規定に係る料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三第八条 法第五十七条の八第一項及び核原料物質、核燃	書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。十二年政令第三百二十四号)第四十五条の規定に係る料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三第八条 法第五十七条の八第一項及び核原料物質、核燃

委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3 第1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2~6 (器)

2 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8~11 (累

12 第1項から第 $\underline{6}$ 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 $\parallel \underline{11}$ してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

-- 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした

581条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

(四) (四)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、か、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

<u> 7</u>~10 (略)

第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する

てはならない。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第 2 項から第 4 項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除へ。)、第78条 (前号に掲げる規に係る部分を除へ。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

	=
l	Ì
l	Ì
l	ĺ
l	Ì
l	Ì
l	Ì
l	Ì
l	Ì
l	Ì
l	ĺ
	ᆫ
	<u> </u>
	E
	Ē
	Ē

○使

	使用済燃料の再処理の事業に関する規則
	(昭和四十六年総理府令第十号)
	(第七条関係)
(傍線部分は改正部分)	

(再処理の事業の指定の申請) (再処理の事業の指定の申請)	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質第一条 この規則において使用する用語の例による。 、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一~六 (略)	改 正 案
(再処理の事業の指定の申請) (再処理の事業の指定の申請)	第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義はいて使用する用語の例による。 、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一~六 (略)	現行

(削る)
(i) 一 (略)
(i) 一 (所) 一 (i) 一 (所) 而) 一 (所) 而) 一 (所) 一 (所) 一 (所) 而) 而 (而) 而 (而) 而 (而) 而 (而) 而 (而) 而 (而) (3) (2) (1) (7) (6) (S) (略) (5) (略) (略) (略) ,, れ 対 規 制 備 が L 則 委員会規 \mathcal{O} 耐 基準に な 7 津 波 V 再 よう措置を講 構 処 の 一 う。 関 遮蔽 則第二十七号。 造 理 施 する規則 般 大保管廃棄能 設 再 に 構造 処 関する \mathcal{O} 安 理 全機 じた構造をいう。 条に規定 施 伞 構造 設 成二十 以 能 \mathcal{O} が損 力 下 位 する基準 置 設 事業指定基 \pm な 年原子力規 わ 構 れる 造 -津波に 及 び お 設 チョハ く 放り建 (1) (3) (2) (1) (6) (2) (1) (i) (ii) (ii) 気体廃棄物の廃棄施設の 放射性廃棄物の廃棄施設の (v) (ii) (略) (略) (略) (新設 Š (v)(iv)(i) 再処理施設の (v) (iv) (i) (i) (ii) (ii) (ii) (略) 廃液槽 (そう) の (5) 放射線の (略)

略)

般 構造

1

. 関す

る

構

造

(そう) の最大保管廃棄能力

設

の最大保管廃

能 力 の構

造

及

び 設

- 2 -

第二号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ口 設計基準事故(事業指定基準規則第一条第二項	びその評価の結果	の評価を行うため	に必要な施設並びに発生すると想定される事故の	変化をいう。以下同じ。) 事故に対処するため	一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡	イ 運転時の異常な過渡変化 (事業指定基準規則第	項について記載すること。	に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事	な施設及び体制の整備に関する事項については、次	生した場合における当該事故に対処するために必要	核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発	七 法第四十四条第二項第八号の再処理施設において	件及び結果	ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条	ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項	物による放射線被ばくの管理の方法	イ 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された	事項を記載すること。	放射線の管理に関する事項については、次に掲げる	六 法第四十四条第二項第七号の再処理施設における	三~五 (略)	チ・リ (略)	((()
												(新設)								(新設)	三~五 (略)	リ・ヌ (略)	(

行うた 生す ると想 めに 事 故 定さ 設定した条件 に 対 れる事故 処 す Ź た . 及 び 0 8 程 12 そ 度 必 及 \mathcal{O} 要 評 び な 影響 価 施 設 0) 結 \mathcal{O} 並 果 評 び に 価 発 を

前項の申請書に添付すべき核原料物質、 行うた 生す 故 大 な に 事 重 ,ると想: 大事 過 故 対 め 処 渡 す に設定した条件及びその 変故 以 定さ るため 化 に 下 至る 及 れる事 び 重 おそれ に 大 設 ... 事 計 故 の 要 基 故 な 等 潍 が 程 事 あ 施 る事 度 設 故 及 を 及 総 評 び び 称 除故 影響 価 核燃料物質及 体 す の結 رِّ ک ه 運 制 0 並 転 果 評 び 時 又 は 価 に \mathcal{O} 異 発 事 重 2

定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で第三百二十四号。以下「令」という。)第二十六条第二び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及

一~六 (略)

再 処 理 施 設 \mathcal{O} 放 射 線 \mathcal{O} 管 理 に 関 す Ź 説 明 書

八 備当 に 該 再 関 事 処 す 故 理 る説 に 施 対 設 明 処 に す 書 お る 11 た 7 事 \Diamond 故 に が 必 要 発 な 生 L 施 設 た 及 場 合に び 体 おけ 制 \mathcal{O} 整 る

九・十 (略)

3 通 とする。 項 0) 申 請 書 0) 提 出部 数 な、 正 本 通 及び写し

> 第三百二十四号。び原子炉の規制に 定める書類は、 項に規定する事業計画書その 前 頃の申請 書に添付 次の各号に掲げるとおりとする。 に に関する法律 以下 「令」という。 す べき核原料物質、 律 ·施行令 他原子力規制委員· (昭 第二十六条第二 和三十二年 核燃料: 会規 物 則 政 質 で 令 及

~六 (略)

七 性 廃 使 用 棄 済燃料 物 の廃 棄に関 · 等 に よる 以する説 放 射 明 線 書 0 被 ば < 管 理 及 び 放

射

八 定 z 再 浸 れ 水 処 る再 理 施 地 処 震 設 理 \mathcal{O} 操 施 火 災等 設 作 0 上 0 事 が 故 過 あ 失 \mathcal{O} 0 種 た 類 場 機 合 械 に 又 程 は 発 度 装 生 置 す 影 響等 る 0) 故 想 障

九・十 (略)

関

する

説

明書

3 及 び 第 写 項 L 0) 申請 通とする。 書の 提 出 部 数 がは、 正 本 通 副 本二 通

大 事 故

次に 条 の 三 ŋ 員 掲 会規 厳 げ L るも 則 法 1 も 条 の 件 で 第 定 几 と \mathcal{O} \emptyset + す る 下 几 う る。 に 重 条 大な の 二 お 11 事 第 て 故 発 は、 生 項 す 第一 る 設 号 事 計 故 上 \mathcal{O} で 定 原 める条 あ 子 力 0 て 規

セ ル 内 に お 1 7 発 生 する 臨 界 事 故

L た場合にセ 又 使 は 用 液 済 体 燃 状 料 ル \mathcal{O} カュ 内 放 ら に 射 分 性廃 離さ お 1 て発生す 棄物を冷 れ た 物 で る蒸発 却 あ す 0 る機能が て 乾固 液 体 状 喪 \mathcal{O} 失

三 に 内 セ 部 放 射 ル に 内 滞 線 分 留 に 解 お す ること に 11 7 ょ 発 0 生 を て 上する水 防 発 生 止 する す 素に る 機 水 素 よ能 る が が | 操 喪 発 失 再 処 L 理 た 設 備 場 合 \mathcal{O}

兀 五. よる火 使 セ 用 ル 災 内 済 . 燃 料 又 に は お 爆 貯 1 蔵 発 7 設 発 (前号に 備 生 す に える有 貯 蔵す · 掲 げ 機 る使用 る 溶 Ł 媒 \mathcal{O} そ 済燃料 を \mathcal{O} 除 他 < \mathcal{O} 物 0) 著 質

損 放 傷 射 除性 物 質 \mathcal{O} 漏 え 1 前 各 号 に 掲 げ る 事 故 係 る

更 許 可 \mathcal{O} 申 請

 \mathcal{O}

を

< < ∘

第 0 いの て四の は、 令 次 第 \mathcal{O} 各十 号によっ 七 条 \mathcal{O} るも 変 更 \mathcal{O} لح 許 す 可 うる。 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 記 載

合 兀 令第 に + あ四 十七七 条第 0 て 条第 は 一 月 第 \equiv 当た 三号 号の ŋ 変 \mathcal{O} 更 及 再 処の び 年 理 内 間能容 0) 力に \mathcal{O} 0 最 変更に 大再 処 理係 能る法

> 第 条 0 削 除

四の 許 可 \mathcal{O} 申 請

第 一に つ条 いの更 て は 令 次の各日 1号による: 七 条 \mathcal{O} 変 Ł 更 \mathcal{O} と 許 する 可 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 記 載

場第 合 兀 令 第二 に + あ 兀 3条第二 一十七 条第 一項 第三号 三号の 日 当 た ŋ \bigcirc 変 及 再 更 \mathcal{U} 処 \mathcal{O} 年 理 内 間能容 の力に 最の 0 変更 大 1 再 7 に 処 は 理 係 能る法

ごとの 更に に 掲 \mathcal{O} 項 場 設法 済 に 合 + 造 法 力 に に 燃 げ め 事 に を 合 を ょ に 兀 及 を、 第 . 係 料 あ 項 兀 係 記 条 び る に 故 お 記 に お 0 る場合 第二 第二 事 売 カュ 7 設 る 必 載 あ け 載 0 + 再 が 1 場 渡 5 記 て 故 要 発 る 備 几 処 7 2 な 分離 号 条 合 生 核 て 放 載 は 項 理 \mathcal{O} し \mathcal{O} に 第 区 に L 燃 射 第 に 変 第 す 施 法 は 法 L 貸付 設 た あ さ 几 分 あ 料 第 第 線 第 掲 更 る に 場 に 及 物 几 \mathcal{O} 兀 0 れ 法 条 号 げ 項 使 0 た核 の 二 合に け、 応 て び 質 + 条 管 + て 第 \mathcal{O} る 係 第 用 は 四 の 二 る場 再 区 は 体 が 兀 理 几 几 じ 済 第 そ 第 お 臨 条 処 燃 処 分 号 制 に 条 返 + 分す れ E け 界 第 第 関 還 料 兀 理 合 0 料 第 _ \mathcal{O} る当 ぞ 状 等 項 ょ 条 整 す 物 条 \mathcal{O} に 再 \mathcal{O} 第二 第三 る 質 方 備 態 項 項 項 \mathcal{O} 0 あ 種 れ \bigcirc る 処 て 該 相 法 同 12 第 第 事 第 核 \mathcal{O} 0 理 号 第関 事 な 六 項 七 手 燃 処 項 号 \mathcal{O} 記 7 施 とに 故 ることその 号 号 号 方 料 分 に 変 載 す 第 は 設 \mathcal{O} イ る事 更 項 に に 変 及 物 \mathcal{O} 六 掲 第 カュ \mathcal{O} \mathcal{O} L \mathcal{O} 号 に 5 第 対 再 掲 更 再 び 質 方 げ 位 記 そ 処 処 げ に 処 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} る 係 七 項 条 置 法 す 理 の <u>ニ</u> ま 号 係 理 種 の使区 る \mathcal{O} る 第 L る 方類変用分場 で 変 他 施 事 る 施 兀

法

記 \mathcal{O} 係 料 0 あ 条 項 U 几

載 売

すること。

合に

9

第 第 に 変 第 す

条 号 げ に 項 使

 $\stackrel{\sim}{=}$

三

号

に 変 載 は 設

げ

る 係

六 掲

は項

ょ

て

L

第 \mathcal{O}

兀

+第

処 項

方 号

法の

の使区

変 用 分

第

済 に

か

5 記 て

離 に

さ

た

核

る場

あ

0 n 法

て

は

処 燃

分 料 兀

す 物 条 項 \mathcal{O} ょ に 再 \mathcal{O}

る 質 第 第

料 分

物 \mathcal{O}

質

 \mathcal{O}

類

渡

L 合 分 載

貸

付

返

還

 \mathcal{O}

相 核 \mathcal{O}

手 燃

方

及

び

そ

 \mathcal{O} 種

方

十 第

号 \mathcal{O} 条 理

る 係 第 用

分

9 あ 処 種

7

記 7

兀

第 第 設 + 再

兀 掲 更

 \mathcal{O}

再 区

処

理

方法

 \mathcal{O}

更に

る 第

場 兀 造 法 力

及 第

備 兀 処

る 兀 済

場

合

0 理 類

第 L

 \mathcal{O}

法 条

号

 \mathcal{O} 料

施

 \mathcal{O}

位 記

置

とに

載

を、

る

定 8 る 事 項 を 記 載 すること。

の略

2 は の各号に 第八号に 第四 + · 掲 げ 掲げ 兀 条 `る書 る事 第二 ■類を添: 項 項第二 0 変更に 付 号 しな カ に係る前で ら第 け れ 兀 ば 項 号 なら まで、 0 申請書に 第 七 は 号 又

六

略

略

2 類 項 〜六を添 \mathcal{O} 法 変 第四 更に 付 L + なけ 係る 兀 条 れ 前 第 にばなら 項 0 項 申 第二 な 請 一号から 書 に は 第 匹 次 の各号に 号までに 掲 掲 げ げ る る

略

七 る 説 明 更 後 に お け る 再 処 理 施 設 0 放 射 線 \mathcal{O} 管 理 に 関 す

及び 場 変 更 合 に 体 後 制お に のけ お 整 る け 当 備 る に 該 再 関 事 処 す 故 理 á に 施 説 対 設 明 処 に 書 す な る 1 て た 事 8 に 故 が 必 要 発 な 生 施 L

3 す 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は、 正 本 通 及 び 写 L

計 及 び 工 事 五の 方 法 $- \emptyset$ 可 \mathcal{O} 申

第二 れ 項 法 再 を除 ば を記載 て 処 関 条 認可 ならない 理 す る < 施 法 L を 設 第 た申 受け 以 であ 計 兀 下 及 +請 ょ び 0 うと て溶 工 書 \mathcal{O} 条 事 を 条 第 しする者 及び 接 \mathcal{O} 原 をするも 方 項 認 子 法の 力 次 条に 規 は、 規 (第 制 定 次おの七に 委 条 に 員 \mathcal{O} 1 ょ ŋ, 숲 各 て 関 \mathcal{O} 号に 同 に す ľ Ś に 提 再 出 掲 溶 規 処 げ 接 定 理 L るにの な す 施 事つ方る設 け

(略

 \mathcal{O} 更に 次 の 方 法 X 係 育 一分に るも処 の理 ょ る に 施 限 設 再 処 \mathcal{O} 変 理 更 施 0) 設 場に 合 関 に す ある 設 0 て 計 及 は び 工 当 該 事

削

トる 略

 \mathcal{O} た 8 及 \mathcal{O} 組 び 織 工 事 以 12 下 係 る 設 計 質 管 及 び 理 工 \mathcal{O} 事 方 に 法 係 及 る品 び そ 質 0 管 検 理 査

> 八 七 第程に又 は 発 変 生 装 更 理 更 置 す 後 及 後 る に \mathcal{O} に び 等 لح 故 お 放 お 想 障 け け 射 る 定 性 る さ 再 廃 浸 使 ħ 水 処 棄 用 理 物 る 済 再 施 \mathcal{O} 燃 地 書 処 震 廃 料 設 理 棄 等 \mathcal{O} 操 施 12 火 災 関 設 作 ょ 等 す る \mathcal{O} 上 事 \mathcal{O} る 放 が 説 過 射 故 あ 失、 明 線 \mathcal{O} 0 た場 書 種 0 類 機 被 合 械 ば

及 び 写 度 L 項 \mathcal{O} _ 通 申 と 請 す 書 に るの 関 提 す える説 出 部 数 明 は 正 本 通 副 本 通

3

影

響

設 計 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 工 事 \mathcal{O} 方 法 \mathcal{O} 可 0 申 請

第二 項 い法再に を 7 を 処 関 条 認 除理 記 す < 載 可 施 る 法 を受け 設 設 第 L 計 た 以 で 兀 申 下 あ 及 +ょ 五 請 \mathcal{U} 0 うとする て 工 書 \mathcal{O} 条 を 溶 事 第 条 提 及 接 0 出 び を 方 項 認 法 者 す 次 \mathcal{O} L 条 Ź な 規 は け に ŧ 第 定 七に れ 次 お \mathcal{O} 0 ば に 1 条 ょ 各 関 り、 な て \mathcal{O} 号に こに する 同 5 な ľ, 再 掲 溶 規 処 げ 接 定 理 るにのす施 事つ方る設

略

ロイ変の 更に 方 次 法の 係 区 る 再 分 も処に 理 ょ 施 る 限 設 再 \mathcal{O} 処 変更 理 施 \mathcal{O} 設 場 に 合 関 に す あ る 設 0 7 計 は 及 び 当 工 該事

5 チ 建 物

略

新 設

ホニハロイの 方 法 等 لح 1 う 関 す る 次 0 項

밆 質 保 証 \mathcal{O} 実 施 係 る組

保安活 保 安 活 動 \mathcal{O} \mathcal{O} 計 画

保 安 安 活 活 動動 動 \mathcal{O} \mathcal{O} 評 実 価 施 改 善

五. 略保

2 下この 術 計 事 法 前 て 上 及 て 0 が \mathcal{O} 項 条 及 \mathcal{O} び 方 基 法 1 説 \mathcal{O} 基 法 明 準 第 申 工 ること 準 事 び 兀 が 請 に に 設 た 次 十 書 適合 係る品 条に を 計 書 に 五. 1 説明 及 う 類 条第三 は L び そ お 質管 7 工 L \mathcal{O} 11 項 た 事 他 て 該 7 に 第二 ること 理 書 適 申 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 当 類 設 請 方 合 号 方 計 並 法 該 L に を 法 申 び て \mathcal{O} \mathcal{O} 及 係 説 等 に 技 請い び 技 る 明 が 当 術 工 術 設 に る こと 係 同 該 事 上 計 上 項 申 る た \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 及 第 請に 書 基 設 を 方 基 び 準 類 準 計 計 法 工 号 及 び を 係 事 に 算 \mathcal{O} 以 添 適 に 技 \mathcal{O} る \mathcal{O}

兀 略

2 当 該 前 申 項 請 \mathcal{O} に 申 係る 請 書 設計 に は 及 び 次 工 \mathcal{O} 事 各 \mathcal{O} 号 方 に 法が 掲 げ 法 る 第四 事 項 + に 五. 0 条 1

第

をい \equiv 計 て 項 第 算 に 技 号 術 ょ 0 上 \mathcal{O} 技 7 \mathcal{O} 術 説 基 準 明 上 0) L 基 た لح 潍 書 11 う。 類 以 そ 下こ \mathcal{O} 他 当 \mathcal{O} 適 条 該 合 及び 申 て 請 次 に ること 係 条 る に 設 お

一 を 核 燃 料 物質 0) 臨 界 防 止

計

及

事

 \mathcal{O}

方

法

が

技

上

 \mathcal{O}

に

適

合し

7

ること

説

明 び

L 工

た

書

類

を添

付

L 術

な

け

れ 基

ば 準

なら

な

_ 放 射 線に ょ る被ば < \mathcal{O} 防 止

五四三 八災及び 爆 発 \mathcal{O} 防 止

主 要な 再 処 理 施 設 \mathcal{O} 耐 震 性

主 要 な 容 器 及 び 管 \mathcal{O} 耐 圧 強 度 及 び 耐

3 4 (略)

3

4

略

な

け

れ

ば

な

5

な

条

更

 \mathcal{O}

認

可

 \mathcal{O}

申

請

0) 再

認 処

可 理 法

を

受け

ょ 関

うとする者

は

 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ

各 方 ŋ

号に

掲 9 可

施 第

に

す

設

計 項

次事に

法

に 認

がて変ける事

及の

び規

工定

設四

+

五.

条

第 る

> 変 更 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第 更た 三 \mathcal{O} 再 条 認 処 可 理 法 を 施 第 受け 設 兀 に 十 ようとする者 関 五 する設 条 第二 計項 及 \mathcal{O} び規 は 工 定 次 事 に のの ょ り、 各 方 号に 認 掲 2 可 げ 11 を るて受 事変け

第 3 2 れば 兀 四三 項を 内 ば 五. 四 条 設 既 容 な L が 適 工 つて説 方 前 事 法の 5 略 変更 合 事 が に E ならない 記 計 7 法 変 項 に 工事を行う工 変 (略) 更 載 変更 な 略 略 法 及 原 係る品質 更 V 第 \mathcal{O} で L \mathcal{O} 明し きる。 第び ることを 几 に て 方 技 に 子 申 L に 11 た申 法 術 が + 兀 工 力 係 11 係 請 係 事 ることを た な 規 +五. る が る た 書 質 上 る だ 五の 設 設 書 設 管 請 条 制 に \mathcal{O} 1 前 説明 計 方法 類そ 基準 条 第 委員 は 場 計 計 と L 理 書 条 第二 き 及 及 及 \mathcal{O} 第 又 を び 会に に L 項 U 説 0) 12 び 次 方 は 原 は 第二号に 係る軽 第三号 た 適合 項 明 他 E 法 事 工 項 工 工 子 へただし 事の方法 業 書 事 0 事 当 提 掲 第 力 該書 類 当 所 に 出 げ 兀 規 L \mathcal{O} 微 該 係 さ 掲 る \mathcal{O} \mathcal{O} て 方 号 制 な 書きに規定する原 申 れ 名 技 る 法 類 げ 書 委 11 に 変更) 品品 るこ 請 称 術 \mathcal{O} が 0 て る 類 掲 員 会に 質 技 に 設 添 書 を げ 及 上 1 に係る設 管 とを計 る当 添付 び 術 類 0 計 付 る を省 所 に 提 基 理 上 及 設 準 \mathcal{O} び 該 0 L 計 在 出 \mathcal{O} 算に 計 略 書 な 地 方 基 工 11 及 L 及 び 準 事 類 て け 法 す び な 適 子 ょ る O合 等 \mathcal{O} は れ 工 け 第 3 2 三 兀 五四三二一類 更 兀 項 方 て方 (新 四 条 設 を 法 説法 に を 前 計法及 添 設) 工事を 主要な が 明が 係 記 略 放 主 核 項 (略) 八災及び 一要な 燃 るも 射 付 技 技 \mathcal{O} 略 略 載 L 線に 第 び た 申 料 し 術 術 L 容 た 工 再 物質 な 兀 書 行 請 上 上 \mathcal{O} 事 なうエ よる被ば に 申 +器 処 爆 け \mathcal{O} 類 \mathcal{O} 書 れば 基準 五の 及 理 発 0) そ 基 に 請 0 条第 施設 の防 臨 書 び \mathcal{O} 準 11 は なら 管 場 界 を に 他 に て 二項 に 防 当 提 止 < 適 当 又 0 \mathcal{O} 適 次 止な 係 合して 耐 \mathcal{O} は 出 耐 該 合 該 0 へただし る軽微 圧 震 防 申 L 事 申 各 L 強 業 性 止 て な 請 請 号 度 に 所 け に に 11 書きに 係 な 及 係 掲 \mathcal{O} れ ることを説 ることを計 変更) び る げ 名 ば る 耐 設 設 る 称 な 規定 5 食 計 計 事 及 な 及 び び 及 項 する原 明 算によっ び 所 0 Ĭ うち 在 工 事 地 た 事

書 \mathcal{O} \mathcal{O} 変

た 条 \mathcal{O} 支 間 条 \mathcal{O} 兀 0 障 隔 号 件 第 等 配 制 を 第一 \mathcal{O} に ょ 置 委 (法 な ŋ お記 項 員 \mathcal{O} 項 11 小 載 \mathcal{O} 第 変 会 11 変 変 さ て し \mathcal{O} 兀 更 規 < 更 同 た 規 更 + で 則 とする。 書 定 L ľ 0 兀 あ で 類 な に 許 条 0 定 て、 を ょ 第 め 可 1 ŧ に ŋ に る 1 う。 核 指 係 項 \mathcal{O} 軽 る申 そ 的 定 \mathcal{O} 微 該 第 0 制 又 指 機 な 七 他 限 は 請 器 変 定 再 値 条 許 書 又 \mathcal{O} 更 処 لح 及は \mathcal{O} 可 相 は 理 L 十 \mathcal{O} てド 法 Ħ. て \mathcal{O} 際 法 施 第 \mathcal{O} 設 \equiv 記 設 に 第 兀 間 備 載さ 第 付 六 +隔 \mathcal{O} 又 + 保 兀 さ を は 項 れ 全れ 条 申 機

使用前検査の実施

第

六 げる事 条 法 項 第 べについ 兀 十六 て、 条第一 当 該 項 各号に定 0 使 用 前 \otimes 検 るときに行う。 査 は、 次 の各 号に

8 を行うときそ する材料若 るとき 放射 非 破 線 遮 壊 試 蔽 材又は 験 L < \mathcal{O} 他 機 は 特に 械 部 \mathcal{O} 試 原 品 験、 気 子 に 密、 関 力 規 す 耐 水密若 る 制 圧 委 試 事 員 験 項 しく 会 又 は が 化学分析 適 漏 は 当と 耐 え 11 食 認試試 を

一 (略)

宺 成したとき 理 計 施 設 制 \mathcal{O} 御 組 系 立 統 て 施 に 設 関 す 放 る 射 事 線 項 管 理 そ 施 れ 設 ぞ そ れ \mathcal{O} \mathcal{O} 施 他 設 \mathcal{O} が再

四(略

た と 処 \mathcal{O} 条の 請 力 L 兀 理 + 条 \mathcal{O} 書 規 \mathcal{O} 二第 て 件 施 等 \mathcal{O} 第 配 制 設 記 を 置 委 \mathcal{O} 載 第 記 項 法 員 \mathcal{O} さ \mathcal{O} 숲 保 項 変 載 第 全 れ 項 L \mathcal{O} 変 兀 更 規 上た た 規 更 + 第 で 則 間 支障 定 \mathcal{O} 兀 あ 書 で 隔 類 に 号 許 条 0 定 より て、 ょ に 第 \mathcal{O} を 可 8 な ŋ に お 11 る う。 11 小 指 係 項 当 軽 11 変 さ て 定 る \mathcal{O} 該 微 (更とする。 < 同 又 申指 第 機 な L じ は 六 請 定 器 変 な 条 更 許 書 又 \mathcal{O} 及 は 1 \mathcal{O} 可 相 は t び 法 12 \mathcal{O} 互. 0) 核 及 際 法 第 \mathcal{O} 設 そ 的 第 几 び に 間 備 0 制 第 付 六 + 隔 又 限 +兀 他 七 さ を は 再 値 条 れ 条 申 機

使用前検査の実施)

第 六 掲 げ 条 る 事 法 項につ 第四 + V 六 て、 条 第 当該 項 各 \mathcal{O} 号に 使 用 定 前 めるときに 検 査 は、 次 行う。 0 各 号 に

لح い析 食 認 を要する 試 試 放 めるとき 験 験 射 を 線 行うと L 非 材料若 Þ 破 壊 き 試 ٧V そ 材又は 験、 しく \mathcal{O} 他 機 は 特に 械 部 \mathcal{O} 品品 原 試 験 気 子 に 関 密 力 す 規 耐 水密若 る 制 圧 事 試 委 員 項 験 しく 会 又 は が 化 漏 学 適 は 当 え 分耐

二 (略)

三 施 他 設 \mathcal{O} 建 物、 が 再 完 処 成 理 計 L 施 測 た 設 制 \mathcal{O} 御 組 系 統 て 施 設、 に 関 す 放 る 射 事 線 項 管 理 そ 施 設、 れ ぞ れそ のの

四 (略)

(性能の技術上の基準)

第 六 会規則で定める技術 条 の 二 法第 兀 + 六 条 上の 第二 基 準 項 第二 は 号 次 0) 0 各号に掲げ 原 子 力 規 制 る委

とおりとする。

- こと。 \mathcal{O} を 及 非 作 常用請 常 添付書類に び 動させ、 連 動 書等及び 動 装 力 な 置 装 置そ 記載した条件にお V その 装置 定 \mathcal{O} を 添 \mathcal{O} 他 条件 1 \mathcal{O} 付 う。 非 書 常 類 が 用 に 充 **V**) 足さ が 装 記 て 置 載 確実に作動する L 申 れ た警 な 安全保 請 書等及び け 報 れ 装置 護 ば 機 口 そ 路 器
- 三 及 放 射 び 主要な放 そ 0) 性 添 廃 射 付 棄 線管 書 物 1類に 0) 理 廃 施設 棄施 記 載 L \mathcal{O} 設 性
 能 0 処 が 力 理 以 能 申 上 力 で 請 が あること。 書 等 申 及びそ 請 書

等

 \mathcal{O}

添

付

書類に

記載した性

能を満足す

るもの

であるこ

- 四 \mathcal{O} \mathcal{O} 放射 に必必 使 再 用 処 要とする場 性 中 理 -特に 物 施 質 設 中 0) 人が立ち 濃度 人 所に が が 常 お 入る場所その他 時 申 ける線量当 立 ち 請 書等及び 入 る場 量 所 率及び その 放射線管 再 添 処 位 空 気 中 理 理 施 を 設
- 五. るも 申 用 済燃 請 核 燃 0) 書等及びその添付書類に記 であること。 料等を限定された区 料 物 質 が臨 界に あること。 達 することを 域 に · 閉 じ 載した能力を満足 込める能力が、 防 能 力 及 び す 使

12

記

載

L た値

以

下

で

六 及びその 製品 中 添 の原子核分裂生 付 書類に 記載 L 成 た 値 物 \mathcal{O} 以下 含 有 であること。 率 が 申 請 書

機 構 が 行 う 使 用 前 検 査 \mathcal{O} 通 知 書 等

第 る 六 ŧ 検 条 \mathcal{O} に る法第 検 査 関 査 提 \mathcal{O} 実 出 兀 す \mathcal{O} る。 施 る + 方 を 事 六 要 法 受 原 領 条 そ け 子 務 書 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} た 力 場 規 他 第 法 部 必 合 制 第四 要 委 12 項 係 な 員 は るも 十六条 0 事 会 規 項 第 は 定 を \mathcal{O} 六 第 条 を に 定 第 除 ょ \Diamond 各 五. ŋ 項に 条 た 号 当 機 に 第 構 お 該 掲 を が 申 げ 項 定 行 請 0 る 7 う検 準 事 申 \otimes に る 係 項 請

2 又は 部 通 る 知 第 法 0 原 部 とす 子 実 書 第 同 四 施 に に 条 力 項 第二 ょ + 規 に 0 \mathcal{O} 規 71 制 0 ŋ 六 条 て 11 定 項 委 第三 て 機 は に \mathcal{O} 員 構 ょ 届 会 通 9 知 に 次 項 出 は す 対 0) に を 受 る 各 お し当 機 号に ŧ け 構 1 五. が 0) 該 て た 条 とす 掲 準 場 検 行 第 查 う げ 用 合 に る。 る す 検 に 項 関 事 る \mathcal{O} 査 す 項 に 法 当 申 を 関 る 第 該 請 事 記 す 申 書 る事 載 務 六 請 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} L 提 に 一た 務 の係出

5 六

4 3 事 す 項 を変 るも 力 更したとき 規 0 とす 制 委 る。 員 会 は、 は 第二 速 Þ カュ 項 に、 \mathcal{O} 通 そ 知 0) 書 旨 12 を 記 機 載 さ 構 にれ 通た

検 査 を L な 1 場 (合)

> 七 た 品 値 \mathcal{O} 以 口 上 収 で 率 あ が ること。 申 請 書 쑄 及 U そ 0 添 付 書 類 12

> > 記

機 構 が 行 使 用 前 検 査 0 通 知 書

う

第 六 条 \mathcal{O} 兀 新 設

部 通の 三 又 る 第三 知 法 は \mathcal{O} 原 書 第 実 部 同 子 施 に に 項 兀 条 力 に ょ \mathcal{O} + 第 規 9 規 いて ŋ 六 制 0 7 条 定 項 委 は、 第 機 に \mathcal{O} 員 7 通 構 ょ 届 三 会 り、 に 項 知 次 出 は す 対 0 12 を る 各 受 L 機 お 第 t 当 号 構 11 け 五. に 該 て \mathcal{O} が た 条 と 検 掲 準 場 行 第 す 査 げ う 合 用 る。 る 検 に す 項 関 事 查 る 0 法 す 項 に 当 申 関 る を 第 該 請 事 記 す 申 書 Ź 務 載 六 請 \mathcal{O} L 事 条に 提 \mathcal{O} 一た 務の係出

5 六 略

3 2 知 事 す 項 原 子 る を ŧ 変 力 更 \mathcal{O} 規 l とする。 制 たとき 委 員 会 ュは、 は 速 第 P か項 に、 \mathcal{O} 通 そ 知 0) 書 旨 を 記 機 載 さ 構 にれ 通た

接 検 査 を 要 L な 場 合

第 おり 七 制 とす 委 \mathcal{O} 員 Ŧī. る。 会 規 法 則 第 几 で + 定 め 六 る 条 場 の 二 合 には、 第 次 項 0) た 各 だ 号 L に 書 掲 \mathcal{O} げ 原 る 子 力

査 制 は \mathcal{O} を受け 委 設 管 附 第 員 備 で 属 숲 \mathcal{O} あ施 条 ネ の -な が 内 設 0 あ て 部 \mathcal{O} う で 5 に 第 使 カュ 設 5 セ ル、 用 ľ 置 0) 項 され す め 主 第 支障 一要 ることを グ 号リ る 口 な ŧ 試 が 1 í 験 な のブ 承 にボ施 11 規 認 ŧ 0 ツ 設 定 L \mathcal{O} 7 ク に す スそ た と 属 る て 場 す L 再 合 て 原 \mathcal{O} る 処 溶 他 子 容 理 接 力の器 設 検 規 気 又 備

溶 接 六の 方 法 \mathcal{O} 認 可

第 事 七 れ 項 す 条 る を \mathcal{O} なら 記 者 載 は な 法 L た 第 溶 申 接 兀 + 請 施 行 六条の二 書 を 原 工場ごとに、 /子力規 第二 制 項 委員 次の \mathcal{O} 認 各号に 会に 可 を受 提 掲 け 出 げ ょ L る う な

5 五ば 略

2 3 略

4 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 لح す

る

施 設 定 期 検 査 \mathcal{O} 申 請

第 再 七 処 条 次 0) 理 \mathcal{O} 各 施 + 号 設 に \mathcal{O} 法 掲 性 第 げ 能 兀 る に + 0 事 六 いて検 項 条 を記 Ø) 査を受け 0) 載 L た 第 申 請 ょ 項 うと 書 0 を 規 する者 原 定 に 子力 ょ 規は ŋ

> 第 お規 七 ŋ 制 条 とす 委員 \mathcal{O} 五. る。 会 規 法 則 第 兀 で 定 + \Diamond 六 る場 条 \mathcal{O} 合 第 は 次 項 \mathcal{O} た だ 各 号に L 書 掲 \mathcal{O} げ 原 る 子

と力

制 密 査 は \mathcal{O} 委員 管 を受け 設 附 第 備 で 属 会が あ 施 \mathcal{O} 条 な 内 設 9 0 あ 部 て \mathcal{O} 5 う 第 で に 使 か 設 5 セ ル、 用 じ \mathcal{O} 項 置 主要 \otimes することを さ 第 支障 グ れ るも 号 口 な] が 試 ヌ な ブ 験 に \mathcal{O} 承 11 に ボ 施 規 認 t 設 0 ツ 定 L 11 ク に \mathcal{O} す スそ た と て 属 る 場合 L す 再 て る 原 O処 溶 子 他 容 理 器 接 力の 設 検規気又備

略

方 法 \mathcal{O} 認 可

第 事 と 七 する者 条 溶 項 の接の を 記 載 は L 法 た申 溶 第 接 几 施 請 + 書 行 六 「を 提 条 工場ごとに、 \mathcal{O} 出 第 L な け 項 れ 次 \mathcal{O} ば \mathcal{O} 認 ならな 各号に掲げ 可 を受け ょ る う

5 五. 略

2 3 略

4 通 لح 第 す る。 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 副 本一

施 設 定 期 検 査 \mathcal{O} 申 請

第 再 七 次 処 条 理 0 \mathcal{O} 各 施 + 号 設 に \mathcal{O} 法 掲 性 第 げ 能 兀 る事 + に 0 六 V 条 項 、て検査・ を 0 記 載 0 を L 受け た申 第 ょ 請 項 いうとす 書 0 を 規 提 定 Ś に 出 者 し ょ な は り

第 第 2 2 七 四三二 七 制 子 1 \mathcal{O} 5 委員 ず 力 て 条 (原 条 3 検 安 部 規制 $\dot{\Xi}$ 全 は、 れ 子 査け 警 準 \mathcal{O} 構 略 \mathcal{O} 再 主 放 止 カュ 力規制が 会に 要 +射 保 用 + が 処 れ 報 措 する法 な に 理 委 略 性 ば 護 装 次 \mathcal{O} 行 \mathcal{O} 置 機器 員会 <u>ー</u>の ?う施 該当す 提出 施 放 略 廃 口 置 計 掲 設 射 棄 路 委 画 を作 線 げ が 第 設 員 中 物 及 に L 非 法 定期 機 会 び る場合とする。 管 常 る + 第 係 な 0 - 六条の五次 動させ 構 規 兀 が 理 廃 連 用 検 る け 常 施 棄 動 査 に 検 則で定める場 + 施 れ 動 設 装 に 行 ば 查 時 施 設 力 六 な 条 な <u>\\</u> \mathcal{O} 設 置 0 わ 定 装 第三 性 置 1 せる検査 期 6 5 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} V 7 な 能 処 条 検 入 装 そ 行うも る場 置を 理 項の 0) 査 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} の規 合 を 確 能 \mathcal{O} 他 要 認 は第 所 力 条 に 0) 0 1 う。 0) 関する事務 定により、 す 検 0 件 非 \equiv とする。 查 確 第三 項 る場合) 再 が 常 次 ただして 認 処 充 用 \mathcal{O} 各号 足さ 項に 理 検 装 0 置、 査 施 作 書 設 動 れ の原お \mathcal{O} 第 第 2 2 どうかに 七 七 子 \mathcal{O} け \mathcal{O} 11 11 原子力 新 新 5 5 新 新 十二第 部 力 条 ず 条 廃 3 れ 7 設 設 設 規 準用 $\stackrel{\leftarrow}{\equiv}$ れか ばならない 設 は \mathcal{O} 構 略 0) 止 制 + が +措 規制 第六 に \mathcal{O} 置 0 委 す \mathcal{O} 行 (略) 員会 る法 該当 号 11 う 略 計 施 て に 条 \mathcal{O} 委 画 行うも 第十 掲 0) が 設 す 員 に 法 冥会規則で定める公第四十六条の1 定期 げ る場合とする。 機 係 る技 構に 第 六 法 る 条 0) 第 施 検 とする。 術 号 \mathcal{O} 兀 査 設 行 五. 上 わ 定 か せる 第 0) 期 5 六 基 \equiv 条 る 検 第 検 項 の 場 準 兀 \mathcal{O} 査 \mathcal{O} 査 号 を 合 に 要す 第 ま に 規 適 0 は 定に 合 関 で及び うる場 第三 項 す L 次 る事 へただし 7 \mathcal{O} ょ 各号 合 第 ŋ 項 11 る 七 務 に の書 条 \mathcal{O} 原お

 \mathcal{O} \mathcal{O} 再 放 使 射 必 用 理 性 要 中 物 特 質 す に る \mathcal{O} 人 場 濃 が 度 所 <u>\frac{1}{2}</u> \mathcal{O} に 5 確 お 入 認 け る 検 る線 場 所 量 そ 当 0 量 他 率 放 及 射 び 線 空 管 気 理 中を

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 性施 能設 \mathcal{O} 確 認 検 査 火

五.

処

に

お

け

る

災

及

び

爆

発

を

防

止

す

る

能

力

新

設

機 構 十 が の行 う 施 設 定 期 検 査 \mathcal{O} 通 知 書 等

第 7 検 検 に 規 規 項 七 準 查 適 定 定 Š 条 検 用 実 す す 申 \mathcal{O} 合 \mathcal{O} 査 す 施 方 る る 請 L る 要 て 原 再 12 法 書 関 法 領 処 そ 子 0 11 す 第 書 る 力 理 提 \mathcal{O} る 規 施 十 他 カュ 出 原 事 六 法 تلح 設 必 制 を 子 う 受 条 要 務 第 委 \mathcal{O} 力 け 0) 几 な 員 性 規 \mathcal{O} カコ た場 + 事 能 五. に 制 規 部 第 六 項 0 が 委 合に 法 に 条 を 則 員 11 係 項 定 第 会 \mathcal{O} 7 で る 定 几 は \mathcal{O} \Diamond \mathcal{O} は Ł 規 \mathcal{O} た 検 \Diamond + \mathcal{O} 定 当 査る 六 令 第 第 第二 を 該 に 技 条 に 七 関術 ょ 申 \mathcal{O} 除 条 ŋ 項 請 + 0 上 L 機 \mathcal{O} に 八 + \mathcal{O} に 条 構 お 係 そ 基 第 が る の準 に 11 第

> 条 機 構 十 が の行 う 施 設 定 期 検 査 \mathcal{O} 通 知

> > 書

七

(T)

新

設

六 事 記 す + る 子 又 は力 務 る 載 六 法 条第 \mathcal{O} 事 同規 L 几 略 た 務 \mathcal{O} 条 制 部 通 委 \mathcal{O} 五 第 十 員 \mathcal{O} 知 第 六 会 三 実 書 部 条 項 施 に に項の のは に ょ 0 届 \mathcal{O} より、 0 規 **(**) \mathcal{O} 出第 71 て 定 を 七 ては、 て 機 に 第 受 条 通 構 ょ \equiv け \mathcal{O} 知に 次 り項た + す 対 \mathcal{O} に場 第 る L 各 機 お合 ŧ 号に 当 構 項 11 に \mathcal{O} が 7 該 \mathcal{O} と 検 掲 行 準 当 申 す 査 げ う用該 請 る。 にる検 す申書 関 事査る請の す項に法に提 る を 関 第 係 出 原

す項

る を に 法 に

関 第 係 2

提

出 原 定

る

ŧ

 \mathcal{O}

とす

る。

六 事 記 す +る 又 子 務 載 る 六法は力 事条第 \mathcal{O} 同規 l 略 務 た \mathcal{O} 兀 条制 部 通 \mathcal{O} 五 十 第 委 知 第 員 \mathcal{O} 六 実 書 部 三 条 項 会 施 に \mathcal{O} に項 のは に ょ 2 \mathcal{O} 届 り、 0 11 規 出第 \mathcal{O} **,** \ てはに 七 を 7 機 第 受 条 通 ょ けの 構 知 項た に 次 り + す に場 対 \mathcal{O} 第 る 各 L 機 お合 ŧ 号 当 構 に、 項 11 \mathcal{O} 該 に て が 0 とす 検 掲 準 行 当 申 査 げ う 用 該請 う る。 す申書 に る 検 関事査る請の

4 3 略)

事 するも 項 原子力規 で変更 \mathcal{O} とす 制 したとき 委 رِ چ و 員 会 はは 速 Þ か 項 \mathcal{O} に 通 そ 知 \mathcal{O} 書 に 旨 を 記 機 載 Z 構 にれ 通た

準 用

第 おい 七 十六条の三 第三項 0) 4 条 て、 三第 替えるも \mathcal{O} + に \mathcal{O} 第 法 お 項 兀 兀 第 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} て準用 施 とする。 項 匹 第 + 設 六 とあ 六六条 定 条 パする法 期 0 るの 第三 検 五. 査 \mathcal{O} 項 第 は に 規 十 に 準 定 法 は、 六 お 用 条 第 す る。 0) 兀 て 法 準 五. + 第 こ の 第 用 六 兀 条 兀 す + |項」と る法 場合 の 二 六 条 の第 に \mathcal{O} 第

施 設 定 期 検 査 合 格 証

第 七 条 第 \mathcal{O} 該 申 十 項 0) 施 係 原 設 子 る 定 力 施 規 設 期 検 制 定 期検 査 委 に合格 員 査 会 合 は、 格 L たと認めたときは 証 法 を交 第 兀 付する。 +六 条 0

第 0 十 削 除

> 3 2 略

知 事 項を変 す 原子力規制 るも 更 \mathcal{O} したとき と する。 委 員 会 は、 は 速 第 P か項 に \mathcal{O} 通 そ 知 \mathcal{O} 書 に 旨 記 を 載さ 機 構 にれ

通た

準 用

七 読 お 第三 ・六条の 0) 4 条 替 て、 \mathcal{O} 項 一第 えるも + に 0 お 第 四 法 兀 項 0 11 第 \mathcal{O} 四十 項」 とする。 て 施 準 設 六 とあ 六六条 用 定 条 ける 期 \mathcal{O} る 第 検 五 法 \mathcal{O} 査 \mathcal{O} 第 項 に は 規 + に 準 定 法 お は、 六 用 条 第 す 1 る。 0 兀 て 法 準用 五. + 第 この 第四 六 兀 でする法 条 + 場 合 項」 の 二 六 条 لح の第

施 設 定 期 検 査 合格 証

第 七 \mathcal{O} 当 条 該 第 \mathcal{O} 申 + 項 請 0 に 係 施 原 子力 設 る 施 定 設 期 規 検 制 定 期 査 委 検査・ 員 会 合 格 は 格 L 作証を交付する。 法 第 四 +六 条 0 は

施 設 定 期 検 査 \mathcal{O} 技 術 上 \mathcal{O} 基 準

げ 制 るとおりとする。 委 員 \mathcal{O} 会 + = 規 則 で定め 法 第 几 る + 技 六 術 条 上 \mathcal{O} 0 基 \mathcal{O} 準 は 第 次 項 0 \mathcal{O} 各号 原 子 に 力 掲 規

して 第六条の二各号 ること。 掲 げ る 性 能 0 技 術 上 0 基 準 に 力 適

再

処

理

施

設

に

お

け

る火災及び

爆発

を

防

止

す

Ś

能

使 用

七 条 使 \mathcal{O} 用 十三 計 画

2 第 3 略 略

4 前 0) 使 用 計 画 0) 提 出 部 数 は、 正 本 通とする。

項

併

分

認

可

請

第 に をの 七 記 あ 認 条 つて 載 可 \mathcal{O} を受け L 十 及 た申 は 四び 署 請 ようとす 法 割 名) 書 第 \mathcal{O} に、 兀 して、 +当 る 六の 事 者 条 申 はの、五 者 れを原 が 五 連 次 第 署 \mathcal{O} 子力 各 (新 項 号 \mathcal{O} 規 に 合 設 制 分割 掲 併 委員 げ 又 る事 \mathcal{O} は 場 숲 分 に 合 項 割

略

提

出し

なけ

れ

ばなら

ない。

す れ る法 る法 合併 人人 後 存続 又 \mathcal{O} 名 は 割称 分 す 及 割 る U に 法 住 ょ 及所び並 ŋ 若 しく 再 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 処 に理の は 合 表 事 併 者 業 に \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 氏 全 0 名 部 て 設 を 立 承 さ 継

六 五 四 合併 又 は 分 \mathcal{O} 方 法 条

合 併 又 は 分 割 \mathcal{O} 理 由

2 前 項 合 \mathcal{O} 併 申 又 請 は 書 分 に 割 は、 \mathcal{O} 時 次 期 \mathcal{O} 各 号

に

掲

げる

書類

を

添

付

な

け

れ

ば

なら

な

第 七 た受 (合) 申 け 条 請 \mathcal{O} 併 書 うとす + oに、 兀 認 可 当 る 法の 第 申

+

六

条

 \mathcal{O}

五.

前三 項の 使 用 計 画 0 提 出 部 数 は 正 本 通 及

び

副

本

4 2 第

七

0)

十三

略

計

画

ること。

3 条

略

通とする。

請

員 会に 提 出 L な 者 け 事 れば

が

れ

を る

原子 事

力規

委

なら

ない。

が連署して、次の各号に

に 第

掲

げ項

項 併

をの

しを

記

制載可

 \mathcal{O}

合

認

者 は 四

略

法 合 人 \mathcal{O} 併 名 後 存 称 及 続 がする法 び 住 所 並 人又 び に は 合併 代 表 者 に 0 ょ 氏 0 7 名 設 立 さ れ

る

六 五 四 合 併 \mathcal{O} 理 由

合

併

 \mathcal{O}

方

法

及

び

件

合 併 \mathcal{O} 時 期

2 な け 前 れ 項 ば \mathcal{O} な 申 5 請 な 書 に は 次 \mathcal{O} 号 に 掲 げ る 類 添 付

7 原子 \mathcal{O} 他 力規制 \mathcal{O} 性 能 が 員 会が 第 合 兀 格 + 六 認 条 め 0 た 使 状 用 態 前 検 維 查 持 に お

さ れい

- 17 -

(記録)	通とする。	業毎部る合併を事を法人後		る法人の定款並びに役員となるべき者の氏名る法人又は分割により再処理の事業の全部を合併後存続する法人若しくは合併によつて設(略)	びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並事業を承継する法人が現に再処理事業者でない場合二合併後存続する法人又は吸収分割により再処理のつては、分割計画書)の写し
(記録)	通とする。	りおける再処理の事業の資金計画及び事業の収支見積法人の合併の日以後十年内の日を含む毎事業年度に五 合併後存続する法人又は合併によつて設立される五 合併後存続する法人又は合併によつて設立される	(新設)	法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される三 (略)	に最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書あつては、その法人の定款及び登記事項証明書並び二 合併の当事者の一方が再処理事業者でない場合に一 合併契約書の写し

場合を除く。	放射線管理 (略)	一項の規定に	記録 事項 記録すべき場 保存期間	ならない。
場合を除く。 (路) (略) (略) (略) (略) (略)	放射線管理	一 再処理施設の 一 再処理施設の 一 再処理施設の 一 再処理施設の	記録事項 記録すべき場 保存期間	ならない。

体び残質の核し済、の条設乗)とか措済物全認の(質)をガりを他燃た燃全認の(物、きら置燃質の五法の所 廃ラの分の料液料で可五法の放を搬対料及のを第第院 止ス液離有物体をのを第第廃射除出象をび核受二五蔵燃 措固体し用質か溶使受二五乗性くし施廃使燃け項十施料 置化及た物そら解用け項十施廃。た設止用料、の条設物

体び残質の核し済、の条設乗)とか措済物全認の(質)をガりを他燃た燃全認の、物、きら置燃質の五法のの発力の分の料液料で可五法の放を搬対料及のを第第時点の液離有物体をのを第第廃射除出象をび核受二五蔵燃措固体し用質か溶使受二五葉性くし施廃使燃け項十施料置化及た物そら解用け項十施廃。た設止用料、の条設物

(削っ	的な評価の結果処理施設の定期	の規定による再	九 第十六条の二	四~八(略)	ホ (略)	警報の内容	ら発せられた	ニ警報装置か	イ~ハ(略)	°)	けたものを除く	二項の認可を受	第五十条の五第	三 操作記録(法	ロ〜ル (略)	率	ける線量当量	物の側壁にお	の放射線遮蔽	を除く。)等	搬出したとき	対象施設から
- (削る)					(略)		<u> </u>	その都度	(略)						(略)			<u>, </u>	100.41			<u></u>
 (削る)					(略)			年間	(略)						(略)							
			-	IIII																		
	的な評価の結果処理施設の定期	の規定による更		四~八(略)	二 (略)			(新設)	イ〜ハ (略)	° ,	けたものを除く	二項の認可を受	第五十条の五第	三 操作記録(注	ロ〜ル (略)	量率	おける線量当	い物の側壁に	の放射線遮ぐ	を除く。)笙	搬出したとき	対象施設から
二 第 第	な評価		元 第十六条の二	人	•			(新設) (新設)		·		項の認	五十条の	操作記	トル	量 率	ける線	物の側	放射線	除	出し	象施設

項の確認を受けるまでの期間と十条の五第三項において準用は十二号の記第十二号の記録の表第二号ホ、ヌ及び2~6 (略)	・十三 (の向上のためのに規定する再処の四の二第一項	 十一 法第五十条 評価の都度 十 (略) (略)	画場に掲げる計二第一項第二	第十六条	引 (略) 二第一項第一 (略) (略)
間とする。用する法第十二条の六第八記録の保存期間は、法第五及びル、第五号、第九号、	(略)	期間	度 第七項に定める (略)		(略)	(略)
受けるまでの期間とする。	十一·十二 (略 ((新設) (画場に掲げる計二第二項第二	大条の	日 日 第 二 第 十 六 条 の 信 第 十 六 条 の ((((((((((((((((((
する。 る法第十二条の六第八項の確認をの保存期間は、法第五十条の五第ホ、ヌ及びル、第五号、第九号並	(略) (略)		(新設) (新設) (略)		(略) (略)	(略) (略)
認五号						

第 八条の三 (品 質保 証 法第 兀 十八 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り、

規定 を行うとともに、 れ に 業者は 基づ する措置を含む。 き 保安規· 保 安 活 品質 定に 動 (第九条 保証 基づ の 計 き品 計 **前**画、 から 画の 質 第十六 保 改善を継 実 施 証 計 評 条 画 価 の二ま を 続 心て行 及び改 定 8) でに わ善

な け ればならない。

保 安活 動 の実施

第 八条の する事 項 t は、 品質保証 次に . 掲 げ 計 画に る事項とする。 お ける保安 活 動 0) 実施 に 関

ر <u>ج</u> (略)

を行う者を定 保安のため め \mathcal{O} ること。 重要度に応じて 前号 \mathcal{O} 検 査及び 試 験

五. 略

保 安 活 動 0) 評 価

第八条の する事項 八 は、 品 次に 質 保証 撂 げ 計 る事 画に 項 お くとする。 ける保安 活 動 0 評 価 に 関

略

ため、 保安活動 計 画 的 が に 適 監 切 査 に を行うこと。 行 わ ħ 7 いること を 明 確 にす る

(略)

(品 質保 証

再

処

理

第 八条の三 措 置 以 下 法 保安活 第 兀 $\overline{+}$ 動 八 条 لح 第 , \ う。 項 \mathcal{O} 保安 を 講じるに当た 0) ため に 必 要 · つ な

ては、 画 画 0 改善を継 実 品 施、 質 保 評価及び改善を行うとともに、 証 計 続して行わなけ 画 を定 \otimes れ れ ば に基 なら づ ない。 き保 品質保 安活 動 証 \mathcal{O}

計計

(保安活 動 0 実 施)

第八条の七 する事項 は、 品 質保証 次に · 掲 げ 計 る事 画に 項とする。 おける保 安 活 動 0) 実 施 に

関

一 <u>5</u> 三 (略)

兀 を 定めて行う者を定めること。 保安のための重要度に応じて 前 号 0 検 査 及 び

試

験

五. (略)

保保 安活 動 0) 評 価

第八 す 条 る 事項 の人 は、 品 次質に保 掲証計 る事 画 に おける 項とする。 保 安 活 動 \mathcal{O} 評 価 に

関

(略)

計画的 保安活動 に 監 が 査を行うこと。 適 切 に 行 わ れ 7 1 る カュ 明 確 に するため

三 略

処 理 施 設 \mathcal{O} 施 設 定 期 自 主 検 査

第

業者 を採ら た場 は、 条 合 は 次 法 第 の各 第 れ 几 号を除 ば 号 + なら 八条 (法 A < ° ない。 第五 第 十 項 に 条の 掲 の規 五. げ 定 る検 第 に ょ り、 項 査 \mathcal{O} に 関 認 再 する 可 処 を受 理 措 事

0) め六 条 検 る る 令 の 二 第二 査 t 技 を一 術 \mathcal{O} 上 を の 二 年ごとに 八 \mathcal{O} 除 に 条に 基 準 規 に 定 規 %定する 適合 行うこと。 する は、 L 原 当 てい 子力 該 再 施 処 る 規 設 理 か 制 \mathcal{O} 施 どうか 委 性 設 員 能 会 次 が 規 に 法 号 つ 則 第 12 11 で 几 規 て定十定

略

及 び 再 放 処 射 理 線 施 測 設 定 \mathcal{O} 器 保 に 安 \mathcal{O} 0 V) た て \Diamond は、 に 直 校 接 正 関 を 一 連 を 年ごとに 有 す Ź 計 行 器

略

2

第

+

条

の 二

削

除

再 処 理 施 設 \mathcal{O} 施 設 定 期 自 主 検 査

第 置 業 + け で採ら た場 者 は 合 なけ 次 法 は の各 第 第 れ 几 , ばなら, 号を 号 + 八 除 法 条 ない 第五 第一 < +項 に 条 \mathcal{O} 掲 \mathcal{O} 規 げ Ŧī. 定 る 第 に 検 ょ り、 査 項 に \mathcal{O} 関 認 再 可 処 す るを理 措受事

るも 三に 令 0 第 1 て 定 \mathcal{O} 十八 を \mathcal{O} \otimes 検 る 除 ₹, 条に 査を 技 術 $\overline{}$ 上 規 年ごと 一のは、 定す 基 準 当 る に行うこと。 に 該 再 適 施 処 合 設 理 L \mathcal{O} 施 てい 性 設 能 次 るか が 第 号 どう 七 12 条 規 か の 定

+す

に

三

うこと。 及 び放放 再 処 射 理 線 施 測 設 定器 \mathcal{O} 保 に 安 0 つ 1 た \otimes て はに 直 較 接 正 関 を 一 連 を有 年ごとに する 計 行 器

2

略

第 全 交 \mathcal{O} た 流 \Diamond 電 \mathcal{O} 源 活 供 動 給 を 機 行 能 等 う 体 喪 失 制 \mathcal{O} 時 整 に 備 お け る 再 処 理 施 設 \mathcal{O} 保

ル 分 る お 理 事 以 離 を 全 上 溶 7 7 業 条 \mathcal{O} た 者 解 \mathcal{O} \mathcal{O} ŧ 残 設 は L 津 た り 備 0 波 \mathcal{O} 液 そ 再 に 法 体 限 液 使 0 処 第 る。 用 理 体 カュ 他 兀 5 済 施 \mathcal{O} +そ 核 燃 事 設 燃 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 象 を 条 料 に 設 崩 放 第 壊 射 物 核 ょ 置 熱 質 燃 能 L 項 0 等 そ が 料 て た \mathcal{O} 物質 交 0 工 に 規 他 流 場 ょ 定 る過 電 七 及 に 0 又 テラ 有 び 源 ょ は 熱 用 使 り、 を 事 を ~`` 物 用 供 業 除 ク 質 済 給 所 再 を 燃 す

各号 済 失し が 5 認 す 0 存 核 燃 可 る 保全 を受 た場 在 燃 お 全 料 掲 L 料 に 1 7 物質そ てそ げ な け 合 のため 核 お 0 . る措 燃 た 設 け 11 以 ŧ t 料 る \mathcal{O} 備 物質及 下 滞 置 0) 0) \mathcal{O} 再 並 \mathcal{O} を除 を講じなけ 活動 処 他 で 留 び 「交流 あ 理 を に \mathcal{O} 有用 び 防 を行う体 施 水 0 , て 、 設 電 使 止 素 する全 以 物 用 源 が 質 廃法 下こ 供 れ 発 済 ば 給 を 第 制 燃 止 生 ならな 分離 措置 ての 料 五 す 0) \mathcal{O} 機 条に Ś 整備に関 + を 能 設 L 溶 対 条 等 お お た 象施 喪 備 そ 解 0 五 失時 残り 11 \mathcal{O} れ L 第二項 て同 た液 設に 機 \mathcal{O} 能 あ \mathcal{O} کے ľ 液 体 使 が る 次 用 \mathcal{O} 体 \mathcal{O}

保全の ること。 ること。 交流 ため 電 源 0 供 給機 活 動を 能 行うため 等 喪 失 時 に に 必要な お け る 5要員 再 処 を 理 配 施 置 設

すの

保

全 交流

 \mathcal{O}

電

源

給機

能

等喪

失

時

に

お

け

る再処

理

施

設

 \mathcal{O}

ため

 \mathcal{O} 供

活動

を行うた

8

に

必要な計画

を策

定

す

三 措 保 全の 交流 置 を ため 講 電 じること。 源 \mathcal{O} 供 給機 活 動 を行 能 等 う 喪 要 失 員 诗 に に 対 お け す る る 再 訓 練 処 に 理 関 施 す 設 るの

兀 \mathcal{O} 保 全 流 機 \mathcal{O} ため 材 電 を備 源 \mathcal{O} 供 え付 給機 活 動を行うため けること。 能 等 喪 失 時 に に 必 お 要な け る 電源 再 車そ 理 施 \mathcal{O} 設 他の

五. に 前 評 各 号の措 価 0 結 果に基づき必 置について定 要 期 な 的 措 に 置 評 を講じること。 価 を行うととも

重 大 事 故 等 発 生 時 に お け る 再 処 理 施 設 0 保 全 0 た \Diamond

活 動 を 行う 体 制 0 整 備

事 1 て、 業者 条 \mathcal{O} 重は 兀 大 事 再 法 処 第 故 理施 四 等 が +設を設 発 八 生し 条第 た 場 置 項 L 合に た \mathcal{O} 工 規 お場 定 け 又 に る は ょ 再 事 り 業 処 理 再 所 施 に

0) 保 全 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 活 動 を行 う 体 制 \mathcal{O} 整 備 に 関 ل 次

一 | 掲 | げ る 措 置 を 講 じ な け れ ば なら な ر \ •

 \otimes \Diamond 重大事 重大事 0) \mathcal{O} 活 活 う。 う。 動 動 故等 故等 を行うため を 行 うため 発 発 生時 生 置 時 に に に必要な計 に うること。 におけ におけ . 必 要な要 る再 る再 員 処 画 処 を 理 理 以 施 策 施 定 下 設 設 すること。 \mathcal{O} \mathcal{O} 保 対 保 策要員 全 全 のた \mathcal{O}

対 策 11 要 施すること。 員 に を 対する教育及び 配 す 訓 練を 毎 年 口 以 上 定

兀 消 \Diamond 重大事 火 0 ホ 活] 動 を · 故 等 スそ 行うため 発生時 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} に必 資 に 機 お 要 材 け な電 を る 備 再 源 処 車、 理 けること。 施 消 設 防 \mathcal{O} 保全 自 動 車、 \mathcal{O}

 \Diamond 重大事 0 れ 活 を 動 を行 · 故 等 対 策 うた 要 発 員 生 に 時 8 守 に に らせ おけ 必 要な次 せること。 る再 処 え 理 付 施 設 る事 \mathcal{O} 項を定 保全 \mathcal{O} め た

五.

す る臨 重 大事 界事 故 故 等 を防 発生 止するため 時 に お け る \mathcal{O} セ 対 ル 策 内 に関すること に お 7 発 生

口 れ 重 た 大 物 事 で 故 あ 等 発 0 生 7 一時に 液 体 状 お \mathcal{O} け る ŧ 使 \mathcal{O} 又 用 は 済 燃 液 料料 体 状 か 0) 5 放 分 離 射

> 新 設

に関すること。 性 廃 棄 物を冷 て発生する蒸 却 す る ※発乾 機 能 に固を防 が 喪 失し 止 するため た 場 合 に セル 0) 対 策内

発生す 関すること。 発 を 発生する水素が再写重大事故等発生時 生する水素に 防 止 する機 能 よる爆発を防 が 一時に 喪 処 失 理 L 設 お た場 備 け る \mathcal{O} 合に 止 内 放 するため 部射 セ に 線 が分解に 滞 ル 内 留 \mathcal{O} に す 対策に ること お ょ つて て

も防 す る有機溶 \mathcal{O} 止 重大事故等 を除 するため 媒 そ 発 \mathcal{O} 対 生 \mathcal{O} 策に 一時に 他 \mathcal{O} 物 関すること お 質に ける ょ セ る火災又は ル 内 (前号に に お 1 と掲げる 5爆発を て 発 生

ホ めに 貯 \mathcal{O} 重大 対 蔵する使用済燃料の 事故 策に関すること。 等 発生 一時にお 著 け る L 使 1 損傷 用 済 を防 燃料 止 貯 するた 蔵設 備

を 防 るものを除く。 重大 止 事故 するための 等発生 対策 時における に 関 す ること 放 射 性 物 **(**前 質 各号に掲 0 漏えい

六 必お 前各号に掲げるものを吟 要 け な . る 再 体 制を整備すること。 処 理施 げるも 設 \mathcal{O} 保全の \mathcal{O} \mathcal{O} ほ た か、 め \mathcal{O} 重 活動 大事 を行うために 故 等 発生時 に

七 前各号のご 評 価 0 結 措 置に 果に基 0 づき必要な措 いて定期的 に 置を講ずること。 評 価 を行うととも

(大規

模損

壊発生時

に

おけ

る再

処

理

施設

0

保全のため

新 設

う

い 。 整 合 な に 損 衝 事 1 条の 備 突そ て お 壊 業 活 者 に け 動 は、 関 る 以 五. を \mathcal{O} 大 再 他規 下 行 模 再処 処 \mathcal{O} 法 次に 第四 テ な 理 体 大 規 理 口 自 施 制 1然災 掲 模 IJ 施 + 設 \mathcal{O} 記記を設 げる措置を \mathcal{O} 損 ズ 八 整 害 条第 備) ムに 保 壊 又は 全 よる 置 لح \mathcal{O} 項 故 た 11 L 意によ 講じ う。 た エ \Diamond \mathcal{O} 規 \mathcal{O} な 活 場 定 る大型 に け 施 又 動 が 設 は を 発 ょ れ 行う体 事 ば 生 \mathcal{O} ŋ なら 航 業 大 規 空機 た 所 再 な制 場 模 に 処

大規 模 損 壊 発 生 時 に お け る 再 処 理 施 設 \mathcal{O} 保 全 \mathcal{O} た

 \Diamond

活

動

を

行

うため

に

必

要な

計

画

を

すること。

 \Diamond \Diamond 0 大 \mathcal{O} 大の 規 規 活 活 動 模 動 模 損 を行 を行 損 壊 壊 ごう要員 う 発 発 生時 ため 生 時 に対する教 に に に お 必 お 要な け け る再 る 要 再 員 育 処 処 及 理 を 理 施 施策 U 配 設 置 訓 設定 すること。 練 \mathcal{O} \mathcal{O} を毎年 保 保 全の 全 \mathcal{O} た

兀 消め 火 \mathcal{O} 規 ホ 活 模] 動 を 損 ス そ 行 壊 うため 発 \mathcal{O} 生 他 時 \mathcal{O} 資 に に 機 必 お 要な電 け 材 る再 を 備 え 処 源 付 車 理 け 施 うること。 設 消 防 \mathcal{O} 保全 自 動 車、 \mathcal{O} た

口

以

£

定

期的

に

実施すること。

五. 0 規 れ 活 を 動 模 要員 を行 損 壊 うため に 発 守ら 生 時 せること。 に に 必 お 要な次 け る 再 に 処 掲 理 げ 施 る事項を定 設 \mathcal{O} 保 全 \mathcal{O} めた

口 イ 大 規 場 大規 模損 一合に 模損 壊 お 壊 け 発 る消 生 時 時における大 火活 な 動 に 関 す 規 ること。 模 な火災 が 発

発

生

に

け

る使用

済

燃料

貯

蔵

設

備

2 第 講じ 七 六 降二十年 再 再 六 必 お なけ 条の 略 処 前各 前各 処 要 け 低 第 理 評 減 理 兀 な る - を経過、 施 号に れ 施 価 号 体 再 んばなら 設 るた 設 \mathcal{O} 制 \mathcal{O} 処 結 \mathcal{O} を 掲 条 措 理 \mathcal{O} **削** 定 果に 置に する日までに \Diamond 整 施 げ 保 第 る) 期 備 な 全 設 る \mathcal{O} 的 基 に 項 0 す \mathcal{O} ŧ 対 な 一づき必 関 策に ること。 保 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} , て 定 Ļ 評 規 全 \mathcal{O} 関 価 \mathcal{O} ほ 定 要な措 その 期 次の各号に 12 た か ること。 的 ょ \otimes 事 ŋ に \mathcal{O} 大 業 置 評 活 規 を講 を 再 動 模 価 開 を 掲 処 損 を ずること げ 行う 始 理 行うととも 壊 る措置な 事 発 · 業 者 ため 生 時 を以は に に

 \mathcal{O}

水 11

を

確

保

す

た

8

0

対

策

及

び

使

用

済

燃

料

 \mathcal{O}

著

大規

模

損

壊

発

生

時に

な

ける

放射

性

物質

0)

放

出

を

す

損 位

傷を

緩

和

す る

るため

 \mathcal{O}

対策に

関すること。

す

第 +六 再 条 処 \mathcal{O} 理 施 設 法 \mathcal{O} 第 定 期 兀 的 + 八 な 評 条 価 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り、

事 業 次 者 \mathcal{O} は 各 号に掲げ 再 処 理 施 る措 設ごと 置を 及 講 び じ + な 年 け を 超 ħ えな ば なら な 期

理

を 行 再 うこと。 処 理 施 設 に お け る 保 安 活 動 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 状 況 \mathcal{O} 評 価

術 再 的 処 理 知 見 施 \mathcal{O} 設 に 反 映 対 状 L 7 況 を 実 評 施 価 L す た ること。 保 安 活 動 0) 最 新 \mathcal{O}

れを ば 経 再技 過す なら 処 理 ない る日ま 事 業 者 でに は、 その事 次 0 各号に ,業を 撂 開 げる 始 した日以 措 置を 講じ 降二 な十 け年

2

略 略

3

- 29 -

再

間 処

3 け 場 合 項 は \mathcal{O} 適 規 用定 L は な 法 第 五. + 条 \mathcal{O} 五. 第 項 \mathcal{O} 認 可 を 受

措

第 + 六 条 表 三

2 す 防 る 護 前 \mathcal{O} 項 たのの \Diamond に 第 必 号 要 なか 措 ら 置第 は、六号 ま 次 \mathcal{O} で 各の 号 特 に 定 撂 核 げ 燃 料 る Ł 物 の質 との

確 を 辺 人 認 当 び 防 質 防 構 が 護 す 該 \mathcal{O} 護 るこ 容易 区 防区 障 造 を 域 壁 護 域 لح \mathcal{O} 有に を \mathcal{O} ک 侵 が 周 ょ す 周 入 る で 辺 11 り 辺 、するこ . う。 き に 柵 確 に る設 照 等 実 明 に 防 \mathcal{O} لح を 装 障 行 備 護 壁 を 定 又 置 う 区 等 めた は に防 域 めに 装 \mathcal{O} ょ 止 置 容 0 で 当 のお を 易 て き 該 区け る 設 に 周 域 区 る 人 の + 辺 置 画 特 す L 分 防 以 定 な高 Ś 侵 護 下 核 こ入並とをび X 燃 域 周 さ 料

イ ょ 止 8 で 当 レ 0 \mathcal{O} 周 置 て き 確 該 区 辺 る 認 を 区 立域 防 設 拡 +す 画 護 入 る 置声 制以 区 分 機 こと な 限 下域 そ 高 X 並 \mathcal{O} が 並の び さ域立周 で 他 に 及 を入辺 び きる 制に、 当 人 \mathcal{O} び 構 が限 照 人 該 設 明 に 障 造 容 区 人 備 装 警 壁 を 易 域 \mathcal{O} 置 告 有に 立 又 \mathcal{O} は 等 す 周 す 侵と 入 装 る 入 ŋ \mathcal{O} 辺 る 11 一番等のこ · う。 置 た に を 容 易 制 を \otimes 標 設 に \mathcal{O} 識 限 と する 人設 及 障 を すの備 び壁 定 る侵又サに防めた

> け た 場 合 項 は \mathcal{O} 適 規 用 定 は L な 11 法 第 五. + 条 \mathcal{O} 五. 第 項 \mathcal{O} 認

> > 可

を

受

4

防 措 置

第 +六 \mathcal{O} 三

2 す 防 る 護 前 0 項 たの め表 第 に 必 号 要 なか 措 5 置 第 は六 뭉 次ま で \bigcirc 各 \mathcal{O} 号 特 に定 撂 核 げ燃 る料 も物 の質

との

をび 及 を辺 物 確 人 に 防 質 び 認 当 構 が 護 \mathcal{O} 護 該 造 す 容 区 区 防 るこ 障 を 易 域 護 域 壁 有 に を \mathcal{O} という。 する 侵 入 と ょ \mathcal{O} 周 が 周 ŋ 辺 さく す で に、 辺 確 るこ き に 実 る に 照 等 防 設 لح を 明 行 \mathcal{O} 護 を 障 装 定 備 う 区 置 壁 防 めた域 又 等 に は 止 \Diamond に ょ 装 \mathcal{O} で 当のお きる 置 容 該区け 0 を設 易 て 周域る に 区 + 辺 特 以 置 分 防 人 画 定 す \mathcal{O} な 護 L 下 核 る 侵 高 区 _ 燃 こ入並さ 域周料

又サに 8 侵 止 は ょ 当 周 で \mathcal{O} を 装 き 該 区 0 辺 置 る十 確 7 立域 防 を 区 認 入 護 す 設 拡 画 分 制 以 区 ること 置 声 Ļ 下域 な 限 機 高 X \mathcal{O} そ 域 立 並 さ 周 が 並の び 及 を入辺 人制に で てド 他 に び きる に 当 構 \mathcal{O} が限 照 人 該 造 容 区 人 設 明 に 域 障 を 易 \mathcal{O} 装 警 備 壁 有 に 立 告 又 置 \mathcal{O} す 侵 لح 入 等 す 周 る 入い ŋ は ささく する う 装 る を \mathcal{O} 辺 置 容 た に 制 こと $\overline{}$ 易 \otimes を 標 等 限 設 に \mathcal{O} 識 を \mathcal{O} す を定る 置 人設 及 障 の備 び壁防めた

九四~八 を講ずること。 特定核燃料物 質 0 管 理 に 0 1 7 は 次 í 揭 げる措 置

(略)

こと。ただし、 るときは、この限りでない。 る等の方法により特定核 見張人に、 次に掲げるいず の侵 入を監視 燃料物質を常時監視させる するため れの場合にも該当す の装置 を 用

(1)置 単 構 に を 造 鉄 の施設 施 筋 講じたも コンクリート造りの 設 こという。)であ 以 0) 0) 下この 中に 特定核燃料 号及び第十二号に 施 つて次に掲 設 そ 物質を置 0) 他 \mathcal{O} お げ 堅 るおって

(i)き 5 (iii) 略

(2)略)

略

十· 十 一

略

又は施 防 心護区域、 入口, 周 に辺 施 防 錠 護 するに 区 域若 場 Iしくは: 合 は、 次に 立 入 制 撂 げ 限 る区 措 域

イ を講 行う等 鍵 及び ずること。 複 製 錠 が に 困 0 難となるように 1 ては 取 替 え又 すること。 は 構 造 0) 変 更 を

は 鍵 は か 錠 に に 0 取 いて不審 替 え又は な点 構 造 が \mathcal{O} 認 変更を行うこと。 め 5 れ た場合

四 ~ 八 略

九 を講ずること。 特定核燃料 物 質 0 管 理 に 0 1 て は、 次に掲 げ る

措

置

(略)

こと。ただし、次に掲げるい る等の方法により特定核燃料物質を常時監視させる見張人に、人の侵入を監視するための装置を用い るときは、この限りでない。 ず れ の場合にも 該当 す

講 0 施設 ľ 施 鉄筋コンクリート造りの たも 設 」という。)であ のの中に 以下この 特 号及び第十二号にお 定核燃料 つて次に 施 物質を置くとき。 設 等 . 掲げ 0) 堅 る措 1 固 て単に な 置 構 を 造

(1)

(i) ((iii)略

(2)略

+ + +

十 二 んは施 防護区域 設 の区出域 入口周 に 辺 防 施 錠 護 す 区 域 る 場 若 合 L < は、 は 次 1 に 入 撂 制 げ 限 る区 措 域

置 |を講ずること。

1 口 に を行う等複 かぎ又は は かぎ及び P (製が) か 錠 錠 にに に 取 ついて不審 困 0 替 難 1 となるようにすること。 「え又は て は 構 な 取 点が 造 替 0) え 変 認 又 ぬめられ 更を行うこと は 構 造の た場 変 合 更

か鍵そ じ 0 を \mathcal{O} 鍵 11 め取 鍵 て そ り は の扱厳理 鍵を一と 重 す る に \mathcal{O} 管 限時 を 理 的禁 さ り L でに止 せ 7 な取 す あ ŋ る 当 5 扱 該か う 者 じ 以め لح た 外 指 だだ を \mathcal{O} 定 認 L L た が 8 たあそ 者 者らのに

略

物防素 げ 内 7 設 と \mathcal{O} 料核 晳 が 料 る に そ 備 1 放 物 燃 出 止 以 者 う。 射 質 項 等 さ を す 発 存 \mathcal{O} 並 料 交 す 滞 能 そ せ 再 る 生 のに び 下 物 流 る に お る 処 機 す 崩 ょ 留 が \mathcal{O} 質 電 水のの 三 他 0 理 壊 る 設 及 能 る を 源 لح が て 施 お 熱 妨 備 防 号 • び 素 崩 \mathcal{O} を لح て 喪そ 等 害 止 が 壊 及 七 有 使 設 で 供 防 な を 失れに 行 あ す 発 熱 びテ 用 用 給 生す る全 る 設 ょ 等 次 ラ 物 護 L \mathcal{O} 為 0 済 す る過 て、 号 × 質 あ 燃 次 区 お 又 に る 置 ク 域 そ は て る に を 料 全 L 再 る ょ 設 レ 掲 内 た 処 熱 破 お る お 分 を 7 れ 第 \mathcal{O} 離溶 理備 げ が 工 を 壊 設 そ過 いル \mathcal{O} 五. 護 あ 場 施に除行 号 備 れ熱 T 以し 設 る 解 上た 1 る 又設お 去 為 \mathcal{O} \mathcal{O} を L 備 設は 内い す に 若 う あ除 使 \mathcal{O} 残 た 置 7 る ょ 5 る 用 ŧ り を 備 事 \mathcal{O} L 去 液 使 枢 そ 業 特 機 n 設 す \mathcal{O} 体 要 < 済 用 ず 設 第 所 定 \mathcal{O} 能 は 防 備 る 燃 に 液か 済 滞 限体 備 核 護 全 料 6 + \mathcal{O} 又 使 口 に 燃 用に 留は 等 九外燃 区お 7 核 る (そ と条に料を水済掲域いの 燃

> \Diamond あの そ か ぎ た らか \mathcal{O} を カュ ぎ カュ に じ を ぎ 管 め取 を 0 理 そ 厳 す り て の扱 重 る うこと 者 は か に ぎ 管 を 理 ż を \mathcal{O} 7 限時禁 せ あ ŋ 的 止 5 で に す 当か な取 る 該 じ n 8 扱 以指 う 外定 たのし だ者た をしが者

++ 。い第 燃げ内 7 設 と \mathcal{O} 漏 物 防 素 そ 料 備 放 晳 る 物 燃 出 止 が う。 項 す 発 等 者 存 \mathcal{O} 以 射 質 料 さ を 並 交 そ に せ 生 に す 滞 下 能 物 流 略 再 る び \mathcal{O} る に 質 る 処 機 す 崩 ょ \mathcal{O} 電 お 留 が 水のの 0 理 能 る 壊 る 設 を 他 及 源 て لح お 熱 妨 備 防 素 崩 号 • び 施 が \mathcal{O} を لح が 七 有 使 て 設 喪 そ 等 害 で 止 壊 及 供 防 な 失れ あ びァ 用 は を に 行 す 発 熱 用 給 による ラベ Ź 生 等 護 る 設 L \mathcal{O} 為 9 次 物 済 す 号 て、 質 X 置 あ 又 全 す に 燃 る 次 お 過 は に ク 料 域 そ 再 る て る ょ を 全 L 設 た 破 お を 内 れ 処 埶 第 \mathcal{O} お る 分 7 理 備 壊 五設 そ 過 いル 離溶 げ 防 が 工 を \mathcal{O} 備 る 護 あ 場 施 に 除 行 号 れ 熱 7 以 し 解 設 を 上た 措 対 る 又 設お 去 為 1 \mathcal{O} \mathcal{O} L 備 は す に 若 う 除 残た 置 象 設 内い あ 使 \mathcal{O} 備 事 7 る ょ ち る 去 用 4 り 液 枢 \mathcal{O} L 使 り、 そ 機 < 設 の体 業 特 す 済 \mathcal{O} 用 設 る ず 第 定 \mathcal{O} 能 は 燃 に 液 か 所 防 備 済 核 滞 護 全 料 限 体 5 燃 備 + \mathcal{O} 又 使 口 に 九外燃留は 用に 等 る 区 お 7 核 と条に料 を水済掲域いの

1 置 を 周 講 囲 ず に る 柵 等 を 設 容 易 に 人 が 近 づ け な 11 措

口 略

又 巡 は 視 1 巡 を \mathcal{O} 行 視 規 を う 定 場 行 に うこと。 合 ょ に ŋ は 設 置 さ 人 れ 以 た 上 柵 \mathcal{O} 等 者 \mathcal{O} が 中 同 で 時 作 業 に 作又 業は

+に ること 機 す 崩設 容 防 素 \mathcal{O} 五 る 理 能 壊 備 易 止 が 崩 0 する全 に 施 発 て が お 熱 壊 で 交 1 とな 熱等 流 設 喪 そ 等 あ 妨 生 て を設 害行 する 失 防 電 は れ に 0 7 て 護 る \mathcal{O} ょ に 源 置 為 お ょ 次 区 お あ る \mathcal{O} を そ そ る る 又 設 に 域 過 供 L 再 れは 備 過 給 掲 外 れ た 処 設 熱 れ 熱を除 する全 防 が 工 理 備 を 5 破 \mathcal{O} 0 げ うち、 場 施 除 \mathcal{O} あ る措 壊 あ 護 に 対 る 又 設 お 去 行 行 る する 為に 設 為 設 置 象 は 内 去 7 11 す を 備 を 備 事 防 枢 \mathcal{O} て \mathcal{O} より 受け 講 そ 機 る 要 業 特 護 に 設 第 定 \mathcal{O} 区 ず 設 所 能 全 お 備 ること。 備 + \mathcal{O} 核 滞 又 使 る 域 7 1 用 外 燃 留 は お \mathcal{O} て \mathcal{O} 九 使 そ そ 条 料 外 لح を 済 設 に 水 用 1 第 に 漏 物 防 素 燃 n 0 備 済 う。 出 質 止 が 料 が あ 滞 及 燃 り、 項 さにせ あ 発 等 を す 留 び料 再 る 生のる 水等 を

イ す 周 ること 囲 に 容 易 破 壊 さ れ な 1 壁 そ 0 他 \mathcal{O} 障 壁 を 設

口 は 視 イ 巡 を 0) 行う場 視を 規 定 行うこと に 合 ょ に ŋ は 設 置 さ n 以 た 上 障 0 壁 者 0 中 が 同 で 時 作 業 作 又 は

> イ 置 周 を 开 講 に ず さ ること < 等 を 設 置 容 易 に 人 が 近 づ け な

> > 11

口 略

は 又 巡 1 は 視 0) 巡 を 規 視 行 定 によ を う 行 場 うこと。 合 ŋ に 設 置 は っされ 二人 たさく 以 上 等 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 中 が 同 で 時 作 に業 作又

+

五.

素

 \mathcal{O}

ることとな 能 Ś 理 壊 備 易 は 止 崩 が する全 施 て が お 熱 で に 発 壊 交 熱等 ること そ 等 妨 生 流 設 喪 あ 周 を 失し す つて、 防 に 害 れ 電 囲 る る に 護 設 \mathcal{O} ょ 行 て に 源 る過 為 ょ 区 お 置 あ \mathcal{O} お を 容 これ る過 供 設 域 そ る 又 そ 易 L 再 た 設 熱 は 備 れ 外 ħ 処 給 K ※を除 このうち 5 破 する 防 工 破 が 理 備 \mathcal{O} 熱 場 \mathcal{O} 壊 あ 壊 護 あ 施 に を 行為 さ 行 除 全 対 る 又 設 お 去 る する 為 設 去 れ 設は 内 象 1 て 備 事 \mathcal{O} て に を 防 備 す な 枢 \mathcal{O} その 受 る 業 特 機 ょ 護 要 に 設 V つけ 区 ŋ 設 第 定 能 お 全 壁 所 備 + 滞 使 る 域 7 そ 備 \mathcal{O} 核 又 おそ 九 外 燃 留 は 用 \mathcal{O} 7 0) 使 0 条第 外 لح 料 済 そ 設 に を 水 用 他 漏 防 素 燃 れ に \mathcal{O} 物 備 済 \mathcal{O} う。 質 料 あ 障 出 止 が が 滞 及 燃 項 壁 を す 発 等 あ り U さ 留 料 に せ 生 再 る \mathcal{O} る を 水等

処 機 す 崩 設 容 防

お

新 設

置

す

新 設

17 异三发《补风十六》十九 (略)

に 掲 げ 物 質 を 0 講 防 ず 護 ること \mathcal{O} た 8 に 必 要 な 連 絡 に 関

侵 並分 \mathcal{O} た びな 造 入 周 固 区 人 見 の鉄を 高 に 囲な域 \mathcal{O} 張 当 施 筋 確 さ に構 内 詰 人 設 コ 認 該 及 人 造 が の所 障 内 ン す U が 鉄 常 \mathcal{O} る に ク 壁 構 容 筋 لح 時 施 IJ 設 \mathcal{O} 造 易 設 コい 監 う。 置 1 لح 周 を に 内 ン 視 が 侵 ク す 辺 有 に 1 を IJ る造 で に す 設 行 入 する きる 場 る ŋ 照 置] を う 防 た 合 の 明 柵 す \vdash るこ は施設装 等 造 護 80 لح 設備 置 \mathcal{O} り 区 \mathcal{O} そ 等 障 をとの域詰 又 。施 のは 壁防 内 \mathcal{O} \mathcal{O} 所 を 限他装 容 止 た 設 又 だ ŋ \mathcal{O} 置 易 設 で そ は 以 で 堅 をに置 き L 周 \mathcal{O} 下 世間設人し、 る な 他辺 な置の 十その防見 11

ロ〜ニ (略)

二十一~二十七(

3

の「の第 同五掲 項 号 は防規 +げ \mathcal{O} 定 九 る 防 第 ハ 防 号 区 を + を ŧ 護 項 域 準 ま 除の \mathcal{O} \mathcal{O} 用 で 号 \mathcal{O} た 表 第 す 及 ほ \Diamond 域 周 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 同 る に 辺 カュ 七 لح 防 司 号 必 号 護 項 口同第 要 カュ 第 を 項 な 5 区 \mathcal{O} 場 二 十 二 当 域 除第項 措 第 又 合 該 九 第 置 + 四に 防 は に 号 儿 立お 号 号 2 号 同 入 区 11 か かい ま 域制 て、 5 同号 b 7 で 第 項 第はの 限 口 区 七 当 同 第 を 特 +除号 該 域 項 +次 定 周 第 七 六 ま \mathcal{O} 核 لح 兀 号 号 で 各 辺 燃 防あ号 まか 号 料 護る中 第に でら 物

-六~十九 (略

施 た入び 高 用 な を に さ に 構 見 設 鉄 区 人 に 筋 当 及 人 造域 張 内 確 \mathcal{O} 定 掲 認 該び がの 内 詰 に コ 人 核 げ 設 ン す 障構 容施の 所 が 置 ク ること 壁造 易 常 る 設 鉄 IJ 時 措 す を に内筋 لح \mathcal{O} る に 11 監] 周有 侵 コ う。 場 を す ン 視 1 が 辺 入 設 0 るさく 講 す ク 防 合 造 で に 置 を ず きる IJ 照 ること 護 は り す 行 るこ ること。 明 を うた \mathcal{O}] \mathcal{O} 施設装 等 防 た 1 کے のを \mathcal{O} 設 備 置 造 護 \otimes 8 限 等又 等 障 防 り 区の 12 り のはの 壁 止たの域詰 必 容易 で 堅 装 を だ施内 で 所 置 設 き な 固 又 な L 設 をに 置 る な 等 は以 連 設 人 構 十 そ の周 L 下 絡 造置の 堅 辺 分の に のし侵並な周固防見 関

~二 (略)

 \Box

一十一~二十七 (略)

の「の第同五掲 質 は防規 十 項 号げ \mathcal{O} 九第 防 定 ハ る 防 を 号 十を ŧ 護 区 項 域 準 ま 一除の \mathcal{O} \mathcal{O} < 用 で 号 た 区 \mathcal{O} 表 域 周 す 及 ほ \Diamond 第 同 に 辺 る U か 防 号 同 必 護 項 第 要 口同 か 区 \mathcal{O} 第 を項 な 5 当 場 除第項措 域 第 < < + = 又 合 九第置 該 は 号 四に 几 号 号 号 護 <u>\\</u> お 0 、同 区 入 1 カュ かい ま て、 制 同号 域 5 5 7 で 第 項 限 口 第はの 当 $\frac{-}{+}$ 第 を 特 区同 t 除号 域 項 + 次 定 該 第 七 六 ま 周 の核 と 兀 号 号 で 各 燃 辺 あ 号 防 まか 号 料 第に物 護 る 中 でら

場時 5 U 第 料る 域防 と あ及 防 当 域 立域 内 あ び 該 以 = 九 物 \mathcal{O} 護 周 る 護 又 入 域 号に لح 下 メ 質 は 区 る 辺 0 区 防 は 制 及 と Ì 掲 防 あ 前 で 域 \mathcal{O} 防 は 域 護 立 限 てド 掲 各 あ 1 げ 同 第 内 は 護 護 る 区 入 当 区 同 号 ル る げ 表 同 又 区 防 区 域 制 域 項 0 周 \mathcal{O} は 防 た \mathcal{O} 物 る 第 項 域 護 域 \mathcal{O} 項 辺 は 限 第 立 措 t 八 \mathcal{O} 第 立 護 内 防 距 質 物 X 当 区 と 五. 入 離 に 質 号 表 入 区 及 域 護 当 域 あ 制 置 \mathcal{O} 周 該 号 域 はに に 係 \mathcal{O} 第 +制 び 辺 区 該 周 ŋ 中 限 ハ 限お う 及 七 六 内 立 لح 防 防 る 限 域 辺 区 あ 号 に る。 5 号 t び 防 V 区 入 護 及 護 及 域 読 て 照 か中域 制 X \mathcal{O} = 同 区 \mathcal{U} 護 る び 護 と 吸 4 に 5 内 項 域 域 X لح 射 限 立. \mathcal{O} 区 照 替 を 収 さ 掲 第 前 区 第 又 入 域 は 防 域 あ え 除 線 射 げ 九 各 と 域 七 は 制 لح れ 又 護 る く。 る 量 直 た る 号 号 あ 防 内 号 立 限 は 防 \mathcal{O} ŧ 率 後 る 護 に 中 入 当 同 物 ま \mathcal{O} 区 同 護 域 辺 は に 質 制 \mathcal{O} が 表 で 措 \mathcal{O} 区 域 項 該 防 区 لح そ \mathcal{O} は 域 防 第 域 当 を 第 並 置 そ 限 立 周 護 す 取 グ \mathcal{O} 八 び 特 は 内 れ 護 区 لح 六 入 辺 区 該 号 に 定 防 ぞ 域 あ 号 レ 表 区 制 防 域 防 n と 扱 1 面 同 核 護 周 れ域 中限 護 ハ 及 護 毎か及表燃 あ X 辺 内 لح 区 X び 区 う

一場時 5 び第 料る域防 及 域 と あ 防 域 当 域 立 X 以 九 物 内 護 あ 周 る び 護 該 又 入 域 = \mathcal{O} لح メ は 区 下 号 質 る 辺 \mathcal{O} 区 防 は 制 及 で 掲 に 域 \mathcal{O} 防 は 防 域 あ 略 護 立 限 び 前 げ 掲 内 は 護 区 あ \vdash 同 第 護 る 入 区 当 同 各 ル る げ 表 又 防 区 制 号 0 同 区 周 \mathcal{O} 域 域 項 該 のた \mathcal{O} 物 る 第 項 項 は 防 域 護 域 辺 は 限 第 立 Ł 質 \mathcal{O} 第 立 護 内 防 距 物 八 区 当 区 五 入 措 号 区 及 域 域 あ \mathcal{O} 離 に 質 表 入 周 護 当 該 号 制 置 +制 域 _ に 係 \mathcal{O} 第 び 辺 区 該 周 ŋ 中 に ハ 限 は と、 うち لح 六 内 限 お る 及 七 限 立 防 域 防 辺 区 号 あ t \mathcal{U} 号 区 に 入 護 及 護 防 及 防 る 11 域 لح て 照 カュ 中域 制 同 区 区 護 護 = \mathcal{U} る び \mathcal{O} 読 と、 吸 に لح 射 5 内 限 項 域 立域 区 \mathcal{O} 4 を 収 照 掲 第 前 域 さ 区 第 又 入 は 防 域 あ 替 線 九 لح は 制 除 射 れ げ 各 域 七 と 又 護 る え く。 号 号 <u>\f</u> は 量 直 た る 号 あ 防 内 限 防 区 \mathcal{O} 周 る 率 ま る 中 当 後 同 物 \mathcal{O} 護 に 入 区 同 護 域 辺 は ŧ が 表 質 措 \mathcal{O} 区 制 域 区 に で 項 該 防 \mathcal{O} は域 防 を そ 第 並 \mathcal{O} 置 そ 限 第 域 立 周 護 لح 内 グ \mathcal{O} 八 X لح 入 取 び 特 は れ 護 六 辺 区 該 す 뭉 防 ぞ 区 表 に 定 域 あ 号 制 لح n V 防 域 防 る 中限 لح 周 扱 面 ハ 同 核 護 れ域 V) 護 及 護 イ لح か及表燃あ 区 辺 内 区 区び 区 う 毎

護 区

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$

六 制 防

入

限 護 略

区

域

を

柵

等

 \mathcal{O} に

障

壁

に

ょ

0

て

区 域

画

す

るこ

区

域

 \mathcal{O}

周

辺

立

入

制

限

X

を

定

8

当

該

立

制 限 区 略 域 域 を \mathcal{O} さ 周 < 辺 等 に \mathcal{O} 障 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 壁 入 に 制 ょ 限 0 区 て 域 区 を 画 定 すること。 \emptyset 当 該

立

(保安規定)

第 安 又 可 +(会に提 規定を定め、これは事業所ごとに、 を受けようとする Ł 条 出しなけ 法 第五 これを + れ 条 ば 次 者 第 なら は、 記 0 各号に 載 項 ない。 L 認 0) た 申 可 規 掲げ を受 定 請 に る事 け ょ 書 ようとする工 を る 原 項 保 子 に 安 ついて 規 力 規 定 制 \mathcal{O} 委 保 場 認

~十八 (略

(削る)

十九 (略

 \otimes 0) 重 活 大 事 動 を 故 等 行 う 発 体 生 制 時 に \mathcal{O} 整 お 備 け る に 関 再 す 処 ること。 理 施 設 \mathcal{O} 保 全 0

+ため 0 大 /規模 活動 を 損 行う体 壊 発 生 制 時 0 に 整 お 備 け る再 に 関すること。 処 理 施設 \mathcal{O} 保 全

二十二~二十六 (略)

2

五十 当該認 置計 す \mathcal{O} 11 て るときも 次に -条 第 一 第五 可 画 を受け に 可 定められ 一十条の五 0) 掲 日までに、 げ 項 同 様とす な る 0 れている け 事 規 第二項 項を 定 ればなら る。 に 当該認可 追加 より 廃 \mathcal{O} 止措置を実施 認 ない し、 認可を受け 可を受けようとする者 を受けようとする廃 又 んは変更 これを変 た保安規定に するため、 した保安規 更し ようと 法 止 は つ第 定 措

一~七 (略)

処 理 設 備 本 体 0) 操 作 停 止 に 関 する 恒 久 的 な措 置

(保安規定)

第 + 員 安規定を 又 可 (会に提 は を受けようとする者 七 事業所ごとに、 定 法第 出しなければ め、これ 五. 十条 次 第 を記載した申 いの各 なら は、 項 ない。 号に掲 認可 0) 規 を 定 げ 受 請 に る け ょ 書 を 事 ょ る ようとす 項に 保 原 子 安 力 規 2 11 Ś 規 定 て 制 工 \mathcal{O} 委 保 場 認

~十八 (略)

 \mathcal{O} 保 交流電 全 0 ため 源 供 0 活 給 動 機 を 能 行 等 j 喪 体 失 時 制 \mathcal{O} に 整 お 備 け る 関 再 すること 処 理 施 設

二十 (略

(新設)

(新 設)

<u>一</u>

5

五.

略

2 す 0 V 五. 置 当 て次に 一十条第 認可 るときも 計 該 法第五十条の 認可 画に を 定められてい 受けな の日までに、 掲 同様とする。 げる事項 項の 五. ければ 規定 第二 へを追 により · る廃 当 なら 項 該認 \mathcal{O} 加 止措置を実 認 ない。 し、 認可 可 一可を受けようとする者 を受けようとする 又 を受けた保安規 は変更した保 れ 施するため、 を 変更し よう 安規 定 廃 に 法 止 と定 0 第

一~七(略

再 処 理 設 備 本 体 0 操 作 停 止 に 関 す る 恒 久 的 な 措 置

L る 存 なく た後 場 核 在 関 合 燃 L す 滯 に 及 料 な 留 使 物 び 場 し 用 再 質 て 済 処 が 燃 廃 11 理 臨 る場合を 料 設 界 廃 止 又は 備 に 止 措 本体 達 措 置 核 L 置 対 除燃 を 対 象 く。 料 通又象 施 物 常 は 施 設 質 \mathcal{O} 達 設 内 が 方 す 内 に る 法 に 旦 使 に お 存 収 用 そ さ ょ 在 済 り れ し れ 操がて る 料 こ作ないが

九~十六 (略)

t ことなく いがい る 存 に L 場合 核 関 た 在 核 燃料 しな 後 すること(廃 及 料 滞 使 び物 物 留 \ \ 場 略 用 再 質 L 質 合、 処 が 7 済 0) 臨 1 燃 理 受 料又 界に 廃止措 る場合を除 設 止 渡 備 措 Ĺ は 達 本 置 置対 核 Ļ 体 対 運 燃 を 象 搬 スなた。大家施設内 く。 料 通 物質 常 貯 \mathcal{O} 蔵 が 方 する そ 内 に 法 に 使 口 \mathcal{O} に 収 お 存 用 他 を 在 と れ し 燃 ž \mathcal{O} れ 取 る操がて料扱

一川る)十八~二十

重 事 故 等 発 生 時 お け る 再 処 理 施 設 0 保

止 た 置 対 8 象 施 活 設 動 内 を に 行 使 う 用 体 済 制 燃 \mathcal{O} 整 料 備 核 燃 関 料 す ること 物質及 び 使 廃

> た 核 場 在 に 後に 合 燃 関 及 料 な す るこ 使 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 留 物 11 用 場 L 再 質 7 済 処 が 燃 11 理 臨 る場 料 設 界 廃 又は核 備 に 止 止 合を 本達措 措 体 Ĺ 置 置 除燃 を 対 対 Š. 料 又 象 通 象 物 常は施 施 · 質 \mathcal{O} 達 設 設 が 方 す に 内 法 る に 旦 使 お に 収 存 用 ょ そ さ 在 済 れ り れ L 燃 操 がて る 料 作ない が لح しいる 存

(略)なく滞留して

十 九七 ~ と L いる 存い なく た後 場合 在 核 関 燃 L 核 燃料物質が臨
ない場合、 燃料 滞 に 及び すること(廃 使 留 用 再 し 物 済燃 処理 が臨 て 質 1 \mathcal{O} 開界に達 廃止措 (廃止措 る 料 設 受 又は 備 場合を除 渡 Ļ 本 核燃 し、 置対 体 置 : を 通 対 運 又象は施 料 象 物 常 施 施 質 達 \mathcal{O} 設 設 貯 が 方 す 内 蔵 に 法に るお存 回 使 そ 用 収 \mathcal{O} され それ ょ 在 済 他 ŋ L 燃 \mathcal{O} る 操 が て 料 取こ 作 な い が 扱

十八~二十 (略)

11 \mathcal{O} び 使 場合を除 有 七 0 テ 用 用 廃 保 ラベ 物 済 止 全 交 質 燃 流 措 \mathcal{O} ク を 料 置 た 電 レ 分 を 対 \Diamond 源 ル 離 供 溶 象 \mathcal{O} 以 L 施 活 給 解 た 設 機 上 動 残 0 た に を 能 t n 液 使 行 等 用 0 \mathcal{O} 体 う 喪 失 に 液 済 体 カュ 燃 限 体 制 時 6 る 核 料 \mathcal{O} に (そ 燃 整 お 備 料 け \mathcal{O} 核 が 放 物 燃 に る 存 料 関 射 質 再 そ 在 物 す 能 処 るこ L 質 理 が \mathcal{O} 他 及 施

(新設)

合を除 テラベ 用 用 物質 済 燃 < クレ を分離 料 を ル 溶 以 L 解 た 上 L 残 \mathcal{O} た ŧ ŋ 液 0 体 \mathcal{O} 液 に カ 限 体 6 る。 核 (その 燃 料 が 放 物 射 質 存 そ 在 能 L が 0 な 他 0 1 場 七 有

二 十 二 を除 措 \mathcal{O} 燃料 質を分離し 置 た クレ \otimes 対 を 象 大 \mathcal{O} 溶 施 規 ル 活 以 模 解 設 動 た 内 損 上 を 残 た に \mathcal{O} 壊 行 ŋ ŧ 液 使 う 発 体か 用 \mathcal{O} 生 0) 体 液 済 制 時 に 体 5 燃 に 限 \mathcal{O} 核 る。 料 整 お (そ 燃 備 け 料 \mathcal{O} 核 に る が 放 物 燃 関 再 存 射 質 料 す 処 能が三 そ るこ 在 物 理 質 \mathcal{O} 施 な 他 及 設 • び 0) \mathcal{O} 七 有 場 使 廃 保 テ 合 用 用 止 全

一十三~二十 略

3 (略)

4 請 書の 提 項 (前 出 部 数 項 に は お 正 V 本一 て 準用· 通とする。 する場合を含 む。 \mathcal{O} 申

核 燃料 取 扱 主 任 者 \mathcal{O} 選 任等)

略

条

2 第 十 八 L \otimes た る 期間 実 第 務 五. が 三 + \mathcal{O} 経 条 年 験 \mathcal{O} 以 は 上 第 で 核 あることとす 燃 項 料 0 物 原 質 子 \mathcal{O} 力 取 規 300 扱 制 V 委 員 0 業務に 会 規 則 で 定 従 事

3 は 正 0) 第五 本 一第二 十条 通とする。 一項の \mathcal{O} 規定 第二 に による届出い一項においる に て 係る書 準 用 す る法 類 0) 提 第二十二 出 部 数

> 一 十 二 ~ 略

請 書の 第一 提 項 出 (前 部 数 項 多 は、 に お 正 1 本一 7 準 通 用 及び する場合を含む。 副 本二通とする。 \mathcal{O} 申

4 3

略

核 燃 料 取 扱 主 任 者 \mathcal{O} 選 任 等

第 + 八条 略

新

設

2 は条の の 二 法 第 正 第二 本 五. 及 + び 項 条 副 \mathcal{O} \mathcal{O} 本各 規定による届 第二 項 通とする。 に お 出 1 に て 係る 準 用 する法 書 ■類の提 第二 出 + = 部 数

新 設

(評価の結果等の届出) (評価の結果等の届出) (評価の結果等の届出) (評価の結果等の届出)	条の三の二 法第五十条の四の二第一項の原子を性の向上のための評価の実施時期) (年代の向上のための評価の実施時期) (年代の高田出をする場合には、正本一通及び写し二体る届出をする場合には、正本一通及び写し二体の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるの表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるの表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるの表第八号の原子力規制委員会が告诉する。	、正本一通及び写し一通(再処理施設のうち令第六十の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は2 法第五十条の四第二項において準用する法第十二条第十九条の二の二 (略)	る場合には、正本一通及び写し二通)とする。 (再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の(再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号のの表第四号ののであります。)
	設) (百 2 4	、正本及び副本各一通とする。の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数はの三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は第十九条の二の二(略)(核物質防護管理者の選任等)	2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通第十九条 (略)

当該措置及びその措置による事故の発生の防止等 本のとする。 大の防止(以下この号において「事故の発生の防 大の防止(以下この号において「事故の発生の防 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生及び 大の形止(以下この号において「事故の発生及び 大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等	「「「大大」」 「所在地 「所在地 「所在地 「所在地 「所在地 「	2 前項の提出部数は、正本一通とする。
のる止拡るす	び	員項調(開新)に

一角変手型里面设立ついて、長等国ー立い等効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 定め 第二号の 当 該 再処理施設について、 技術 るも 上 \mathcal{O} 基準に \mathcal{O} が設置 お され 11 て 法第四十五条第三項 て 設置すべきも いること。 0

口 じら は 変更 当 | 該再処| れて \mathcal{O} 認 11 ること。 可 理い を受け 施設につ た保安規定に定める措置が 1 て、 法 第 五. + -条 の 認 可 講 又

た場合 故 の 事 性に関する事項に いること。 前号に 0 故 容及 性 安 ることとされ 調 全に関する最新 当該再処理 \mathcal{O} \mathcal{O} 向 査、 発生に CK 0) こその · 掲 げ 上を図 被 至 害 分 至る可 措 る措 る 析 \mathcal{O} 位施設に 程度 及び 置に 7 「る た 可 能 つ 置 V を評 いて、 を講じ による事 る措 性に関する評価手 評価を行 能性がある場合に \Diamond 0 知見 お Ź 及び 価する手法その 置 11 故 の を踏 て、 発生する可 たにも に \\ \ 加 口 えて まえ 発 再 \mathcal{O} その か 生 規 処 つつつ、 \mathcal{O} カュ 講 定 理 事象が ねらず 法に 能性 は、 じた措 防 に 施 他 止 ょ 設 等 より 自 \mathcal{O} \mathcal{O} そ ŋ に 発生し ある事 確認す ら安全 重大事 の可 置 0 お 効果 確 の内 重大 け 認 能 る

三 理 を行うこと。 施 前二号によ 設 の全体 に ŋ 係る安全性につ 確 認 た 内 容 を いての総合的な評 考 慮 L て 当 該 再 定 処

評価の結果等の公表)

第十九条の三の六 法第五十条の四の二第五項の規定に

(新設

出 る を 表 た は 後 法 遅 第 滞 \pm な + 条 \mathcal{O} 几 0 タ] 第 ネ ツ 項 0 \mathcal{O} 規 利 定 用 そ ょ \mathcal{O} る

他 \mathcal{O} 適 切 な 方 法 に ょ ŋ 行 うも \mathcal{O} とす うる。

事 故 故 障 0 報

第 な に + 対 事 九 ħ す す 業 条 á ば る 条 者 \mathcal{O} 処 لح に +置 き お 旧 を は 1 再 て + 処 法 第六 日 そ 同 理 じ 以 \mathcal{O} 事 業者 + = 内 旨 に を 条 は 直 等 原 5 を \mathcal{O} 子 に、 含 力 次 のむ 規 \mathcal{O} そ 制 各 規 \mathcal{O} 号 以 定 委 状 員 \mathcal{O} 下 に 会 況 い次 ょ に 及ず 条 ŋ びれ 及 報 そかび再 告 しれに第処 第

略

け

なら

な

を 喪 は 施 れ 失 及 障 た 再 重 設 す 区 ぼ 大 に 害 処 L る事 を域 理 お が お そ 等 防に け 施 る 止閉設 き。 れ 火 す じ に \mathcal{O} が 対 災 る 込 故 あ 処 若 た \Diamond 障 す \Diamond る に 0 l るた 機 たことに < \mathcal{O} ょ 放 は 能 ŋ 爆 \Diamond 射 \mathcal{O} 発 線 外使 ょ 機 部 用 \mathcal{O} \mathcal{O} り 能防 遮 放済 蔽 燃 を止 射 再 喪 \mathcal{O} 機 線 料 失 機 処 能 に 等 ľ 理 能 ょ を る 限 若 に 再 支 又 処 放 定 し 障は く 理射

(略たと

と 再 係 ょ 処 新 理 る ŋ 場 施 使 に 所 設 用 講 に \mathcal{O} ľ つ次済 故 た いの 燃 障 とき又 て 料 そ 1 人 ず \mathcal{O} のれ が 他 は 立か 管 \mathcal{O} 入に 漏 理 不 制該 え 区 測 当 限 域 \mathcal{O} L す 内 事 た 鍵る で 態 物 \mathcal{O} 漏 が が 管 き え 生 じ 管 理 1 等 漏 L 理 た 区のえた

事 故 障 等 \mathcal{O} 告

なに該 理十 対 +事 九 する す n 業 条故 る ば 条 者 \mathcal{O} とき に 処 +置 お 旧六 を は 11 再 処 法 + て 同 理 日 そ 第 事 以の ľ 六 業 内 旨 + に を 者 は 直 等 条 原 を 子 ち \mathcal{O} に次含かか 力 三 むの 規 \mathcal{O} そ 各 規 制 \mathcal{O} 委 号 以 定 員 状 \mathcal{O} 下 に 況 い次よ 会 ず ŋ 及 条 報 び ħ 及 告そかび再 しれに第処

略

け

なら

な

三 り 能は線れ 再 障 た 再 再 喪 処 害 区 処 処 を 域 失 理 理 に 理 L 施 防 施 に 設 止 閉 設 支 す じ 又 に \mathcal{O} 障は る 故 お 込 を喪 け た \Diamond 障 失す 及 る \Diamond る に ぼ 火 \mathcal{O} 機 ょ る 災 り、 L 放 能 たと お若 射 そ L 線 外使 きれ < \mathcal{O} 部 用 が は遮 放 済 あ 爆 射 燃 V 線 料 0 発 た の機 等 に こと 防 能 ょ を 若 る 限 止 に \mathcal{O} L 放定 よ機 く 射 さ

八四 5 略

لح لح OV 再 係 ょ 処 置 る を り 理 だ 場 新 施 た 所 L 使 設 用 に に \mathcal{O} 講 つ次 済 故 ľ 11 \mathcal{O} 燃 障 た 7 11 料 そ と 人ず \mathcal{O} き又 のれ 他 が 立か 管 \mathcal{O} は 入に 理 不 漏 制 該 X 測 当 え 限 域 \mathcal{O} す 内 1 事 る で カュ 態 た 漏 ぎ が き 物 \mathcal{O} え 生 ľ が 管 11 管 理 漏 した 等 えたこ 理

域外に広がつたときを除く。)を除く。

イ〜ハ (略)

九~十二 (略)

(報告の徴収)

第二十一条

略

3 第一項及び第二項の報告書の提出部2 (略)

数

は

正

本

通

2

とする。

届出書類等の提出部数

第二 条の に + 係 三又 る書 条 は 類 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 提 第 出 四 法 + 第 部 六 四 数 条の四 は 正 本六条 第二 \mathcal{O} 通とす 兀 項第の二 っる。 規項 定 に 法 ょ 第 る届 兀 十 出六

身分を示す証明書)

第二十二条 する法 二条 によるも 身 様 分を 第 式 第二 第 七 十二 示 の項 <u>の</u> 三 کے す \mathcal{O} 法 身 証 条 L 第 に \mathcal{O} 分 明 五 を + よるもの 法第 書 第七 は 示 条 五. す 第 項 十 証 別 六 記 と \mathcal{O} 条 明 項 様式 0 身 書 に \equiv 分 は お 第三に 第二 を 法 V 第六 示 別 7 す項記 潍 よるも +証 に様 用 八条第一 明 お式 す 第二の二 Ź 書 1 法 のとす は 七 第 項別用

区域外に広がつたときを除く。)を除く

イ〜ハ (略)

九~十二 (略)

(報告の徴収)

第二十一条 (略)

3 副 第一 本 · 各 項 及 通とする。 び 第二 項 0 報 告 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本

及

び

第二十 に 条 係 0) 届 る書 三子条 出 書 類 は \mathcal{O} 類 法 等 \mathcal{O} 提 第 0) 四 法 第 出 提 部 出 六四条十 数 部 は 数 正 の四 本 六 条 第 \mathcal{O} 通 几 及 項 第 び \mathcal{O} 規 副 項 定に 本二通と 法 ょ 第 る 兀 す 届十 る 出六

(分を示す証明書)

第二十二条 る。 記 \mathcal{O} す に る法 条 様 ょ 分を る 式 第 第 第 ŧ 七 二の三 + = 示 \mathcal{O} 項 と 0 す 法 Ļ 条 証 身 第 の 二 分を 明 によるも 五 書 + 法 第 は 第 示 条 五す 七 第 項 別 \mathcal{O} + 証 六 ح 条の三 記 \mathcal{O} 明項 身分 様 書 に 式 は お 第二 第 法第六 を示 11 三に 別 7 す項記 準 よるもの + に様 証 用 する 八 お式 明 条第 第二の 書 11 法 は、 て 準 と 六 第 す 項別用

第二十 たフレキシブルデ出ま書類に記載されて できる。 ブルディ (フレ キ スク提 シ ブル の各号に 提出票を提出することによルディスク及び別記様式第載すべきこととされているの各号に掲げる書類の提出 ディ スクによる手 より四事 出 に り行うことが野項を記録し

第十 条 第 項 \mathcal{O} 書

類

第十九条の二の二第二項の 書 類

> フレ キシ ブル ディス クによる手

ブルディスク提出ち該書類に記載な ルディスク提出票を提出することによフレキシブルディスク及び別記様式第該書類に記載すべきこととされている十四条 次の各号に掲げる書類の提出 様式第でいる により行うことが、る事項を記録しいる事項を記録し

第十 八 条 第 項 \mathcal{O} 書 類

できる。

第十九条の二第二項の書 類

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十六号)(第八条関係)

事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)	令第百十二号)第二十七条、使用済燃料の再処理の	の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省	年総理府令第百二十二号)第六十二条、使用済燃料	電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二	三年運輸省令第七十号)第十九条、研究開発段階発	を除く。)の設置、運転等に関する規則(昭和五十	、船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるもの	昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第六十七条	、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(る規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第六条	験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関す	則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条、試	一号)第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規	関する規則(昭和三十二年総理府・通商産業省令第	三 記録 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に	一・二(略)	義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意	(定義)	改正案	
事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)	令第百十二号)第二十七条、使用済燃料の再処理の	の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省	年総理府令第百二十二号)第六十二条、使用済燃料	電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二	三年運輸省令第七十号)第十九条、研究開発段階発	を除く。)の設置、運転等に関する規則(昭和五十	、船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるもの	昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第六十五条	、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(る規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第六条	験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関す	則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第七条、試	一号)第六条、核燃料物質の加工の事業に関する規	関する規則(昭和三十二年総理府・通商産業省令第	三 記録 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に	一•二 (略)	義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意	(定義)	現	

+ す 物 総 成れ 六 質 た 兀 る 理 種 料 物 八 条 規 に 物 ++質 年 府 廃 物 六の総 則 ょ 令 棄 質 年 号) 使 理 核 0 第物 又 経 第 核 用 府 燃 昭 7 埋 は 済 燃 第 に 令 料 和汚 号 設 核 産 種 料 関 六 染 燃 第 物 廃 \mathcal{O} 条 質 + 事 す 八 さ 第 料 省 に る十 三 \mathcal{O} + 業 物 令 物 又 れ 規 規四 \equiv 使 に 質 年 た 第 埋 は 上号) 定 則 用 総物 条関に 設 核 す 等 理 \mathcal{O} す ょ + 燃 る 昭 第 府 廃 三 に る 0 事 料 核 記 関 7 和 燃 号 令 棄 規 業 物 録 四条 す 第 物 料則汚 質 を 兀 + oる 管 染 関 物 第 1 \equiv 規 昭 さ ++ 理 質 兀 す ょ う。 年 則 七 又 \mathcal{O} 和 れ十 る 0 総又 号 事は 六 た 几 7 理は昭 業 核 +物 則 汚 府 核 和 燃 \equiv 第 に \mathcal{O} 三 関料年第核 さ 令 原 亚

安 \mathcal{O} た 8 に 必 要 な 措 置

用 製 六 し 各 外 た 物 原 錬 条 る 条 Ι. 埋 子 施 に 原 お 場 設 炉 設お子 法 掲 又 施 施 カ 第 1 11 て は 7 事 加 五. 設 る 事 工 単 業 + わ 業 廃 使 施 に 者 八 置 等 条 れ所 棄 用設 を る 物 済 原 第 採 放 以 原 管 燃 試 子 6 射 項 子 理 料 験 力 下 な 性 施 貯 研 事 力 \mathcal{O} け 廃船設蔵究 業 \mathcal{O} 規 れ 棄 を 又 施 用 者 条 定 ば 物 含 は 設 等 等 に な のむ使 原 ょ 第 5 لح 五. 廃 用 再 子 ŋ な 棄 以 施 処炉い条 理 施 う 設 \mathcal{O} 下 同 施 設 関 同 等 項 及 を 設 に 設 はび規 発 置廃電 第 次 定

> ++す 物 総 兀 物 六 る 質 理 種 料 た 八 条 +規 に 質 年 府 廃 物 + 物 六 \mathcal{O} 総 則 ょ 令 棄 質 年の 号) 使 理 核 第物 又 経 0 第 核 用府 燃 昭 7 埋 は 済 第 令 料 和 汚 号 設 に 核 産 種 料 関 物 六 燃 第 染 \mathcal{O} 業 廃 物 条に す 八 質 + さ第 事 料 省 棄 + 業 る 0 三 れ十 物 令 物 又 規 規四 使 年た 三 に 質 第 は 埋 定 号) 条 関 則 用 総物 に 設 核 す 等 理 \mathcal{O} す ょ + 燃 \mathcal{O} る 昭 第 府 事 に 廃 核 る 0 料 記 和 関 令 棄 燃 規 7 物 録 四条 す 第 則 質 物 料 汚 に を + \mathcal{O} る 兀 管 物 染 第 関 に 1 十 規 +理 質 昭 さ 兀 す ょ う。 年 則 七 又和れ十 る \mathcal{O} 0 号) 総 又 事 は 六 た 几 規 7 は昭 理 業 核 十 物 条 則 汚 核 和 燃 府 第 に 三 \mathcal{O} 令 原 三 関料年第核平

略

几

安

8

に

必

要

な

措

置

第 L \mathcal{O} 棄用 製 六 す た 錬 条 物 原 る 保 子施に に 工 埋 原 にお 場 設 炉 設お 子 法 \mathcal{O} 撂 又 施 施 いカ 第 た 11 略 げ は て 事 て 設 設 五 加 行 事 工 単 業 + わ 業 者 施に 八 廃 使 置 れ 条 所 棄 用 設 等 を る 物 済 原 第 採 放 原 以 管 子 燃 試 5 射 項 子 理 料 験 力 下 な 性 力 施 貯 研 事 \mathcal{O} け 廃船設蔵究業 \mathcal{O} 規 れ 棄 者 を 又 施 用 条 定 ば 含 物 は 設 等 等 に な 使 0 原 第 む ょ 5 廃 用 لح 再 子 五. ŋ な 施 処炉い 条 棄 以 う。 設 理 施 下 \mathcal{O} 同 等 関 同 施 設 項 及 を 設 12 設 発はび規 次 置廃電 第定

う。 掲 に 旧 理 蔵 兀 几 研 + 制 備 備 げ 規 使 事 事 十三 究 法 試 第 法 放 用 業 業 用 用 \mathcal{O} 兀 で る 法 第 第 に 定 者 + を 号 関 あ 法 保 者 者 条 等 を 項 第 済 研 性 す 等 + す 第 安 廃 る 等 等 \mathcal{O} に 原 兀 燃 0 究 廃 う。 を含 棄 規 + 条 第 る 7 五. \mathcal{O} 及 子 料 要 棄 容 + た び + 定 \equiv 法 核 す 法 炉 三 条 \mathcal{O} 貯 等 物 器 十 二 以 る場 第五 律 原 め む 法 八 す 設 条 七 \mathcal{O} 蔵 原 を を 下 第 第 条 九 第 施 料 に る 置 事 \mathcal{O} 子 含 司 条 合に 物 三 行 \mathcal{O} 必 Ŧī. + 旧 者 第 業 炉 入 む U. 第 要 が + 項 項 者 令 質 等 \mathcal{O} 設 発 L は、 第 な 当 条 三 項 七 に 電 に 置 た 以 措 昭 条 号 核 該 第 規 用 法 第 に 規 再 者 製 に 下 項 置 次 \mathcal{O} 定 規 に 和 燃 放 原 第 定 処 錬 廃 子 規 料 第 号 す 定 を 射 七 項 兀 す 理 事 項 発 棄 輸 定 +物 講 か 性 第 に る 炉 + に す る 事 電 すること。 号 入 質 5 規 る す じ 廃 旧 設 旧 業 用 者 規 廃 第 る 年 及 \mathcal{O} て 棄 項 定 置 条 旧 製 者 使 定 原 棄 管 政 び 廃 廃 六 物 に す 用 者 錬 又 子 \mathcal{O} す 加 加 号 物 規 理 令 原 棄 棄 る 済 等 \equiv る 工 事 は 炉 工 次 第 物 ま 定 旧 事 使 子 物 燃 業 設 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 旧 炉 管 管 で と 号 す 再 法 試 業 者 用 置 業 た 料 る に 者 者 \Diamond 百 \mathcal{O} 理 1 処 貯 第 +験 等 者 者 理 11

> 理 蔵 几

及

び

法

第 五. 第 る 置 \mathcal{O} 九 第 事 子

Ŧī. +

七 条

条

0

E

規

定

す 再 料 法

る 処 \equiv 研

項

規 子

定 炉 三 条 \mathcal{O} 貯

す 設 条

旧

発 等

用

原

子 几 項

究

用

等 第

者

法

第

十

0 す 加

 \mathcal{O} 旧

 \equiv 試

+

法 第 第

+

三 第

 \mathcal{O}

三

第 に 規

に す る

規 る 旧 業 用

る 工

験

法

十

条

項 者

錬

事 は

筡 者

法

+

 \mathcal{O} 七 蔵 原 を

項 に

規 定 処

定 す 理

事 業

業 者 用

者

試

等 物

炉 入

設 L

置 た

放

射

棄

錬

事 発

業

者

業

使

用 験

済 研 性

燃 究 廃

料

業

再 者 製

事 電

又 子 加

使 設 事

炉 工

置

+ 第

条

+

に 電

定

旧 設

済 等

燃

貯 第

事

者

等 \mathcal{O} に 原 兀

法

第 八

第 規

規

す 用 者

る

旧

旧

使 事

用 業 業 三

者 者

等 等

を

含

む

が + _ 項

当

該

放

射 七 項 す

性 第 に る 炉

廃

棄 項 定 使 置 条 定 旧 製 者 原

物

次

1

に

規

定

す

る

容

器

を

含

む。

以

下

輸

入 5

廃 第

棄

لح 号

2

几

5

七

略

 \mathcal{O}

Ł

0) 兀

を 号) 関 あ 法 保

う

以 +

下

同 条

ľ

廃 規 三 料 第

棄す

ること。

+

第 る

第 令

号

に 和 燃

す

る 年 及 0) 7

管 政 び

理

 \mathcal{O} 第 子 物 物 ま

た

規 設 設

制

に で

す 0 第 安 廃

法

律

施 料 条 に 場

行

昭

+ = 定

> 令 原 棄 棄

百

備 備

て

核 +

原

物

質

核

物

質 号 ľ

炉 管

 \mathcal{O} 理 理 に

五 \mathcal{O}

の 二 必 合

一第二

項

廃

分 を 示 す 証 明

第

八

法

第

六

八

条

第

t

項

0

身

分

を

示

す

証

明

書

は

別

分

を

示

す

証

明

書

2

略 七

兀

(

略

第 八 条 法 第 六 +八 条 第 六 項 0 身 分 を 示 す

証

明

書

は

別

う。

を

棄

は、 な

号

六

号 物

掲

げ

る

た する

め

要 に

措

置 次

を

講 カュ

廃

管 で

務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を檢査させ	所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ
条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事	条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事
ては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61	ては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61
条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつ	条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつ
- 子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59	子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59
5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原	5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原
61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第	61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第
区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物管使用者、	区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第
力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の	力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の
第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子	第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(抄)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)
(裏 面)	(裏面)
(開答)	(野谷)
による	による
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に開する法律第68条第7項の規定
(表 面)	(表面)
様式 (第8条関係)	様式(第8条関係)
- 記様式によるものとする。	- 記様式によるものとする

係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- (器)
- 3. 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第1 6条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項 、第28条第1項、第16条の2第1項、第16条の5第1項、第37条第5項、第43条の3の9第 1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第37条第5項、第43条の3の9第 1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5 項、第43条の11第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の10第1項 、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第43条の10第1項 条第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項、第50条第5項、第51条の7第1 項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の 規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設(製錬施設及び使用施設等 を除く。以下この項において同じ。)の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造 を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その 他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の 施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物 件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料 物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 5 (器)
- 6. 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させること

ができる。

<u>係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質</u> <u>その他の必要な試料を収去させることができる。</u>

- 2 (略)
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の 施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物 件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料 物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 4 (略)
- 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ
- 7~10 (略)

関係者の請求があるときは、

これを提示しなければならない

- 11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解
- 12~19 (略)

してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して減速をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8~11 (累)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 してはならない。

13~20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰 会に処し、又はこれを併料する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して、関述をせず、若しくは虚偽の関述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰命に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号
のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第
8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2
3項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2
項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、
若しくは忌避し、又は質問に対して減述をせず、若しくは虚偽の凍述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

第68条第6項の規定による立入り若しくは檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人 の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

Ц

第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。

第78条(前号に掲げる規定に

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

--- 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第 のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第 8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2 項から第4項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした

若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第13号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第20号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、1億円以下の罰金刑

係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑	三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に	<u>く。) 1億円以下の罰金刑</u>	に係る部分を除く。)又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除	<u> 築設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉築設置者及び使用者</u>	使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉	、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び	試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号	を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分	設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設	3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等	二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第	8.	その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す
														係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)(第九条関係)

第 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第7項の規定による 身 分 証 明 書	様式第8 (第27条関係) (表 面)	(身分を示す証明書) 第二十七条 法第六十八条第七項の身分を示す証明書は 第二十七条 法第六十八条第七項の身分を示す証明書は 第二十八条 令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等) 第二十八条 令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等)	改正案
第 号 	様式第8 (第27条関係) (表面)	(身分を示す証明書) 第二十七条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は 第二十七条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は 第二十七条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は 第二十七条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は	現

6	分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業	原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる検査等事務の区	2~5 (略)	核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。	<u>香させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の最に限り、核原料物質、</u>	む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を檢	同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含	、第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、	にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者	第 59 条第六項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会	は原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては	条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について	61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同	の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、	力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第3項各号に掲げる原子力事業者等	第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子 第	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	(裏 面)	(原花)
前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ	所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	分に広じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業	原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる検査等事務の区	核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。	査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、	む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を檢	同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含	、第 $$ 61 $$ 条の $$ 3第 $$ 1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、	にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者	第 59 条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会	は原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては	条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について	第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同	の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、	力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第3項各号に掲げる原子力事業者等	第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	(裏 面)	(原存)

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ

関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8~11 (器)

| 12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 | してはならない。|

13 ~ 20 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の

罰金に処し、又はこれを併科する。

80 条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした

て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第6項の規定による立入り若しくは檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

§ 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 78 条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 4号(試験研究炉第設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 6号、第 7号、第 8号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部盤を除く。)、第 8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部盤

、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

□ 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

、てはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の

罰金に処し、又はこれを併科する。 三十 第 68 条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項 各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の 規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対

<u>6.80条の4.次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</u>

、て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 68 条第5項の規定による立入り若しくは檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避し 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

る。 二 第 78 条第1 号、第 2 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、 第 3 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 4 号(試験研究炉 等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 6 号、第 7 号、第 8 号(試験研究炉 整設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 6 号、第 7 号、第 8 号(試験研究炉等 設置者に係る部分を除く。)、第 8 号の 2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除る。)、第 11 号、第 11 号、第 11 号、第 11 号、第 11 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除

に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑	三 第 77 条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条(前号に掲げる規定	者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑	設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用	号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 、第 29 号 (試験研究炉等	等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28	第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究短	号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 13 号の3から第 13 号の7まで、	分を除く。)、第 10 号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 11 号、第 12
			に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑	三 第 77 条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条(前号に掲げる規定	以下の罰金刑	く。) 又は第 30 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円	に係る部分を除く。)、第 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除	く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)(第十条関係)

改 正 案
-

て記に録 おかなければならない。
はい、それぞれ同表下欄に掲げる期間これをいいて、それぞれ同表中欄に掲げるところには、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げ 保従っ事 して項

_		う 第 第 巡 ハ イ 管	記
	氏。て原名)は」	アー関係第ロ記電用 ベスリー は である。	録
	び 巡 li に 視 タ	 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	事
	の 状 加 担 況 記	が施設の保守を受けた場で、法の保守	項
てる対当場が当合の場合の対象を表している。	置物全部	の三十だ毎(忍十三し日略 可三条、一	場記合録す
週一回の係出している。	象をのる施廃核気	デ 第 の 法 回 受 二 三 第 。 ナ 項 の 四 た	合録すべき
の 知 間	す年しん	# 設施点巡(を又し検視略)	保存期
[FJ	よ性区	発はたを又 乗設施実は	間
	者限お行	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	記
	氏。て原	の三四視第八五四十十二日記録	録
	び巡憶		事
	そ の st の 状 カ	対 を 三 の 芸 の 芸 に よ で 代 に よ で 代 に よ	項
	当にり	こ場二法る 守	
てる対当場から郷を		の 三 十 だ 毎 (忍 十 三 し 日 略	場合にき
毎視施廃に搬週に設止お出	対質てす	可二条 、一) を第の法回 受二三第 。	すべ

て記に録

•	нЦ	, –	201
お	録	9	は
カュ	L	11	`
な	`	て	発
け	そ	`	電
れ	れ	そ	用
ば	ぞ	れ	原
な	ħ	ぞ	子
5	同	れ	•
な	表	同	Ĺ
, v	下	表	炉ごと
0	欄	中	に、
	11本 に	欄	,
	掲	作り	次
		掲	表
	げっ		
	る	げ	0)
	期	る	上
	間	ところ	欄
	۲	\subseteq	に
	れ	ろ	掲
	を	に	げ
	保	従	る
	存	0	事
	ï	7	項
	_		

保

存期間

設施点巡

備

で過五棄設施実は

のす年し

(略)		(略)	(略)						(略)					(略)
四 (略)	(3)(2)(1) · (4)最高燃焼度 (略)	チ (略)	イ〜ト	か。	全ての核燃料物質を廃止措十二第二項の認可を受け、	+	までに掲げる事項について	三 燃料体の記録(イからト	イ〜ヌ(略)	るものを除く。)	を受けた発電用原子炉に係	の三の三十二第二項の認可	二 運転記録(法第四十三条	二・ホ(略)
(略)		(略)	(略)						(略)					(略)
(略)		(略)	(略)						(略)					(略)
四(略)	(3)(2)(1) • (4)燃度 (略)	チ (略)	イ~ト	ら搬出した	全ての核燃料物質を廃止措十三第二項の認可を受け、	は、法第四十三条の三の三	までに掲げる事項について	三 燃料体の記録(イからト	イ〜ヌ (略)		炉に	三第二項	記	こ・ド(各)

ロ〜ヌ (略)											側壁における線量当量率	施設等の放射線流)、放射性廃棄物	ら搬出したときな	質を廃止措置対象	を受け、全ての核	三の三十三第二項	蔵施設(法第四上	く。)、使用済燃	の認可を受けた場	三条の三の三十二	イ 原子炉本体 (法
	(略)	とする。	ては毎週	の記録に	設に限る	止措置対	外の施設	の貯蔵施	、 使用済	毎日一回	録にあつ	遮蔽物の限る。)	物の廃棄 置対象施	を除く。施設(廃	象施設か済燃料の	燃料物における	項の認可 を受けた	十三条の第二項の部	燃料の貯の三の三十	合を除法第四十	三第二項回。ただ	第四十 毎日運転
(略)			旦	あっ	<u> </u>	象施	(廃	設以	燃料	とし	ては	の記	設に	井	貯蔵_	使用	場合	の認可	十 三	三条	し、	中一十年間
ロ〜ヌ											側壁	施設	· · ·	ら 搬	質を	を受	三の	蔵施	<.	の認	三条	
5											側壁における線量当量率	設等の放射線遮蔽物)、放射性廃棄物の廃棄	ら搬出したときを除く。	質を廃止措置対象施設か	を受け、全ての核燃料物	三の三十二第二項の認可	施設(法第四十三条	。)、使用済燃料の	認可を受けた場合を	の三の三十二第二	原子炉本体(法第四
く ヌ	(略)	とする。		の記録にあっ	設に限る。)		外の施設(廃	の貯蔵施設以	、使用済燃料	毎日一回とし		設等の放射線遮蔽	射性廃棄物の	搬出したときを除く	止措置対象施	、全ての核燃	十二第二項の	施設(法第四十	。)、使用済燃料	認可を受けた場	の三の三十二	原子炉本体(法第

		_				
用原子炉施設の安全性の向十二 法第四十三条の三の二	十一 (略)	(削る)	十 (略)	口 (略)	九 廃止措置記録 イ 廃止措置記録	六~八 (略)
評価の都度	(略)	(削る)	(略)	(略)	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	(略)
間 定 第 め 項 期 に	(略)	(削る)	(略)	(略)	間 定 第 め 七 る 項 期 に	(略)
(新設)	十二(略)	の定期的な評価の結果 定による発電用原子炉施設 アルー 第七十七条第一項の規	十(略)	口 (略)	九 廃止措置記録 お 廃止措置記録	一六~八 (略)
(新 設)	(略)	評価の都度	(略)	(略)	下の で で の の の の の の の の の の の の の	(略)
新 設)	(略)	間 定 第 め 七 る 項	(略)	(略)	間 定 第 め 七 る 項	(略)

十三 上 0 た 略 8 0) 評 価 0 結 果 略 略 十三

略

略

(略)

2

6

略

第

項 の

表第

五.

号チ及び

IJ,

第

六

号、

第

九

号

1

及

び

7 の三の三十三第三項に 口 並 びに 項 項の \mathcal{O} 確認を受けるまでの期間とする。 第十二号の記 表 第 五. 号チ及び おいて準用する法 録の保存 IJ, 期間 第六号、 は、 第十二条の 法 第 九号 第四 十三条 1 及 六 び 7

(品 質保 証

第

より、 六 から 保 改 実 施、 善 証 + を継 第九 計 九 評 条 画 発 + を定 電 続 価 条ま 及 用 法 て び改 原子 第四 \otimes 行 で これ わなければならない。 善を行うとともに、 に規定する措 炉設置者 十三条の三の二 に 基 は、 づき保安活動 置を含む。 保安規定 + = 品質保 第 に (第 <u></u>の 基 項 七 証 づ \mathcal{O} 十八 き品 計 規 計 画 画 定 条 質 \mathcal{O} に

(品質保

証

第 \mathcal{O} 口 八項 三の三十二第三項におい 並 び に第 0 確認を受けるまで + 号の記 録 \mathcal{O} 0) 保存 て準用する法 期間とする。 期間 は、 法第四 第 + 二条 + 0) \equiv 条 六

第 から第 六十 改 実 保 ょ 善を継 施、 り、 証 九条 計 評 九 画 発 続 + 電 を 価 して行り I 及び · 条 ま 定め 用 原 法第 改善 でに 子 兀 わ これに基づき保安 十三条の 炉 なけ 設置者 を行うとともに、 規定する措置を含 れ ばならない は、 \equiv 0) 保 一 十 二 安 活動 規 む。 第 品 定 に基 質 (第 保 項 0) づ 七 0 証 き 計 + 規 計 八条 品 画 定 画 0 質 に

2 結 基 果を踏まえて 発 電 措 用 置 原 を 子 講 炉 前 ľ 設 項の たと 置 者 措置を講じなければならな き は は 第 同 七 頂各号 +七 条 第 げ 項 る評 \mathcal{O} 規 定

発 電 用 原 子 炉 施 設 0 定 期 的 な 評 価

第 七 ょ ŋ 七 条 発 電 用 法 第 原 子 兀 炉 + 設 置者 条 0 Ξ は 0) <u>二</u> 十 年 · を 超 第 えなな 項 V 0 期 規 定に 間

削

る)

七

七

条

削除

(発電用原子炉施設の巡視及び点検

第 第 設 炉 備 施 + 発 設 電 項 条 発 0 に 用 \mathcal{O} 電 1 原 0 認 用 法 て 点 11 子 可 原 第 て巡 炉 を 子 兀 検を 受 施 炉 +視さ -三条 設 けた者 設 行 置 \mathcal{O} わ せ、 保 者 \mathcal{O} せ を除 全 **(**法 な 0 次の各号に に け 従 第 二 十 二 く。 れ 事 兀 ば す + ならな は、 る 第 揭 者 条 げ に 毎 項 \mathcal{O} る 発 日 \mathcal{O} 施 電 \mathcal{O} 規 用 定 設 口 及 原 以 +に てド 子 上 ょ

一~三 (略)

2 用 法 用 置 原 第 法 子 原 対 兀 第 子 象 炉 几 + 十三 て 炉 施 設 巡 施 設 置 条 視 内 条 設 者 0 さ に \mathcal{O} は 0) せ 三 保 存 0 な 全に 0) 在 毎 け する 週 +れば 一 十 二 従 事す 場 口 第 ならな 以 合 条 る 上項 第 は 者に 0 毎 日 核 認 項 燃 廃 可 0 料 回 を 規 止 受け 措 以 物 定 質 置 上 に 対 が た ょ 象 廃 発 り 施 発 止 電

(発電用原子炉施設の保守管理

講 لح じ な け 発 n 電 ば 用 ならな 原 子 炉 ごと 次 0 各 号 12 撂 げ る 措 置

を

評 発 価 雷 す 用 る 原 こと。 子 炉 施 設 に お け る 保 安 活 動 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 状 況

発 知 雷 見 用 \mathcal{O} 原 反 子 映 炉 状 施 況 設 を に 評 お 価 け す る る 保 安 活 動 \mathcal{O} 最 新 \mathcal{O} 技

可 を受け 前 項 \mathcal{O} た発電 規 定 は 用 法 原 第 子 兀 ,炉に 十三 つ 条 いては適用 0 \mathcal{O} + L な 第 項 \mathcal{O}

認

2

発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第 設 炉 第 ŋ 八 + 備 施 発電 に 項 設 発 条 0 に 用 0) 雷 *(*) 原 認 0 用 法 て点 1 子 可 原 第 て を 炉 子 兀 検を 巡 受 + 施 炉 視さ 設 設 け 行 \mathcal{O} た 置 条 させ、 わ 者 保 者 0 を除 せ 全に \equiv 法 なけ \mathcal{O} 次 二十二 0) 従 < 第 れ 事 各号に 兀 ば す + なら る は、 第 · 掲 者に 条 ない。 げる 毎 \mathcal{O} 項 発 日 0) 施 電 規 \mathcal{O} 口 設 用 定 及 原 以 + に 上 び 子

√ 三 (略)

電 措 用 法 置 原 用 第 法 子 つ 原 対 几 第 子 象 炉 + 兀 て 炉 施 設 + 巡 設 施 置 条 条 視 設 内 者 \mathcal{O} さ に は、 \mathcal{O} 0 せ 保 三 存 0 な 全に従 在 毎 の 二 十 け する 週 +れ ばならない。 事す 場合 - 二条 口 第 以 る者 上項 は 第 毎 \mathcal{O} に 核 日 認 項 燃 廃 可 \mathcal{O} を受け 料 止 口 規 措 物 以 定 質 置 上 に 対 が た ょ 象 廃 発 ŋ 施 発 止 雷

発電用原子炉施設の保守管理)

な 他 け 発 \mathcal{O} び 電 行 必 運 ば Š 用 転 な な 5 子 措 検 止 用 法 な炉 置 中 原 第 試に 子 几 以 験 お 下 け 設 る 置 検 次 保 査 発 者 \mathcal{O} 守 電 は \equiv \mathcal{O} 各 管 補 用 \mathcal{O} 号 理 原 修 子 + に 雷 掲 لح 取 炉 用 げ V 替 施 第 原 う。 る え 設 子 項 措 \mathcal{O} 炉 置 改 保 \mathcal{O} \mathcal{O} に 造 を 全 運 講関そ \mathcal{O} 転 定 じしのた 中に 第

さ 付 の若 几 受け ただ 書 際 n L + 法れ 以 < る 類 に \equiv た ょ に 付 は条 兀 下 場 う 記 さ 法 \mathcal{O} + 合 保 発 載 れ第 三 \equiv 法 は 守 電 第 さ た 六 の 条 + = 兀 管 用 れ 条 八 \mathcal{O} 件 \equiv 理 原 第 た + \mathcal{O} 条 方 発 子 を 0 _ 限 条 針 炉 電 記 の項 五 ŋ \mathcal{O} 施 用 載 \mathcal{O} 第 で と 設 原 L 第 変 な \mathcal{O} た いの 子 更 項 う 保 炉 書 項 \mathcal{O} \mathcal{O} +守 施 類 \mathcal{O} 許 許 規 管 設 又 可 可 第 のは 定 に を 理 若 定 性 そ に 係 に l 項 \Diamond 関 能 れ ょ る < る す が 5 ŋ \mathcal{O} は 認 る維 の許請 法 方 持 可 添 可 書 第

る \mathcal{O} ょ 項 \mathcal{O} 前 う 記 \mathcal{O} + 号 画 載 +原 発 変 た さ 更 第 だ 子 第 炉 用 れの L 施 7 原 た 認 項 書 設 そ 子 発 に項の 可 場 電 お \mathcal{O} 炉 に \mathcal{O} 認 合 限 性 施 用 係 11 て 可 に る 能 設 原 る 申 準 若 お を 子 維 当 炉 請用 1 < て 持 該 施 書 す \mathcal{O} 認 る は は す 設 又 守 ベ 可のは法 性 管 き を そ 第 第 Ł 受 能れ十四 理 第 ら ニ 方 け + \mathcal{O} が 儿 針 لح た 維の条 + 廃 条 持 添の 定れ止さ付六の 条 る措れ書第 \mathcal{O}

> な炉 要 う 転 ょ 八 ご な 措 点 停 + n 検 止 置 中 発 条 試 に 電 以 験 お 次 用 法 \mathcal{O} 下 け 原 各 几 る 子 検 号 保 査 発 炉 + に 守 電 設 管 掲 補 用 置 条 げ 理 修 原 者 \mathcal{O} る 子 は لح 措 取 炉 \mathcal{O} 替 施 置 う。 を + え 設 子 講 \mathcal{O} 炉 U 改保の なに 浩 全 運 関 け そ 転 \mathcal{O} 項 れしのた 中 \mathcal{O} ば 他 \aleph 及 規 な原の に び 定 ら子必行運に

を受け 0 さ の若 付 几 + ħ 書 際 し 法 だ 以 る 類 に < \equiv 第 条 た ょ に L 下 付 は 几 場 う 記 さ 法 \mathcal{O} + 合 保 第 法 発 載 れ は、 第 守 電 さ た 六の 条 $\dot{+}$ 兀 管 用 条 八 れ \mathcal{O} 十三条 理 原 た 件 第 \equiv \mathcal{O} 方 子 発 条 を \mathcal{O} 限 電 記 \mathcal{O} 項 針 炉 五 り 0 用 施 載 \mathcal{O} 第 でなな لح 設 原 第 変 L た \mathcal{O} 子 項 NO 更 う保空 三 炉 書 項の \mathcal{O} + 守 施 類 \mathcal{O} 許 許 可 管 設 又 規 可 第 理 \mathcal{O} は 定 に 若 を 性 定 に そ に 係 L 項 関 能 ħ < \Diamond ょ る \mathcal{O} る す が 5 n 申 は 認 る維 許 \mathcal{O} 請 法 方 持 添 可書

類 る \mathcal{O} 電 ょ 項 \mathcal{O} 前 う の 十 用 画 記 号 変 + 原に 発 載 た お 雷 さ 更 第 だ れの 第 L た 認項 書 施 て 原 そ 子 に 項 発 可 \mathcal{O} \mathcal{O} 炉 電 に お \mathcal{O} 場 性 施 係 認 合 用 11 て に 能 設 原 る 可 若 申 準 お を 子 維 当 炉 請 用 1 < て の持 施 書 す 該 す る は は 保 認 設 又 守 ベ 可 は 法 法 \mathcal{O} 管 き を 性 そ 第 第 法 理 t 受 能 れ十 兀 第 方 \mathcal{O} け 5 + 兀 が 針 لح 条 た 維 \mathcal{O} + さ 廃 持 添の 条 さ付六 条 止 \mathcal{O} る措れ書第

三 (略)

定次 L \mathcal{O} 前 事 号 当 項 該 を 規 計 定 定 画 8 す に た る 従 保 保 0 守 守 て 管 管 保 理 理 守 のの 管 実 目 理 施標 を に を 実 関 達 施 す 成 す る す ること。 計 る た 画 を 策

イ (略)

用 取 ŧ 法 と \mathcal{O} 第 原 替 発 几 子 いえ 電 う。 + 及 用 炉 \mathcal{O} び原 条 運 改 子 \mathcal{O} 浩 転 炉 方 等 中 施 0) 及 法 設 以 び \mathcal{O} 関 + 運 実 下 点 す 施 転 \mathcal{L} 検 ること 第 停 頻の 度 号 止 試 項 中 並に 験 びお \mathcal{O} \mathcal{O} 認 区 に い検 可 別 時 7 査 を を 期 含 点 補 けむ発 検 たへ 等 電

ハ~へ (略)

2 (略)

五.

5

七

電 用 原 子 炉 施 設 \mathcal{O} 経 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価

第八十二条 (略)

2 て 経電 び す 過 用 法 る る に 原 発 L 第 電 た 日 子 几 項 ま 用 発 炉 + 各 で 原電設 的 な 号 に 子 用 置条 に 炉 原者 \mathcal{O} 価 掲 \mathcal{O} 子は 前 を げ 項 運 炉 \mathcal{O} る 行 に 転 に運 機 規 を 係 転 十 定 開 る を 及 す 始 発 開第 \mathcal{O} び る 雷 始 L 構 評 安 た 用 し項 価 造 全 日 原た \mathcal{O} 物 上以 子 日 規 結 重 後 炉 以 \mathcal{O} 定 果 経 要 兀 施 後 に に 年な 十 設 三 ょ 劣機 基 年に十 ŋ づ化器 を つ年 に等 き 経い を 発

三 (略)

几 定次 Ļ の前 事 号 当 項に 該を規 計定定 画めす に る た 従 保保 9 守 守 て 管 管 保 理 理 守 0 0 管 実 目 理 施標 を に を 実 関達 施 す 成 す る す る る 計 た 画 を \otimes

イ (略)

ŧ _ 法 用 取 とい 0) 第 原 替 発 トえて を 几 子 電 除 う。 炉 及用 + 0 び 原 条 運 改子 造 転 \mathcal{O} 0 炉 中 方 等 施 及 法 設 以 に び \mathcal{O} 関 + 運 実 下 点 すること。 転 施 第 頻の 停 止 度 号 試 項 中 並 に 験 \mathcal{O} \mathcal{O} U お 認 区 に い検 別 時 て 可 査 を を 期 受 含 点 補 け む 発 検 電 築

ハ~へ (略)

五~七 (略

2

発 電 用 原 子 炉 施 設 \mathcal{O} 経 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価

第八十二条 (略)

2 関 並過 て 経電 す す 用法 び 過 る に る 発 L 原 第 技 た子 兀 前 日 雷 術 項 ま 用 発 炉 十 的 各 で 原電設 な に 子 用置 条 炉原者 評 に \mathcal{O} 掲 \mathcal{O} \equiv 価 前 子 を げ 項 運 炉 \mathcal{O} 行 る に運 に 転 機 規 係 を 転十 器 定 開 る を す 開第 及 始 発 る 0 び L 電 始 評 構 安 た 用 L 項 造 全 原た 価 日 \mathcal{O} 物 上 以 子 日 規 0 \mathcal{O} 重 後 炉以定 経 要 果 兀 施 後 に に 年 な +設 ょ 劣 機 年 に +1) 化 器 を つ年 に等 経いを発

なっ 1 る 次 て 期 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 各 保 に 号 守 お に 管 11 掲 理 7 げ に 実 る 関 施 場 す す 合 る べ \mathcal{O} 方 き X 針 当 分 を 該 に 策 発 応 定 電 ľ L 用 な 原 け 子 該 れ 炉 各 ば 施 号 な 設に 5 に 定

当 該 延 当 長 認 第 該 す 可 発 る を 項 電 期 受 \mathcal{O} 用 間 け 規 原 た 定 子 延 に 炉 長 ょ 設 る す 置 る 認者 期 可 が 間 を 法 受 が 第 + け 兀 た 年 + \equiv を 場 超 合 条 え に \mathcal{O} る お 場 け \mathcal{O} 合 る

略

3 4 略

5 認 可 前 を 几 受 項 け 0 た 規 発 定 電 は 用 法 原 第 子 兀 炉 十 に 0 条 11 0 て は 0 適 用 + L な 第 1 項 \mathcal{O}

む他の条設 お 置 八 \mathcal{O} 火 消 活 か内 け L ŋ + 活 た に 項 三 動 5 る 災 防 条 工 を 第 核 \mathcal{O} 発 発 発 同が 消 八 燃 認 雷 場 雷 行 生 う +料 又 時 火 防 可 用 用 法 体 災 吏 六 物 を 原 は 原 第 に 制 0 員 条 質 受 子 事 子 兀 お ま け 炉 業 炉 + 0 現 が け 三条 場 0) 所 設 で 存た施 る に t に 涌 在 設 に 置 発 者 到 報 お L \mathcal{O} 法 お \mathcal{O} 電 着 な で は \equiv 用 11 11 す 消 て 11 あ 第 て \mathcal{O} 原 る 火 司 t 0 几 火 発 子 ま 又 U て + 災 電 \mathcal{O} + 炉 で は を が 用 施 に $\overline{}$ 除廃 条 延 発 原 第 設 く。 行 焼 \mathcal{O} 止の 生 子 \mathcal{O} う 保 措 L 項 \mathcal{O} 炉 保 次 活 防 全以置 \mathcal{O} た 施 \mathcal{O} 全 下 場 止 対 設 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 掲を そ た 象 十 合 を た 定 含 \mathcal{O} \aleph 設 の施 に に 8

下

U

行

5

体

制

 \mathcal{O}

整

備

に

関

げ

第

第

火

災

発

生

時

に

お

け

る

発

電

用

原

子

炉

施

設

 \mathcal{O}

保

全

 \mathcal{O}

た

8

なっ 8 1 1 る 次 T 期 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 各 保 に 号 守 お に 管 11 掲 理 7 げ に 実 る 関 施 場 する す 合 ベ \mathcal{O} 方 き当 区 針 分 を 該 に 策 発 応 定 電 ľ L 用 な 原 当 け 該 子 れ 炉 各 ば 施 号 な 設 に 定

当 +延 該 長 認 第 該 す 可 発 Ś を 項電 期 受 の用 間 け規 原 た 定 子 延 に炉 ょ 長 設 す る 置 る 認 者 期 可が 間 を 法 受 が 第 + け 兀 年 た + 場 を 超 合 条 え に \mathcal{O} る お 場 け \mathcal{O} 合 る

略

3 4 略

5

認 可 前 を 几 受 項 け \mathcal{O} た 規 発 定 電 は 用 法 原 第 子 兀 炉 + に 0 条 1 0 て は 0 適 用 + L な 第 1 項 0

む他の 条 設 第 お置 ょ 八 \mathcal{O} + 活 か内 け ŋ 活 消 L 以防 動 5 に 項 る た 三 動 条 を 下 隊 第 核 \mathcal{O} 発 工 発 消 認 場 同 が 八 燃 電 電 行 う 火 防 +料 用 又 可 用 法 体 災 吏 六 物 を 原は 原 第 制 員 条 質 受 子 事 子 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} け + 現 ま が 業 を 炉 炉 行 場 \mathcal{O} で 存た施 所 設 三 条 に在 置 備 う に 诵 ŧ 設 に 体 到 報 お L \mathcal{O} お 者 \mathcal{O} (法 で \equiv 着 な 制 11 11 は 消 7 あ 第 て \mathcal{O} す V \mathcal{O} る 火 発 整 火 同 t 9 兀 ま 又 て 災 + 備 じ \mathcal{O} + 電 で は を が に 用 に 関 延 除廃条 発 原 第 行 焼 < 生 子 \mathcal{O} 止 \mathcal{O} 保 措 Š \mathcal{O} 炉項 L 活 防 全 以 置 た 次 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 場 止 \mathcal{O} 下 対 設 規 を そ た 象 + 合 を 定 含 \mathcal{O} \Diamond の施 設に

る措 置 を 講 じ な け n ば な 6 な

(八

電 用 原 子 \mathcal{O} 運 転

第 受け 用 八 ょ た 原 にだし、 た場合 Ł 子 条 炉発 \mathcal{O} 電 は、この限 運 用法 法 第 転 原 第 兀 に 子 兀 関する日十三条 + りでな 条の三の三 措者の 三の二 置 は を 講次 ++ <u>-</u> じの な各 第 け号 第 れに 項 ば 掲 項 \mathcal{O} なげ \mathcal{O} . ら 認 る 規 可な発 定 電 をい に 第

- 転 を行 発 電 用わ用 せること。 原 子 炉 0) 運 転 に 必 要 な 知 識 を 有 する 者 に 運
- 7 発 電 るときでな 原 子 け 炉 れ \mathcal{O} ば 運 運 転 転を に 必 行 要 わ な せ 構 な 成 人 員 が そ ろ 0 7
- る 者 炉 であ 基 \mathcal{O} 前 準 運 号 に 転 0 \mathcal{O} てに 適 構 必要 合 成 L 人 カュ たも つ、 な知 員 0 \mathcal{O} 原子 うち 識 0 中 力規 運 技 カュ 能 転 へらで 制 及 責 選 委員 任 び 任すること。 経 者 会が 一験を は 告 有 発 示 L 電 で て用 定い原 \Diamond る 子
- で た るこ あ \otimes 前 を受けること。 \mathcal{O} 号 とに 方 \mathcal{O} か 法 基 準 9 0 実 に 施 適 発 電 体 合 あ 用 制 L 7 ら原 等 か 子 がい る じ 炉 当 該 カュ め \mathcal{O} どう 判 運 原 子 転 定 の保行 カュ 力 規 \mathcal{O} 安上の 制 判 委 定 +に を 員 会分十行 分 で う \mathcal{O}

六 (略)

七五 因 び 損 遮 傷 断 \bigcirc が 有 起 こっつ 無 に た 0 11 場 合 て 検に 査 は 遮 断 再 びの 運 起 転 ۲ 0 を 開た 原 始

> る 措 を 講じ な け れ ば な 5 な

略

原

 \mathcal{O}

運

場 炉 ょ 八 合 0) + ŋ は、この 運 法 七 電 第 転 発 条 用 兀 電 に 十三 子 関 用法 限 す 原第 りで 条の る 子 四 炉十 措 ない \equiv 置設 0) 置 条 を 講 者の $\overline{+}$ じ は な 0) 第 け次 れの + 項ば各 0 な号 第 らに 認 可 な掲 項 を受 いげ 0 る 規 けただ 原 定 子

- わせること。 原 子 炉 0) 運 転 に 必 要 な 知 識 を 有 す る 者 に 運 転 を 行
- きでな 原 子 け 炉 れ \mathcal{O} ば 運 運 転 転 に を 必 行 要 わ な せ 構 な 成 11 人員 が そ ろっ て 1 る
- 三 転 に 2 て、 適 に 前 必要 合 号 L カュ \mathcal{O} たも な知 つ、 構 成 \mathcal{O} 原 識 人 \mathcal{O} 子 員 中 力規 技 \mathcal{O} から うち 能 制 及 選 委員 \mathcal{U} 運 任 経 転 すること。 会 験 責 が を 任 告 有 者 示 L は て で 定 い原 \otimes 子 る る 者 炉 基 で \mathcal{O} 準あ運
- 几 ため とに であ け 前 ること。 り、 号の 9 \mathcal{O} 方 V て、 かっ、 基 準 つ、 実 あ に 施 適 ら原 カゝ 子 体 合 炉 制 L 等でがい \Diamond \mathcal{O} 運 原 当 る 子 転 力 の該 カュ どう 規 保 判 制 安 定 上 カコ 委 を 十行 員 \mathcal{O} うの 会 分 判 で 0) 定 あ 確 に を るこ +認 行 分 う

略

七五 緊 六 因 及 L び B 損断 傷 が \bigcirc 起 こった 有 無 に 場 0 合に 1 て 検は 査 しし B 断 再 びの 運 起 転

ること。 ることに 支 障 が な 11 لح を 確 認 L た 後 運 転 を 行 わ

略

+転 場 合 員 は、 \mathcal{O} 発 監 電 督 訓用 \mathcal{O} 練 原 下 を 子 にこ 受 炉 け \mathcal{O} れ る 運 を 守 者 転 がの 5 守 訓 せること。 る 練 ベ \mathcal{O} き た 事 \otimes 項 に を 運 定転 を \Diamond 行 運 う

蔵

第 八 ら貯 置 ょ 搬 可 な 蔵 ŋ L + に関 たエ ,を受 九条 出 1 0 したとき 発 け、 ただ 場 電 又 用 法 L は 全 次 原 第 は \mathcal{O} て 事 子 兀 業所 十三 0 各 炉 法 号に 設 核 第 0 燃料 条 兀 に 置 限 掲 お者 + \mathcal{O} り げ 物質を廃 \equiv 1 は \equiv っでない て 条 る \mathcal{O} 措 行 \mathcal{O} 発 + \equiv 電 置 わ 止 \mathcal{O} を れ 用 4.5 措 \equiv 講 原 第 核 + じ 子 置 燃 対 な 炉 項 第 料 象 け 施 0 施 物 設 規 れ 設 項ば 質 を 定 な \mathcal{O} 設 \mathcal{O} に カュ

5 五. 略

2

略

保 安 規 定

第 九 出に け ょ 十二条 ょ る L 0 なけ うと 保 1 て 安 保安 する れ 規 ばな 定 法 規 工 \mathcal{O} 第 5 定 場 認 几 な を定 十 三 又 可 は を 条 め 事 受 業 け \mathcal{O} ようと 所ごとに、 れ \mathcal{O} を記 す +載 る 兀 者 次 第 L た に は 申 掲 項 請 げ 認 \mathcal{O} 書 る 規 可 事を を 定 提 項 受 に

略

行 開 わ 始 せること。 することに 支 障 が な 1 لح を 確 認 L た 後 運 転

を

十 八 十 略

督 訓 原子 \mathcal{O} 練 を受 下 に 炉 け \mathcal{O} れ る 運 を 者 転 守 が \mathcal{O} 5 守 訓 せ る 練 ること。 ベ \mathcal{O} き た 事 8 項に を 運 定転 を \Diamond 行 う 運 転 場 員 合 のは

貯

第 5 5 認 貯 置 ょ 八 搬出 可 を な ŋ + 蔵 L *١* ، た に 九 受 関 工 条 したとき 発 場 け、 た 電 だ 又 用 法 は L 全 次 原 第 は て 事 \mathcal{O} 子 兀 各 業 \mathcal{O} + 法 炉 号に 核 第 所 設 三 燃料 \mathcal{O} 四 に 置 条 限 掲 お 者 + \mathcal{O} りで 三条 物質を廃 げ は、 11 7 る 0 な 行 措 \mathcal{O} 発 \equiv 置 わ 電 + 止 を れ \mathcal{O} 用 \equiv 措 講 る 原 第 +, 置 U 核 子 燃 炉 対 な 項 第 料 象 け 施 0 物 施 れ 設 規 設 項ば 質 を 定 のな \mathcal{O} 設に

5 五. 略

略

保

安規

定

2

第 出に け ょ 九 よう る +0 な **\ 保 て保 け لح 安 条 れ す 規 ば 安 る 定 法 なら 規 工 \mathcal{O} 第 定 場 認 几 な を 又 可 十 定 は を \equiv 受け 事 条 業 \mathcal{O} 所ご よう れ \mathcal{O} とに عَ を 記 す + る 兀 載 L 次 者 第 に た は 申 掲 項 請 げ 認 \mathcal{O} 書 る 可 規 を 事 を 定 提項受 に

に原 を含 作 因 発 業 分 ts 手 析 用 順 原 \mathcal{O} 書 方 子 等 法 炉 及 施 \mathcal{O} 保 \mathcal{U} 設 安 \mathcal{O} 規 れ 品 定 を 質 上 実 保 施 証 \mathcal{O} す に 位 置 る 関 た す 付 る け \otimes に \mathcal{O} 関 体 と 制 す る 並根 び本

兀 ~ 二 十 八

2 略

3 る。 を追 によ ば う と する とする な す 法 り認 Ś 5 加 第 た L 者 兀 な め 可 廃 は + 又 は を 止 ۲ 受 法 措 当 条 変 け れ 第 置 該 \mathcal{O} 更し を変 た 兀 計 認 保保 + 画 可 \mathcal{O} た安規 更 に \mathcal{O} 条 L 定 日 + ょ 安 定 \Diamond ま \mathcal{O} う 規 に \equiv ら で 第 لح 定 に 0 \mathcal{O} れ のい す て 項 ると て 認 + 11 当 \mathcal{O} 次 四 る 可 該 認 に き を 第 廃 認 可 受掲げ 掲 ŧ 止 可 を 同 項措 を 受 なけ るの事規 様 置 受 け と を け ょ す れ項定 実 ょ う 3

5 六 略

関 L すること 発 な 電 1 用 場合 原 子 を 廃 炉 除 止 0) 措 運 置 転 対 停 象 止 施 に 関 設 す 内 る 恒 核 燃 久 料 的 物 な 晳 措 置 が 存に

<u>-</u>+ 七 略

4 5

安 規 定 \mathcal{O} 遵 守 状 況 \mathcal{O} 検

第 九 兀 十 る + 検 条 査 は 毎 第 年 四 + 四十 回三 第 \mathcal{O} う 項 ŧ 三 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 認 لح 可 す + る を 兀 受け 第 た五 だりの た 発 雷 規 用法定 原第に

> 子 原 炉 手 因 発 施 順 分 雷 設 書 析 用 \mathcal{O} 築 \mathcal{O} 原 定 方 \mathcal{O} 子 期 保 法 炉 的 安 及 施 な 規 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 設 評 定 \mathcal{O} 価 上 品 n 0) を 質 関 位 実 保 す 置 施 証 ること 付 す に け る 関 並 た す を含 るこ \Diamond び に \mathcal{O} む。 発 体 電 制 用 根 原作本

几 <u>;</u> 二 十 八 略

2 略

 $\sum_{}$ は受 施 う と けた する する 変 とする れ 法 更 を 第 保安 ため 者 変 し 兀 た 更 廃 は 十 えし、 保 規 止 ようと 安 定 法 措 当 条 規 に 第 置 該 \mathcal{O} 定 2 計 認 するときも 0 V + 画 可 \mathcal{O} 認 T 七 \mathcal{O} に 可次条 定 日 + を受け に 第 \Diamond ま 掲 5 で 第 同 げ 項れ に 様とす な る て 項 \mathcal{O} け 事 規 当 11 \mathcal{O} れ項 定 る 認 該 を ば に 廃 認 可 追 ょ な 止 可 を 5 加 り 措 を 受 認 受 な L 置 け 可 を け ょ 又を 実 ょ

5 六 略

七 こと 11 場合 原 子 · を 除 廃 炉 1 \mathcal{O} < 措運 置 転 対 停 象 止 施に 関 設 内 す る に 核 恒 燃 久 的 料 物 な 質 措 が 置 存 に 関 在 L す なる

~ 二 十

4

保

安

規

定

遵

守

状

況

 \mathcal{O}

検

第 兀 よ九 + + る 検 三 条 査 条 は \mathcal{O} \mathcal{O} 法 0 毎 第 年 四 + + 兀 旦 \equiv 条 第 行 \mathcal{O} う É \equiv 項 ののの と 認 可 す + を る 匹 受 第 け た 五. だ項 た 発 しの 電 規 用法定 原第に

に応 子炉 じ、 施設に係 毎年四 る検査にあっては、 口 以内行うものとする。 廃 止 措置 0) 実 施 状 況 に 子 応じ、 炉施 設に係る検査にあっては、 毎年四 回以 内行うものとする。 廃止 措 置

2 3 略

(核 - 六条 物 質 防 護規 (略) 定

第

九十

2 発 電 項 用 \mathcal{O} 原 申 子 請 ,炉施 書 \mathcal{O} 提 設のうち令第 出 部 数 は、 正 六十三条第 本一 通 及び 写し 項 \mathcal{O} 表 第 通

三号の原子力 をする場 一合に 規 は 制 委員会が告示で定め 正 本 通及び写し二通)とする。 るものに 係る 申

(核 物質防護管理者の 選任等)

第 九十 八条 (略)

2 は、 出 法第十二条の三第二項の 第六 を 法 する場 正 |第四十三条の三の二十八第二 本一 + 匹 合に 条 通 及び 0 は 表 写 第三号 正 L 本 規 通 \mathcal{O} 通 定による届出 特 及び写し二通) 定 発 発 電 電 用 一項にお 原子 用 原 子 炉 書の提出 1 炉 施 て準用する とする。 設 係る のうち 部 届 数

安 全 性 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た 8 0 評 価 0 実施)

第九

九

条の二

法

十三条

の三の二十

九

第

項

0

評

価 電用原子炉 ならない。 以 下 安 全 性 第四 向 上 当該 評 価 安全性向 لح いう。 評価をし をする者 なけ は れ

> 0) 実 施

状 況

2 3 (略)

核 物 質 防護規定

第 九十六条 (略)

2 とする。 前項の 申 - 請書の 提 出部 数 は、 正 本 通 及び 写 L 通

(核物質防護管理者 \mathcal{O} 選任 等)

第九十八条 略

2 第十二条の三第二項の規定による届 法第四十三条の三の二十八第二 正本一通及び写し二通とする。 項に 出 おい 書 「 の 提 て準用 出 部 す 数る は法

(新設)

「国民の日本の日本の代表者の氏名 「日本の代表者の氏名 「日本の代表者の氏名 「日本の代表者の氏名 「日本の代表者の氏名 「日本の代表者の氏名 「日本の代表者の氏名 「日本の日本の代表者の氏名 「日本の日本の代表者の氏名 「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	(評価の結果等の届出) (評価の結果等の届出) (評価の結果等の届出をしようとする者は、安全性向上評価定による届出をしようとする者は、安全性向上評価定による届出をしようとする者は、安全性向上評価員会に届け出なければならない。	(安全性の向上のための評価の実施時期) とする。 さする。
名 さ す原	委事るを規	期ての対原
(新 設)	(新 設)	(新 設)

称 及 び 所 在 地

評 価 に 係 る調 査 及び分析 並 び に評 定 の方法)

一 げる も 九 す +Ś 九 条の六 \mathcal{O} 原 子力 とする。 規 制 法 第四 委員 会規 十三条の 測で 定 三 _ の ___ 8 る方法 + 九 はは、 第 兀 頃に 次に 掲 規

业上 お \mathcal{O} 及び拡大の ける当 防止 等 発電 \mathcal{O} 等」 用原 効果 該 措 とい 12 防 子 関 置 止 炉 う。 する次に 及 施 Ţ 以 設 その 下こ に 0 お 掲げ 措 た \mathcal{O} 11 置 号 \otimes て に に 予 る 0) 事 措 な 想 ょ 項 る 置 1 さ を 事 を講じた 7 れ 確 故 る 事 認 \mathcal{O} 事 故 す 発 故 場 ること 生 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 合 発 発 防 生 生

1 当 該 発 電 用 原子 炉 施 設に 9 1 て 法 第四 十

規 \mathcal{O} \mathcal{O} 定に 三の二十 と定めら 当 該 定める措置が 発 電用 _ 四 れて 原子 \mathcal{O} 認 いるもの 可 炉 講じ 又 施 は 設について、 5 が 変更 設置されていること。 れて 0 11 認 ること。 可 を受け 法第四 た保 十三条 安

口

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

+

兀

 \mathcal{O}

技

術

上

0

基

準

お

1

て

設

置す

きも

防 に 施 \sim 設 た ょ 当 自ら 措 ŋ に 該 置 確 お 発 効 安全性 効果内 認することとさ け 電 る安全に 用 原子 容及びその \mathcal{O} 向 炉 関 上 施 設に を す 措 る最 义 れ るため 置 て な 新 による事 いる 1 \mathcal{O} て 措置 知 イ 及 見 発 を踏 故 電 に び 0) 加 口 用 まえ え 発 0) 原 生 て 規 子 講 定 炉 \mathcal{O}

_

前

号

に

掲

げ

る

措

置

を講

じ

たに

ŧ

カコ

か

わ

6

大

止

等

 \mathcal{O}

新 設

度及び 事 す Ś る 0) 故 関 調 評 手 \mathcal{O} する 查 価 法 当 発 手 そ 該 生 法 事項につい に \mathcal{O} 事 分 象 に 析 他 至 及び が ょ る \mathcal{O} ŋ 発 重 可 確 生し 評 大 能 て、 認 事 価 性 す た 場 を 行 故 が ること。 \mathcal{O} 発 あ 合 V) 生す 発 る 生 場 \mathcal{O} その る可 合に に 被 害 至 事 る 能 は \mathcal{O} 可 程 象 性 そ 能 度 \mathcal{O} \mathcal{O} を評 性 発 あ \mathcal{O} に 生 る 可 関価 事 頻 能

三 用 評定 原 前二 子 を行うこと。 号 炉 施 に 設 ょ 0) ŋ 全体 確 認 L 係 た る安全性につい 内 容を考 慮し て、 ての 当 総 該 合 発 的 電

評 価 \mathcal{O} 結 七 \mathcal{O} 公表)

第 九 定 利 定 用そ に ょ 九 よる 条 る 0 公 \mathcal{O} 他 届 表 \mathcal{O} 出 は 適 を 法 切な方法により行うものとする。 しした 法第四 第 兀 後、 + \equiv +遅 条 \equiv 滞 条 \mathcal{O} な \equiv \mathcal{O} \equiv の 二 \mathcal{O} + インター + 九 -九第三 第 五. ネッ 項 項 \mathcal{O} 規 \mathcal{O}

定 機 器 0) 種 類

第 一~六 百 条 法 第四 (略) 十三条の三の三十 る特定 機器 は、 次 第 のとおりとする。 項 \mathcal{O} 原 子 力規 制 委

型 式 証 明 \mathcal{O} 申 請

第 百 す 一 条 る 定 者 機 器 は \mathcal{O} 法 次 型 第 に 式 几 · 掲 0 + げる事 - 三条 設計について型式 0 \equiv 項 を 0 記 載 +L 第 証 た 申 明 項 5を受けようと|場の規定により 請 書を 原 子 力

新設

(特定機 器 \mathcal{O} 種 類

第 一〜六(略)委員会規則で定め 百 条 法第四十三条 める特定 の三の二十 機 器は、 九 次 第 のと 項 おりとする。 0 原 子 力 規 制

型 式 証 明 \mathcal{O} 申 請

第

百一条 とする者 り 特 定 機 器 は 法 第四 \mathcal{O} 次 型 に 式 + 掲 0 げる事 設計につい 条 の 三 項 0) を 記載 て 型 + 九 式 L 第 証 た 申 明 項 を 請 0) 受け 規 書 を 定 よにうよ 原 子

制 委 員 会に . 提 出 L な け n ば な 6 な

(五. 略

2 略

3 用 明 項 とができる。 を す \mathcal{O} 原 ることができ するとき 規 子 定 力 に 規 ょ 制 は、 り 委 特 員 る 当 定 会 該 機 範 は 囲 型 器 式の を 法 限 の型 第 定設式 兀 計 \mathcal{O} + 設 に 又 係計 条 は る に \mathcal{O} 特 \equiv 条 9 件 定 11 \mathcal{O} を 機 7 \equiv 付 型 + 器 す を式第 る 使 証

略

4

式 証 明 変 更

第

号に た 承 \mathcal{O} 百 申 認 特 定 を受 請 掲 機 条 定 書 げ 機 器 る け 器 \mathcal{O} 法 を 原 ょ 事 型 \mathcal{O} 第 設 式 う 子 項 几 لح 力 \mathcal{O} 計 \mathcal{O} + する者 規 変 設 \mathcal{O} 更に 変 制 計 条 更 委 に \mathcal{O} 員 係 は 0 前 숲 る 1 \mathcal{O} に 次 ŧ 条 て に 第 型 提 \mathcal{O} + 掲 に 式 出 第 L げ 限 項 証 る事 第 る。 な 明 項 几 け を \mathcal{O} 項 号 受 n 規 ば を に 又 け 定 は な 記 9 た に 載い第 型 ょ 5 て 式 な 五 ŋ L

5

2 略

3 にのに 設 係 行 法 ; う。 る 計 第 に 特 兀 係 定 + る 機 器 特 条 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 機 型 器 式 \mathcal{O} 0) が 型 + そ 式 第 と \mathcal{O} 型 同 項 式 \mathcal{O} لح 証 承 認 明 認 め を は 5 受 れ け 当 た る 該 場型 承 合 式 認

> 力 規 制 委 員 会に 提 出 L な け れ ば な 5 な

五. 略

2

3

使 証 用 明項原 す を の子 ることが 規 するとき 力 定 規 に 制 ょ 委 でき は り 員 特 会 る 当定 は 範 該 機 开 型 器 法 を 式の 第 限 の型 兀 設 式 定 + 計の に 設 条 係計 又 0 は る に 特 9 \mathcal{O} 件 定 11 機 を 7 + 器 付 型 九 を式第 す

4

る

ことが

できる。

型

証

明

変

更)

第 し T 五. 式 ŋ 百) た 申 号 に 承 特 \mathcal{O} 式 認 特 定 条 を 請 掲 定 機 受 げ 機 器 書 法 け \mathcal{O} る 器 第 を \mathcal{O} 型 原 ょ 事 \mathcal{O} 几 Š 設 式 子 項 + غ \mathcal{O} 計 力 \mathcal{O} する者 規 変 \mathcal{O} 設 条 更 変 制 計 \mathcal{O} に 更 委 に は 員 係 0 \mathcal{O} 会 る 前 11 条 + 次 ŧ 7 提 に 第 型 \mathcal{O} 九 掲 に 式 出 第 げ 限 項 証 L る。 な る 第 明 項 事 け 兀 を \mathcal{O} 項 号 受 れ 規 を に ば 又 け 定 つは な 記 た に 載 い第 型 ょ

5 三 略 な

1

3

2

略

略

4

略

合 式 認 \mathcal{O} に 法 行 設 係 第 ; う。 る 計 几 に 特 + 係 定 る 機 条 特 器 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 機 型 \mathcal{O} 器 式 が 0) 型 九 式 そ 第 لح \mathcal{O} 同 型 項 式 \mathcal{O} لح 証 承 認 明 認 を \Diamond は 5 受 れ け 当

た

場型

該

承

る

定 機 型 式 証 明 通 知 書 0) 交付

第 る。 百 そ 兀 れ 条 ぞ れ 原 当 子 該 力 各 規 号に 制 委員 定 め 会 には、 る 書 面次をに 交付 掲 げる場合に応 する t \mathcal{O} と す U

- 証 法 兀 十 \mathcal{O} 0 + 第 項 0) 規 定 に ょ る 型 式
- 法第四 明を 行っ + た 場 条の三の三十第三項の規定による承 合 特 定機 証 明 通 知 認
- 通 証 行った 明 法 知 \mathcal{O} 第 取 兀 消 + L 条 を行った場 \mathcal{O} 三の 定機器型式証明変更承認通 三十 合 第 特 五. 定 項 機 \mathcal{O} 規定による型 証 明 取 式 消

を

場合

特

知

型 式 証 明 番号 等 \mathcal{O} 告示)

第

百

五.

条

略

2 ŧ 項 0) 0 原 であ 変更 子 力 規 るとき が 第 制 委 百 は 員 条第一 (会は、 そ 0) 旨 項 法 を告 第五号に掲げる事項に 第 兀 示す + るも 条 0 0 \equiv とする。 0) 三 +係 第 る

3

式 指 定 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 範 囲

第 る型 式 百 指 六 条 ることを 式 定 設 と 計 法 い特 第 う。 業とする者 定 兀 機 + 三条 器 \mathcal{O} \mathcal{O} 申型請式 0 又 \equiv はに、つ は \mathcal{O} そ \equiv 0) 型い 式 て 者 設 か \mathcal{O} 第 . ら型 計 指 特 定 項 定機 式 **(**以 \mathcal{O} 設 規 器 計 下 定 特 を に 型 定製 ょ

> 定 機 器 型 式 証 明 通 知 等の 交付

第

る。 百 そ四 れ 条 ぞれ 原 当該 子 . 力 各 規 号 制 に 委 員 定 \otimes 会 は、 る 書 次に 面 を 交 掲 付 げ る場 する 合 ŧ \mathcal{O} に と応 す

式証 法 第四 明 を行 + 0 た 条 場 \mathcal{O} 合 \mathcal{O} 特 定機 + 九 器 第 型式 項 証 0) 明 規 通 定 知 ょ る 型

式証 認を行っ 法 法 明の 第四 第四 た 場 十 三 取 + 消 合 条 条の三の二十九第三項の規定による L を \mathcal{O} 特定機器型式 行った場合 \equiv <u>__</u> + 九 第 証明変更承認通 特 五. 定機 項 \mathcal{O} 器型 規定によ 式 証 知 る 明 取型

型 式 証 明 番 号 \mathcal{O} 告 示

消

通

知

第 百 五条 略

2 三項の るものであ 原 子 力規 変 更 るとき が第 制委 百 員 は 会 条第一 は、 その 法 旨 項第五号に掲 第 を告 兀 + 示 するものと 条 0 げる事 0) しする。 項 $\overline{+}$ 九 第 係

3

型式 指 定 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 範 囲

第 型式。 す 百 六条 ることを と 計 い特 法 業と う。 定 第 機 兀 す 器 + Ś \mathcal{O} 0) 型 者 申 条 文は . 請 式 \mathcal{O} は、 につ \equiv そ 0 0) 型 V 式 て 者 + 設 か \mathcal{O} 第 5 計 指 型 特 定 項 定 式 0 機 以 規 設 器 計 下 定 を 特 に 製 型 定 ょ 機作式

以 定 本 す 水とする 以 機 邦 0 下 っる契 器 下 に を て 製 を 輸 購 行うも 製 本 約 造 者 出 入 作 者 邦 を 又 す さ 等 等 に は 締 n る \mathcal{O} 輸 結 そ る 契 とす とい とい 出 \mathcal{O} 型 約 L 7 者 式 す を う。 う。 ること 7 か 設 締 る者 5 計 結 当 特 L を が、 を で 該 定 て す 業 あ 型 機 11 る型 کے 式 器 製 0 る するも て当 作、 設 を 者 式 計 製 設 該 特 作 外 販 型 \mathcal{O} 売 定 す 玉 計 を 特 又 式 機 る に は 含 設 器 定 お 計 機 使む を V 用 器 特 購 を 7

式 指 通 知 書 等の 交付

第 る。 百 + れ 条 ぞ 原定 れ 当 子 該 力 各 規 号に 制 委員 定め 会 る は 書 面次 に を 交付 掲 げ す る る 場 合に応 t 0 と す じ

式 指定を 法 略 第 兀 行 +0 た場 条 \mathcal{O} 合 \mathcal{O} 型式 + 設 計 第 特 定 項 機 \mathcal{O} 器 規定 指定 に 通 よる 知 書 型

定 P定機器指式による型が 法 第 兀 + 定 式 取 指 条 消 定 \mathcal{O} 通 0) \equiv 知取 0) \equiv 消 + L を 第 行 五 0 た 項 又 場 は 合 第 型 六 項 式 設 \mathcal{O} 計 規

発 電 用 原 子 炉 0 渾 転 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 延 長 に 係 る 認 可 0 申 請

第 百 る ょ 期 ŋ + 間 同 条 \mathcal{O} 第 延 長 法 に 項 第 0 \mathcal{O} 四 発 V + 電 三条 て 認 用 可 原 \mathcal{O} を 子 受け 炉 0 を ょ 運 十 うとす 転 する 第 几 んる者 こと 項 \mathcal{O} はが 規 で 定 当 き に

第

以 下 機 す と 邦 器 0 する 器 る契 下 に を 製 て を 輸 購 造者 本邦 行 者 製 約 出 入 うも 作 を 又 さ す 等 等 締 に は る n · 輸 0) 結 そ る 契 とす と と 0) 型 約 出 L す て 1 者 式 を る。 う。 う。 ることを業とするも 1 か 設 締 る者 5 計 結 当 特 L こであ が、 該 定 て を す 型 機 1 って当 る型 製 式 器 る 作、 設 を 者 式 計 製 該 作 設 販 特 外 売 型 計 \mathcal{O} 定 す 玉 を 式 又 る 特 機 に は 含 こと 設 器 定 お 使 計 機 む を V 用 購 器 特 を 7 以定入業 に 本

型 式 指 定 通 知 書等 0) 交 付

第 る。 百 そ +れ 条 ぞ れ 原 子力 当 該 各号 規 制 に 委 員 定 会 \Diamond 去は、 る 書 面 次 を に 交 掲 付 げ する る場 ŧ 合 \mathcal{O} に と応 す

指定を行 法 第 兀 0 + た 場 条 合 \mathcal{O} 型 \mathcal{O} 式 =設 + 計 第 特 定 項 機 \mathcal{O} 器 規 指 定 定 に 通 よる 知 型 式

(略)

による型が 定 機 法 器 第 指 兀 定式 + 取指 消 定 条 通 \mathcal{O} 0 知 取 \equiv 書 消 \mathcal{O} 三十 L を 第 行 五. 0 た 項 場 又 合 は 第 型 六 式 項 設 \mathcal{O} 規 計 特定

発 電 用 原 子 炉 \mathcal{O} 運 転 0 期 間 \mathcal{O} 延 長 に 係 る 認 可 0 申 請

る ょ 百 り 期 + 同 間 三 条 \mathcal{O} 条 延 第 長 法 に 項 第 0 \mathcal{O} 兀 発 11 + て 電 認 用 条 可 原 0 を受 子 炉 0 け を ょ 運 + うと 転 す 第 す ることが 几 る者 項 0 は 規 で 定 きに

n 項 ば を 期 なら 記 間 載 \mathcal{O} ない。 満 L た 了 申 前 請 書 年 を 以 原 上 子 年 力 規 三 制 月 委 以 員 内 に 숲 に 次 提 に 出 掲 げ L な る け 事

一~四 (略)

2 · 3 (略)

発 電 用 原 子 炉 \mathcal{O} 運 転 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 延 長 12 係 る 認 可 0 基 準

第 期 間 規 百 定 間 に 制 \Diamond + る \mathcal{O} お 兀 委 基 運 員 条 11 準 て 転 会 に に 規 法 適 伴 原 則 第 合するものとする。 う 子 で 兀 劣化 炉 定 + パその \Diamond る を考 条 基 他 0 慮 \mathcal{O} 準 \equiv 設は L 0 た 備 上 が + 延 で 延 長 技 長 し 第 ょ 術 L 五. よう う 基 項 ع 準 0 لح す 規 原 則 す る 子 る 期 に 力 第

廃止措置として行うべき事項)

第

解 指 る て に 規 百 汚 ょ 制 定 放 体 + す 射 染 る 委 五 á 員 線 さ 汚 そ 条 숲 管 れ 染 \mathcal{O} 関 理 保 規 た \mathcal{O} 法 記 物 除 有 則 第 0 録 \mathcal{O} 去 す で 兀 引 る核 廃 定 + 0) 渡 三条 同 \Diamond 棄 核 燃料 条 及 燃 る とする 措 第 料 \mathcal{U} 0 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 物 置 五. 第 物 項 六 質 質 は \equiv 0) + 又 \mathcal{O} + 七 譲 原 は 発 子 条 核 渡 電 \equiv 力 用 第 燃 第 規 原 料 制 項 核 子 項 物 燃 委 に 質 炉 0 員 料 規 に 施 原 会 定 よ物設 子 が す 0 質 \mathcal{O} 力

(廃止措置計画の認可の申請)

れ項 該 を ば 期 な 記 間 5 載 \mathcal{O} ない L 満 た 了 申 前 請 年 書 を 以 上 原 子 力 年 \equiv 規 月 制 以 委 員 内 会 に に 次 に 提 出 掲 げ L る な

け事

~四 (略)

· 3 (略)

2

発 電 用 原 子 炉 \mathcal{O} 運 転 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 延 長 に 係 る 認 可 \mathcal{O} 基 潍

定期 間 規 百 間 に \Diamond 制 + る \mathcal{O} お 委 兀 基 運 11 員 条 て、 準 転 会 に に 規 法 適 伴 原 則 第 合 う 子 で 兀 するも 劣 炉 定 + 化 そ \Diamond 0) を考 る 条 のとする。 他 基 \mathcal{O} 慮 準 \mathcal{O} L 設 は \mathcal{O} た 備 上 + が 延 で 延 長 技 長 L 第 ょ 術 L 五. ょ う 基 項 う لح 準 \mathcal{O} لح す 規 原 則 す る 子 る 期 に 力

廃止措置として行うべき事項)

第 す 射 て に 解規 百 汚 ょ 線 体 制 十 機 管 染 る 委 五. 関 理 3 汚 そ 員 条 染 \mathcal{O} 記 れ 会 \mathcal{O} 録 た 保 規 \mathcal{O} 法 引 0 物 除 有 則 第 渡 兀 去 す で 同 \mathcal{O} Ź 条 廃 定 + لح 第 棄 核 核 \Diamond しする 条 燃 燃 る 五. 及 料 措 項 び 料 0 三の 物 置 \mathcal{O} 第 物 質 原 質 は 七 子 条 又 \mathcal{O} 力 は + 第 譲 発 規 電 核 渡 制 項 燃 用 第 L 委 に 料 原 員 規 物 核 子 項 質 定 燃 炉 \mathcal{O} が す に 料 施 原 指 る ょ 物 設 子 定放 0 質 \mathcal{O} カ

廃止措置計画の認可の申請

な 記 号 11 百 . う。 載 に n + 掲 L 廃 六 た げ 止 申 る 措 請 事 9 置 法 書 項い 12 第 を に 7 関 兀 認 する 原 0 + 1 子 可 =を 力 7 計 条 受 廃 規 画 0 け 制 止 委 措 ょ 以 0 うと \equiv 員 置 下 会 計 +に 画 す 廃 =ノる を 提 第 止 定者 出 措 \Diamond は 置 項 な 計 \mathcal{O} ک け 次 規 画 れれ \mathcal{O} 定 ば を 各 لح に

第

第

5

な

1

兀 九 廃 止 措 略 置 0 対 象 لح な る 発 電 用 原 子 炉 0 名 称

2 3 略

(

廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 変 更 0 認 可 \mathcal{O} 申 請

第

る け 百 力 者 た 用 + 規 は、 廃 す 七 制 止 る 委 次措 法 員 \mathcal{O} 置 第 法 会 各 十 二 計 第 に 号 画 兀 提 条 に に + 掲 出 0 \mathcal{O} \equiv L げ 六 条 11 な る て 第 \mathcal{O} け 事 変 三 \equiv れ 項 更 項 \mathcal{O} ば を \mathcal{O} \mathcal{O} 三 な 認 記 規 + 5 定に 載 可 \equiv な を 第 L ** ، 受け た ょ \equiv 申 ŋ 項 請 ょ 認 に う 書 お 可 を لح を V 原 す 受 7

_ 略

五廃 止 措 置 \mathcal{O} 対 象 لح な る 発 電 用 原 子 炉 \mathcal{O} 名

几

2 3 略

廃 止 措 置 画 に 係 る 軽 微 な 変 更

第 潍 百 用 +八 す 条 る 法 法 計 第 + 第 兀 条 + \mathcal{O} 三 条 六 第 \mathcal{O} _ の 項 三十 た だ L \equiv 書 第 に 規 項 定に す お るい 原て

> な記 号 ょ 百 11 う。 5 載 に ŋ + な L 掲 廃 六 \ ` た 申 げ 止 条 る に 措 請 事つ 置 法 書 項い 第 に に 7 関 を 几 認 原 0 す +子 11 可 る \equiv 7 を 力 計 条 廃 受 規 画 0 制 け 止 以 委 措 ょ 0 う 員 置 下 会 計 と + に す 廃 画 る 提 を 止 第 者 出 定 措 めは置い、計 項 L な 計 \mathcal{O} け ح 次 画 規 れ \mathcal{O} 定 れ ばを各 لح に

 \equiv 廃 止 措置 0) 対 象 لح な る 原 子 炉 \mathcal{O} 名

儿 5 九 略

2 3

廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第 子 る け 準 百 力 者 た 用 + 規 廃 は す 七 制 る 止 条 委員 措 次 法 \mathcal{O} 置 第 法 会に 各 計 十 第 号 画 兀 提 に に 条 +出 掲 0 \mathcal{O} \equiv L げ V 六 条 な る事 て 第 \mathcal{O} け Ξ 変 れ 項 更 項 \mathcal{O} ば を \mathcal{O} 0) なら 記 認 規 十 定 載 可 な を L に 第 ょ た 受 申 け ŋ 項 請 認 ょ に う 書 可 お لح をい を 原 す受 7

• 略

五 廃 止 措 置 \mathcal{O} 妆 象 لح な る 原 子 炉 0 名

儿

2

3

廃 止 置 計 画 に 係 る 軽 微 な 変 更

第 準 百 用 +す 八 る 条 措 法 第 法 十 第 兀 条 + \mathcal{O} \equiv 六 条 第 \mathcal{O} 三項 三の ただだ 三十 L 書 第 に 規 項 定 に お す るい 原て

0 子 実 力 施 規 に 制 伴 委 う 員 災 숲 害 規 0 則 防 で定 止 上支障のない変更とす \Diamond る 軽 微 な変 更は 廃 止 措 置

力

規

制

委

員

숲

規

則

で

定

め

る

軽

微

な

変

更

は

廃 る ŋ

止

措

置

2 け 日 を か受 出 法 ら三十 つけた なけ 第 兀 者 れ + ば 日 は \equiv な 以 条 5 内 前 \mathcal{O} に、 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ な 項 \mathcal{O} その 変 \equiv 十三 更 をし 旨 第 を 原 たときは 子 項 力 \mathcal{O} 規 規 定 制 その によ 委員 会 変 ŋ に 更 認 届 \mathcal{O} 可 2

廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 認 可 0) 基

第 委員 とする。 百 用 + (会規 す 九 る 条 則 法 で 第 法 定 第 匹 め 条の る基 + 三条 準 六 第 は 0 三の 匹 次 項 \equiv 0) に 各 規 + 号に 定 でする 第 掲 原 げ 項 る 子 に ع 力 お お規 1 制 ŋ 7 第

5 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$

 \mathcal{O} に 防 ょ 廃 止 0 止 上 措 て 適 汚 置 切 染 \mathcal{O} な さ 実 ŧ れ 施 \mathcal{O} た物 が で 核 あ 又 燃 ること。 は 料 発 物 電 質 若 用 原 L < 子 炉 は に 核 ょ 燃 料 る 災 物 害 質

止 措 置 \mathcal{O} 終 了 \mathcal{O} 確 認 \mathcal{O} 申 請

第 な る \mathcal{O} 準 百 事 終 用 け 七れ 項 了 す +ば を る 条 \mathcal{O} ならな 記 法 確 載 認 第 法 Ĉ + を 第 た 受 兀 申 け 条 + 請 ょ \mathcal{O} う 書 六 条 عَ を 第 \mathcal{O} 原 す 八 子 る 項 \mathcal{O} 者 力 \mathcal{O} 規 規 は + 制 定 委 に 次 第 員 ょ \mathcal{O} 会 各 ŋ 項 に 号 廃 に 提 に 止 お 出掲 措 1 げ 置 7

(3 略 略

2

け 日 を の子 受け から三十 実 出 法 施 な 第 た者 け 兀 に れ 十三 伴 ば う 日 は なら 以 条 災 内 害 前 \mathcal{O} な に、 \mathcal{O} 項 防 \ \ \ 0) \mathcal{O} 変更 止 そ \equiv 一十二第 上 0) 支 を 旨 障 を L 0 二項 たときは 原 ない変更とす 子 の規 力 規 定に 制 委 そ

員 0) ょ

会

に

届

変

更

 \mathcal{O}

認

可

廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 基 準

とする。 委 準 百 員 用 + 会規 す 九 る 条 則 法 で 第 法 定 +第 め 兀 る 条 十 基 \mathcal{O} 準 六 条 は 第 0) Ξ 兀 次 項 に 0) 各 規 + 号 定 に す 第 んる原 掲 げ 項 る 子 に لح 力 お 規 お 1 制 ŋ

\<u>\in</u>

几 上 に ょ 適 廃 切 0 止 て汚染 な 措 ŧ 置 \mathcal{O} \mathcal{O} で さ 実 あ 施 れ ること。 た が 物 核 燃 又 は 料 物 原 質 子 若 炉 に L ょ < る災 は 核 害 燃 \mathcal{O} 料 防 物 止 質

廃 止 措 置 \mathcal{O} 終 了 0 確 認 0 申 請

第 な る \mathcal{O} 準 百 け 事 終 用 七れ 項 + 了 す を記 ば る \mathcal{O} 条 なら 確 法 略 載 認 第 法 な L を + 第 。 た 申 受 兀 け 条 + 請 ょ \mathcal{O} \equiv う 六 条 書 を لح 第 \mathcal{O} 原 す 八 \equiv る 項 子 \mathcal{O} 力 者 \mathcal{O} 規 は規 + 制 定 委 に 第 次 員 \mathcal{O} ょ 各 ŋ 項 숲 に 号 廃 に に 提 止 お 掲 措 出 11 げ 置 7

3 略

2

(廃止措置の終了確認の基準)

第 制 7 百 とする。 委 準 員会規 用 す る 則 法 第 で 法 定 十二条の 第 兀 8 十三 る基 六条第の 潍 は 八 \equiv 項 次 \mathcal{O} に 0) 十三 各 規 . 号 定 する 第 に 掲 項 げ 原 る 子 に لح 力 お 規 お 1 第

------(略)

請 旧 発 電 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申

第 はに 委 百 員 ょ 会に 十 二 第 ŋ 百 廃 提 十 止 六 措 出 L 条 置 法 な \mathcal{O} 計 第 け 規 兀 画 れ 定 に + ば 0) 0 な 例 11 条 ら に 7 \mathcal{O} な 認 ょ \equiv ŋ 可 \mathcal{O} 申 を 請 受 + け 書 几 ょ を 第 うと 原 子 項 力 す \mathcal{O} 規 る 規 者 定 制

旧 発 電 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 提 出 期 限

第 る。 す 百 る 十三 原 子 力 条 規 制 法 委 第 兀 員 十三 会 規 条 則 \mathcal{O} で 定 三 \Diamond \mathcal{O} \equiv る 期 + 兀 間 第二 は 六 項 月 に と 規 す 定

0 旧 申 発 請 電 用 原 子 炉 設 置 者 等 0 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 変 更 0 認

第 て 百 淮 + 用 兀 す る 条 法 第 法 + 第 兀 条 十三 0) 条 七 第 \mathcal{O} 兀 三 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 + 定 几 に 第 ょ 兀 ŋ 項 に 法お 第い

廃止措置の終了確認の基準

制 7 百 委員 準 用 + 会規 する 条 則 法 で 第 法 + = 定 第 8 兀 条の る + 基 六条の 準 は \equiv 八 次 項 \mathcal{O} \mathcal{O} に \equiv 十 二 各 規 号 定 する 第 に 掲 原 げ 項 る 子 に لح 力お お規い

りとする。

〜四 (略)

旧 発 雷 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O}

申

第 はに、ト 委 百 二 十 二 員 ょ 会に ŋ 第 百 廃 + 提 止 出 六 措 L 条 置 法 な \mathcal{O} 計 第 け 規 画 儿 れ 定 に + ば 0) 0 な 例い 条 5 に て \mathcal{O} な 認 ょ ŋ 可 \mathcal{O} 申 を + 請 受 け 書 よう 第 を 原 لح 項 子 す 力 \mathcal{O} 規 る 規 制者定

旧 発 電 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 提 出 期 限

第 る。 す 百二十三 る 原 子 条 力 規 制 法 委 第 員 几 十三 会 規 条 則 の 三 で 定 \Diamond \mathcal{O} 三 る 十三 期 間 第 は 項 六 月 に と規 す定

可 旧 0 申 発 請 電 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認

第 7 百 準 +用 す 兀 á 条 法 第 法 + 第 几 条 + \equiv \mathcal{O} 七条 第 \mathcal{O} 兀 \equiv 項 \mathcal{O} 0 三 規 + 定 に 第 ょ 兀 項 に 法お 第い

制 者た は 廃 +止 会に 第 条 措 百 置 0 提 +計 三 出 七 画 0 条 に \mathcal{O} +0 規 11 几 れ 定 7 第 ば \mathcal{O} 変 例 更 項 に \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 認 規 **(**) Ŋ 可 定 申 を に 受 ょ 請 け ŋ 書 を よう 認 原 可 لح を 子 力 す 受 規る け

委

員

し

な

け

な

5

な

旧 発 電 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 軽 微 な 変

第 置 原 7 百 子 淮 \mathcal{O} 実 力 + 用 施 規 す 五. に 制 る 条 伴 委 法 う 員 第 法 災 会 + 第 害 規 兀 条 \mathcal{O} 則 + 防 で 0) 止 定 七 条 上 め 第 \mathcal{O} 支 る 兀 障 軽 項 \mathcal{O} \mathcal{O} た 微 な な だ + 変 L 几 変更 更 書 第 は に 几 لح 規 項 す 廃 定 に る。 止 す お る 措 V 第

2 け 日 を 受 出 カュ 法 ら 三 け な 第 け た 几 十 者 れ + ば 日は な 以 条 5 内 前 \mathcal{O} な に 項 0 \mathcal{O} そ 変 更 + \mathcal{O} を四 旨 を L 第 たとき 原 項 子 力 \mathcal{O} 規 は 規 定に 制 そ 委 員 ょ \mathcal{O} 会 変 り に 更 認 届 \mathcal{O} 可 2

け

出

な

け

n

ば

な

5

な

11 旧 7 発 \mathcal{O} 電 施 用 設 原 定 子 期 炉 検 設 査 置 を 者 要 等 す に る 係 場 る 合 廃 止 措 置 対 象 施 設 に

第 制に 百 係 規 委 ょ する。 る 員 + ŋ 定 廃 会 潍 六 \mathcal{O} 止 適 規 用 条 措 用 則 さ に で れ法 対 係 定 る 第 法 兀 象 る \Diamond 場 施 る 第 +設 合 場 +条 内 に 合 限 に \mathcal{O} 核 る 法 条 燃 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 兀 九 物 は + 第 + 兀 質 几 が 条 項 廃 第 存 止 \mathcal{O} \mathcal{O} 几 在 措 三 原項 す 置 \mathcal{O} 子 \mathcal{O} る 十力規 計 場 五規 定 画

> 制者た 儿 + 委 は廃 員 止 \equiv 会 第 措 条 に 百 置 0 提 +計 出 七 画 0 L 条 に な \mathcal{O} 0 +け 規い =れ 定 7 第 ば 変 \mathcal{O} な 例 更 項 5 に \mathcal{O} \mathcal{O} な 規 ょ 認 ŋ 可 定 申 を に 受 ょ 請 書 け ŋ を ょ 認 5 原 可 لح 子 を 受 力 す 規る け

旧 発 雷 用 原 子 炉 設 置 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 \mathcal{O} 軽 微 な 変

日 を 置原 7 百 受 子 準 か \mathcal{O} 法 実 力 ら け 第 用 + 三 た 兀 施 規 す 五. 十 者 に 制 る + 条 伴 日 委 法 は う 員 以 条 第 法 災 内 会 + 前 第 \mathcal{O} に、 害 項 \equiv 規 几 \mathcal{O} 0) \mathcal{O} 則 条 + 防 そ 変 \equiv で \mathcal{O} 止 定 更 + 七 \mathcal{O} 条 上 を 旨 8 第 \mathcal{O} 支障 L る を 第 兀 原 軽 たとき 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 子 項 微 た な だ 力 0) な + 1 規 L 規 は 変 定に 制 更 書 第 更 そ 委 は に 儿 لح 員 0) ょ 規 項 す 숲 変 ŋ 廃 定 に る に 更 認 止 す お 届 \mathcal{O} 可 措 る

9 旧 11 て 発 \mathcal{O} 雷 施 用 設 原 定 子 期 炉 検 設 査 置 を 者 要 等 す に る 係 場 る 合 廃 止 措 置 対 象 施 設 に

第

合 に 制 に 百 係 規 委 ょ す 員 る 定 り + る 廃 会 潍 六 \mathcal{O} 止 適 規 用 条 措 則 さ 用 置 に で れ法 第 対 係 定 る 象 る 8 法 兀 施 場 る 第 + 場 二三十条 合 設 内 に 合 ·二 条 に 限 \mathcal{O} 往法 核 る 燃 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 兀 九 +第 + 物 は 兀 質 が 廃 条 項 第 存 \mathcal{O} \mathcal{O} 止 几 在 措 原 項 す 置 \mathcal{O} 子 \mathcal{O} 十力規 る 計 画 五規定

 \mathcal{O}

2 略

2

略

(夷面)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第7項の規定による (略)	様式第五(第138条関係)	項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする時書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第七時書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項に様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項に様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項には、第百三十八条 法第四十三条の三の二十四第六項においり分を示す証明書は、例分を示す証明書は、	本一通とする。 三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正第百三十七条 法第四十三条の三の八第三項及び法第四十(届出書等の提出部数)
(夷面)		様式第五(第138条関係)	(身分を示す証明書は、様式第五によるものとする項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとし、法第六十八条第六時書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項に様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項に様式第三によるものとし、法第四十三条の二の二十四第六項におい第百三十八条 法第四十三条の三の二十四第六項におい第分を示す証明書は、場分を示す証明書は、	本一通とする。 本一通とする。 三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正第百三十七条 法第四十三条の三の八第二項及び法第四十(届出書等の提出部数)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

徭

68 県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際 竔 竔 力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。 の他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量 定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、 号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特 規制物資使用者、 にあっては第 については原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会 等の区分 同条第5項、 原子力規制委員会、 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する 59 条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員 継 第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各 国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子 2 条第3項各号に掲げる原子力事業者 (都道府 書類そ 舥

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の4 第 1 項、第 28 条の2 第 1 項、第 43 条の3 の13 第 1 項、第 43 条の10 第 1 項、第 46 条の2 第 1 項、第 51 条の9 第 1 項若しくは第 55 条の3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第 16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条 第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43 条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3 の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16 第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

68 竔 の他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量 号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特 規制物資使用者、第 県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、 竔 等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用 力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる 定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類そ にあつては第 59 については原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会 缑 艇 同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する 条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各 2 条第3項各号に掲げる原子力事業者

原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の4 第1項、第 28 条の2 第1項、第 43 条の3の13 第1項、第 43 条の10 第1項、第 46 条の2 第1項、第 51 条の9 第1項若しくは第 55 条の3 第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

0

原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第 43 条の3の9第1項、第 43 条の3の10 第1項、第 43 条の3の11 第1項、第 43 条の3の12 第1項、第 43 条の3の12 第1項、第 43 条の3の13 第1項、第 43 条の3の15 第1項、第 43 条の3の16 第1項、第 43 条の3の24 第 5 項及び第 43 条の3の30 第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設(製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。)の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所

艇 4 12 分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事 係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検 してはならない。 業所に立ち入り、 原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。 物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核 施行に必要な限度において、
 査させ、又は関係者に質問させることができる おいて同じ。)の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関 において、その職員に、原子力施設、製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項に 条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、 第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、 前各項の規定により職員が立ち入るときは、 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる検査等事務の区 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、 関係者の請求があるときは、 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の 第 51 条の 10 第 1 及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度 帳簿、 書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させる その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な これを提示しなければならない。 その身分を示す証明書を携帯し、 第 62 条第1項の規定の 第 51 S S 艇 12 4 6 8 ~ 11 原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。 てはならない 関係者に質問させることができる (悪)

又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、

施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、 物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の 帳簿、書類その他必要な

分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事 業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させる 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる検査等事務の区

前各項の規定により職員が立ち入るときは、 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 その身分を示す証明書を携帯し、 Ş

78 籴 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の

78

111

舥

68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項

罰金に処し、又はこれを併科する。

111 第 68 条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3 第1項 罰金に処し、又はこれを併科する。

各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する

- 十一 第 68 条第 1 項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項 各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 80条の4次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした 第機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
- 二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科さって

徭

二 第 78 条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3

各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

\$80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する

艦

+

- 第 68 条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3 第1項 各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 80 条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
- 二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 第 78 条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3

11

定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑	定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑
三 第 77 条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条(前号に掲げる規	三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規
刑	刑
30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金	30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金
除く。)、第 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第	除く。)、第 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第
2から第 27 号の4まで、第 28 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を	2から第 27 号の4まで、第 28 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を
第 26 号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の	第 26 号の2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の
から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、	から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、